

特許庁委託事業

アフリカ9カ国の模倣防止対策

カメルーン、エチオピア、ガーナ、ケニア、
モーリシャス、ナイジェリア、南アフリカ、
タンザニア、ウガンダ

2022年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所(知的財産権部)

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し、また翻訳に際しても翻訳会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。

また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。

本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な最新の法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先、翻訳業務委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。
これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

I. 本レポートの構成	5
II. 調査対象国の「模造品対策」状況一覧表	5
III. 各国の対策等の詳細	13
1. カメルーン	13
1.1 当該国の知的財産の状況	13
1.2 知的財産権の出願	17
1.3 模倣防止対策	18
1.3.1 カメルーンにおける模倣防止対策の概要	18
1.3.2 カメルーンにおける行政措置の概要	19
1.3.3 カメルーンにおける国境対策の概要	22
1.3.4 カメルーンにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要	24
1.4 フローチャート	28
2. エチオピア	33
2.1 当該国の知的財産の状況	33
2.2 知的財産権の出願	35
2.3 模倣防止対策	36
2.3.1 エチオピアにおける模倣防止対策の概要	36
2.3.2 エチオピアにおける行政措置の概要	40
2.3.3 エチオピアにおける国境対策の概要	41
2.3.4 エチオピアにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要	43
2.4 フローチャート	48
3. ガーナ	53
3.1 当該国の知的財産の状況	53
3.2 知的財産権の出願	55
3.3 模倣防止対策	55
3.3.1 ガーナにおける模倣防止対策の概要	55
3.3.2 ガーナにおける行政措置の概要	56
3.3.3 ガーナにおける国境対策の概要	59
3.3.4 ガーナにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要	60
3.4 フローチャート	64
4. ケニア	70
4.1 当該国の知的財産の状況	70
4.2 知的財産権の出願	74
4.3 模倣防止対策	74
4.3.1 ケニアにおける模倣防止対策の概要	74
4.3.2 ケニアにおける行政措置の概要	76
4.3.3 ケニアにおける国境対策の概要	80

4.3.4 ケニアにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要.....	83
4.4 フローチャート：.....	87
5. モーリシャス.....	93
5.1 当該国の知的財産の状況.....	93
5.2 知的財産権の出願.....	95
5.3 模倣防止対策.....	95
5.3.1 モーリシャスにおける模倣防止対策の概要.....	95
5.3.2 モーリシャスにおける行政措置の概要.....	96
5.3.3 モーリシャスにおける国境対策の概要.....	99
5.3.4 モーリシャスにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要.....	101
5.4 フローチャート：.....	103
6. ナイジェリア.....	109
6.1 当該国の知的財産の状況.....	109
6.2 知的財産権の出願.....	113
6.3 模倣防止対策.....	113
6.3.1 ナイジェリアにおける模倣防止対策の概要.....	113
6.3.2 ナイジェリアにおける行政措置の概要.....	115
6.3.3 ナイジェリアにおける国境対策の概要.....	118
6.3.4 ナイジェリアにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要.....	119
6.4 フローチャート：.....	122
7. 南アフリカ.....	127
7.1 当該国の知的財産の状況.....	127
7.2 知的財産権の出願.....	129
7.3 模倣防止対策.....	129
7.3.1 南アフリカにおける模倣防止対策の概要.....	129
7.3.2 南アフリカにおける行政措置の概要.....	131
7.3.3 南アフリカにおける国境対策の概要.....	134
7.3.4 南アフリカにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要.....	137
7.4 フローチャート.....	139
8. タンザニア.....	145
8.1 当該国の知的財産の状況.....	145
8.2 知的財産権の出願.....	146
8.3 模倣防止対策.....	147
8.3.1 タンザニアにおける模倣防止対策の概要.....	147
8.3.2 タンザニアにおける行政措置の概要.....	148
8.3.3 タンザニアにおける国境対策の概要.....	150
8.3.4 タンザニアにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要.....	152
8.4 フローチャート.....	155
9. ウガンダ.....	159
9.1 当該国の知的財産の状況.....	159
9.2 知的財産権の出願.....	164

9.3 模倣防止対策.....	164
9.3.1 ウガンダにおける模倣防止対策の概要.....	164
9.3.2 ウガンダにおける行政措置の概要.....	165
9.3.3 ウガンダにおける国境対策の概要.....	167
9.3.4 ウガンダにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要.....	168
9.4 フローチャート.....	170

I. 本レポートの構成

本稿の構成は、セクションⅠ.で今回の調査対象国である、カメルーン、エチオピア、ガーナ、ケニア、モーリシャス、ナイジェリア、南アフリカ、タンザニアおよびウガンダにおける行政救済、国境対策、民事および刑事訴訟を要約する。

セクションⅡ.では、調査対象国の「模造品対策」の状況を一覧表としてまとめた。

セクションⅢ.では、各国の対策等の詳細について述べる。

II. 調査対象国の「模造品対策」状況一覧表

注：本表にある組織等の日本語名称の後に「※」のあるものは、日本語の正式名称が確認できなかったため、仮称である点ご留意ください。

	行政救済	国境対策	民事訴訟	刑事訴訟
カメルーン	当局名： 1／国営情報通信技術局 (ANTIC: National agency for information and communication technologies) ※¹ 2／規格品質機関 (ANOR: Standards And Quality Agency) ² 3／通信省 (MINCOM: Ministry of communication) ※³ 記録およびモニタリング： なし 登録手続の期間： 該当なし 登録のための公式手数料： 該当なし 必要書類： 該当なし 供託手数料： 当局により決定される。 廃棄： あり、オプションである。 原告または国の財務官が支払いを行うが、最終的には、罰	当局名： 税関 (Customs) 登録：あり 登録手続の期間： 未確定、関係当局により決定される。 登録のための公式手数料： 出願人と当局との間で交渉される。 供託手数料： あり、当局により決定される。 廃棄： あり、法が模倣を禁じているので、商品の廃棄は常にオプションである。 原告または国の財務官が支払いを行うが、最終的には、費用、罰金または損害賠償請求として被告に帰属し得る。 その他の救済方法： 1／裁判所の差止命令 2／物品の没収 3／輸送手段の没収 全手続の長さ：	第一審裁判所： 合議体 (Collegiate court) 救済方法： 1／請求権 2／損害賠償 3／差止命令 全手続の長さ： 平均2年 全手続の総費用： 個々の場合に応じて決定される。	申立てを受けた当局： 1／担当行政組織 (The administrative structure in charge) 2／司法警察 (Judicial Police) 3／法務部門 (Legal department) 4／場合に応じて裁判所 (Courts) 職権上の行為：なし 罰金：あり、オプションである。 1,775米ドルから10,650米ドルの範囲 廃棄： あり、廃棄は命令されることがある。原告または国の財務官は、廃棄に対して支払いを行うが、最終的には、損害賠償請求として被告に帰属し得る。 その他の救済方法： 1／裁判所の差止命令 2／物品の没収 3／輸送手段の没収 全手続の長さ： 平均2年

¹ (National agency for information and communication technologies)

² (Standards And Quality Agency)

³ Brigade for Intervention at MINCOM (Ministry of communication)

	行政救済	国境対策	民事訴訟	刑事訴訟
	金、費用または損害賠償請求として被告に帰属し得る。 全手続の長さ： 平均2年 全手続の総費用： 個々の場合に応じる。	未確定、差押え措置は申立て後直ちに実行される。 全手続の総費用： 個々の場合に応じる。		全手続の総費用： 個々の場合に応じて決定される。
エチオピア	当局名： 該当なし 記録およびモニタリング： 該当なし 登録手続の期間： 該当なし 登録のための公式手数料： 該当なし 必要書類： 該当なし 供託手数料： 該当なし 廃棄： 該当なし 全手続の長さ： 該当なし 全手続の総費用： 該当なし	当局名： 税関委員会 (The Customs Commission) 登録：なし 登録手続の期間： 該当なし 登録のための公式手数料： 該当なし 供託手数料： 供託金の金額は、法に基づいて規定されてはいない。ただし、問題に応じて「十分」でなければならない。 廃棄：可能性あり 法には誰が費用を負担するかは明記されていないが、実際には、政府は、商品を廃棄し、被告に対して処分費用の弁済を請求する権利を有する。 その他の救済方法： 該当なし 全手続の長さ： 個々の場合に応じる。 全手続の総費用： 個々の場合に応じる。	第一審裁判所： 連邦第一審裁判所 (The Federal First Instance court) 救済方法： 1/被告が侵害行為を継続することをやめさせるために差止命令を出すこと。 2/被告に対し、侵害により請求者に与えた損害を賠償するよう命じること。 全手続の長さ： 平均して2年から3年 全手続の総費用：製品の数量および請求金額によって異なる。平均して、行政手数料およびその他の公的手数料は、1,000米ドルから2,000米ドルに専門家の報酬を加えたものまでの範囲となり得る。	申立てを受けた当局： 連邦警察 (The Federal Police) 職権上の行為： なし 罰金： 罰金刑は布告に基づき規定されていない。 廃棄：可能性あり 政府は、物品を廃棄し、被告に対して処分費用の弁済を請求する権利を有する。 その他の救済方法： 該当なし 全手続の長さ： 平均して2年から3年 全手続の総費用： 裁判所の手数料およびその他の管理費用は、製品の数量および請求金額によって異なる。平均して、行政手数料およびその他の公的手数料は、1,000米ドルから2,000米ドルに専門家の報酬を加えたものまでの範囲となり得る。
ガーナ	当局名： 1/食品医薬品局 (Food & Drugs Authority) 2/ガーナ基準局 (Ghana Standards Authority) 記録およびモニタリング： あり 登録手続の期間： 食品については、6週間かかる。医薬品については、6ヵ月かかる。 登録のための公式手数料：	当局名：ガーナ歳入庁 (税関部) (Ghana Revenue Authority (Customs Division)) 登録：なし 登録手続の期間： 該当なし 登録のための公式手数料： 該当なし 供託手数料：あり 金額は、税関長の裁量によるものとし、留置およびその後の手続に関して発生する経費、費用	第一審裁判所： 高等裁判所 (商事部) (The High Court (Commercial Division)) 救済方法： 1/差止命令 2/廃棄 3/損害賠償 全手続の長さ： 第一審裁判所において6ヵ月から5年 全手続の総費用： 個々の場合に応じる。弁護士報酬は、1万英ポンド	申立てを受けた当局： 警察 (The Police) 職権上の行為：なし 罰金：あり、オプションである。 15,000米ドルから30,000米ドルの範囲 廃棄：可能性あり 費用は通常、国が負担する。 その他の救済方法： 物品の没収および廃棄またはそのいずれか

	行政救済	国境対策	民事訴訟	刑事訴訟
	医薬品申請手数料 3,600 米ドルおよび登録手数料 720 米ドル。 必要書類： 1／記入済み申請書 2／申請者の事業登録証明書 3／現地代理人が申請を行う場合の委任状 4／有効成分の仕様 5／有効成分の分析証明書 6／サンプル 7／ガーナ薬局評議会からの証明書 供託手数料： 当局により決定される。 廃棄：可能性あり 侵害者が有罪判決を受けた場合、裁判所は、更に、完成した模倣品および生産手段の双方を没収し、廃棄すべき旨の命令を出すことができる。裁判所は、廃棄費用を負担するよう侵害者に命令することができる。 全手続の長さ： 訴訟が争われる場合は 6 ヶ月から 5 年 全手続の総費用： 個々の場合に応じる。	および損害賠償額を対象とする。 廃棄：可能性あり 命令は、模倣品の廃棄のために行うことができる。裁判所は、かかる命令を出す場合、侵害者に対して廃棄費用を負担するよう命令することができ、その場合、侵害者に対して執行されることができる。 その他の救済方法： 該当なし 全手続の長さ： 6 ヶ月から 5 年 全手続の総費用： 個々の場合に応じる。	ド（約 1 万 3,730 米ドル）を超える可能性は低い。公式／申請手数料は、1,000 ポンド（約 1,373 米ドル）を超える可能性は低い。保管は、事案を最終的に処分し、商品を廃棄するのに要する時間に応じる。	全手続の長さ： 1 ヶ月から 2 年 全手続の総費用： 個々の場合に応じる。通常、証拠物件は、申立人の費用負担なしに警察が保管する。証拠として提出され、廃棄されるまで、申立人の費用負担なしに裁判所が保管する。
ケニア	当局名： 模倣品取締機関（ACA：Anti-Counterfeit Authority） 記録およびモニタリング： あり 登録手続の期間： ACA の処理速度および職員により異なる。 登録のための公式手数料： 約 2,041 米ドル 必要書類： 1／申請書 ACA19 2／申請人の名義で現存する場合を示す、登録当局により証明された登録証の写し 3／代理人選任書 ACA15 供託手数料： 該当なし 廃棄：可能性あり	当局名：ケニア歳入庁（KRA：Kenya Revenue Authority） 登録： なし。KRA は、ACA と連絡をとる。 登録手続の期間： 該当なし 登録のための公式手数料： 該当なし 供託手数料： 該当なし 廃棄：可能性あり 費用は国・政府が負担する。 その他の救済方法： 知的財産の観点からは、他に救済手段はない。救済が認められた場合、裁判所は、廃棄、罰金または禁固に関する命令を発出する。	第一審裁判所： 植物育種家の権利侵害（種苗審判所）以外のすべての知的財産侵害問題に関する高等裁判所（The High Court for all Intellectual Property infringement matters other than for infringement of seed and plant breeder's rights (Plant Varieties Tribunal)） 救済方法： 1／アントンピラー命令 2／恒久的差止命令 3／中間的差止命令 4／損害賠償 5／不当利得 6／搜索および差押え 全手続の長さ： 9 ヶ月から 3 年、事案の複雑さおよび裁判所の利用可能性により異なる。	申立てを受けた当局： ケニア警察（The Kenya Police） 職権上の行為：あり 罰金：可能性あり 数量および市場価額によって異なる。 廃棄：可能性あり 国は、廃棄の費用を負担する。 その他の救済方法： 知的財産の観点からは、上記法律の範囲外で他の救済方法はない。救済が認められた場合、裁判所は、廃棄、罰金または禁固に関する命令を発出する。 全手続の長さ： 9 ヶ月から 2 年、事件の複雑さおよび裁判所の利用可能性によって異なる。 全手続の総費用：

	行政救済	国境対策	民事訴訟	刑事訴訟
	費用は現地の製造者または輸入者が負担する。 全手続の長さ： 理想的には3ヵ月であるが、個々の場合に応じる。 全手続の総費用： 未確定、個々の場合に応じる。申立て、調査および検査のための公式手数料はおおよそ3万ケニア・シリング（約270米ドル。以下、KES）である。裁判費用は、弁護士の報酬体系および問題の複雑さに従う。	全手続の長さ： 理想的には3ヵ月であるが、個々の場合に応じる。 全手続の総費用： 未確定、個々の場合に応じる。申立て、調査および検査のための公式手数料はおおよそ30,000KES（約270米ドル）であり、裁判費用は、弁護士の報酬体系および問題の複雑さに従う。	全手続の総費用： 未確定、個々の場合に応じる。裁判費用は、弁護士の報酬体系および問題の複雑さに従う。	未確定、個々の場合に応じる。裁判費用は、弁護士の報酬体系および問題の複雑さに従う。
モーリシャス	当局名： 警察（The Police） 記録およびモニタリング： なし 登録手続の期間： 該当なし 登録のための公式手数料： 該当なし 必要書類： 該当なし 供託手数料： 約465米ドル 廃棄：可能性あり 侵害者は支払いをしない。 全手続の長さ： 6ヵ月から1年まで、事案の性質による。 全手続の総費用： 知的財産権者に対してはなし	当局名： 税関（Customs） 登録：あり 登録手続の期間： 約2週間 登録のための公式手数料： 該当なし 供託手数料： 約465米ドル 廃棄：可能性あり その他の救済方法： なし 全手続の長さ： 6ヵ月から1年の間 全手続の総費用： 該当なし	第一審裁判所： 最高裁判所（The Supreme Court） 救済方法： 1／不公正な行為または不法行為を防止するための差止命令 2／損害賠償 3／裁判所が適切と考える不公正な行為に使用され、またはその原因となった物品または物の没収及び廃棄 全手続の長さ： 6ヵ月から1年の間 全手続の総費用： 個々の場合に応じて6,000米ドルから7,500米ドル 支払金を除く。 注：保管料はなく、問題の商品は税関で保管される。	申立てを受けた当局： 警察（The police） 職権上の行為： なし 罰金： 約5,804米ドルの罰金となるおそれがある 廃棄： 廃棄は可能である。費用は誰も負担しない。税関は、廃棄を進める。 その他の救済方法： 該当なし 全手続の長さ： 1ヵ月から2年 全手続の総費用： 権利者に対して、侵害者が有罪判決に基づき罰金および訴訟費用を支払うことはない。
ナイジェリア	当局名： 専門当局はないが、知的財産を対象とする機関は多数ある。 1／連邦競争消費者保護委員会（FCCPC：The Federal Competition and Consumer Protection Commission）⁴ 2／ナイジェリア標準化機構（SON：The Standards Organisation of Nigeria）⁵	当局名： ナイジェリア関税局（NCS：Nigeria Customs Service） 登録：なし 登録手続の期間： 該当なし 登録のための公式手数料： 該当なし	第一審裁判所： 連邦高等裁判所（The Federal High Court） 救済方法： 1／アントンペラー命令 2／差押え 3／差止命令 4／損害賠償 全手続の長さ： 18ヵ月から36ヵ月以上	申立てを受けた当局： 警察（The Police） 職権上の行為： 裁判所は、容疑者の出頭を要求する召喚状を発行することができ、容疑者の逮捕に対する令状を発行することができ、かつ容疑者の敷地を捜索するための令状を発行することができる。 罰金：

⁴ The Federal Competition and Consumer Protection Commission (FCCPC)

⁵ The Standards Organisation of Nigeria (SON)

	行政救済	国境対策	民事訴訟	刑事訴訟
	3/食品医薬品管理局 (NAFDAC: The National Agency for Food and Drug Administration and Control) ⁶ 4/経済金融犯罪委員会 (EFCC: The Economic and Financial Crimes Commission) ⁷ 記録およびモニタリング: NAFDAC との登録システム 登録手続の期間: 6 ヶ月から 9 ヶ月で NAFDAC に登録 登録のための公式手数料: 登録料は製品によって異なり、手数料の情報は NAFDAC のウェブサイトで見入手可能⁸ 必要書類: 1/商標権の証拠 2/委任状 3/製造または自由販売の証明書 4/分析証明書 5/公正証書 6/ナイジェリアにおける販売店・代理店の設立証書 7/工場検査の案内書 供託手数料: 該当なし 廃棄: 可能性あり費用は NAFDAC が負担 全手続の長さ: 18 ヶ月から 24 ヶ月 全手続の総費用: 未確定、個々の場合に応じる。	供託手数料: 該当なし 廃棄: 該当なし その他の救済方法: 該当なし 全手続の長さ: 該当なし 全手続の総費用: 該当なし	全手続の総費用: 60,000 米ドルから 80,000 米ドル	最高 1,400 米ドル 廃棄: 可能性あり その他の救済方法: 5 年から 15 年の禁固刑 全手続の長さ: 3 年から 5 年まで、事案の性質による。 全手続の総費用: 約 2 万 500 米ドルから 3 万 4,150 米ドル、費やされた期間による。
南アフリカ	当局名: 南アフリカ警察庁 (SAPS: South African Police Service) および貿易産業競争省 (the Department of Trade Industry and Competition) 記録およびモニタリング: なし 登録手続の期間:	当局名: 南アフリカ歳入庁 (SARS: the South African Revenue Service) の一部門である関税局 (Department of Customs) 登録: あり 登録手続の期間: 2 年	第一審裁判所: 高等裁判所 (The High court) 救済方法: 1/差止命令 2/侵害標章の除去命令または除去が不可能な場合は引渡命令 3/損害賠償	申立てを受けた当局: 1/警察 2/SARS 長官 (The Commissioner) 3/貿易産業省 (The Ministry of Trade and Industry) 職権上の行為: あり模倣品取締法および関税・物品税法は、警察および SARS の当局者に対し、事前の告訴の必

⁶ The National Agency for Food and Drug Administration and Control (NAFDAC)

⁷ The Economic and Financial Crimes Commission (EFCC)

⁸ <https://www.nafdac.gov.ng/resources/nafdac-tariff/>

	行政救済	国境対策	民事訴訟	刑事訴訟
	該当なし 登録のための公式手数料： 該当なし 必要書類： 該当なし 供託手数料： 該当なし 廃棄： 可能性あり。裁判所の命令または和解がない場合、原告（訴訟依頼人）が費用を負担することになる。 全手続の長さ： 差押えの日から約6ヵ月から12ヵ月 全手続の総費用：個々の場合に 応じる。	登録のための公式手数料： 規定手数料なし 供託手数料： なし 廃棄： 可能性あり裁判所の命令または和解がない場合、原告（訴訟依頼人）が費用を負担することになる。 その他の救済方法： 税関の場合には、当該品目の関税に基づく罰金。 全手続の長さ： 差押え後6ヵ月から12ヵ月 全手続の総費用：個々の場合に 応じる。記載されている見積料金は、通貨固有のものであることに留意されたい。 宣誓供述書-手数料 580 米ドル（支払金を除く） 引渡通知-手数料 290 米ドル（支払金を除く） 廃棄手数料 290 米ドル（支払金を除く） 支払金合計 78 米ドル	4／損害賠償の代わりに、ロイヤルティ 全手続の長さ： 2年 全手続の総費用： 約6,520 米ドル、差押えの数量による。	要なしに、疑わしい模倣品を押収する権限を与えている 罰金： 初犯については1商品につき最高5,000 南アフリカランド（約330 米ドル。以下、ZAR）、再犯については1条品目につき最高1万 ZAR（約650 米ドル）とする。 廃棄： あり、ブランド保有者が支払うべき料金 その他の救済方法： 該当なし 全手続の長さ： 1年から3年 全手続の総費用： 1万 ZAR（約650 米ドル）、差押えの数量により異なる。
タンザニア	当局名： 1／営業登録・実施許諾局（The Business Registrations and Licensing Agency） 2／タンザニア著作権協会（Copyright Society of Tanzania） 3／公正競争委員会（FCC：Fair Competition Commission） 記録およびモニタリング： 該当なし 登録手続の期間： 該当なし 登録のための公式手数料： 該当なし 必要書類： 該当なし 供託手数料： 担保として要求されることがあるが、金額の明示はない。	当局名： タンザニア歳入庁（TRA：Tanzania Revenue Authority） 登録：なし 登録手続の期間： 該当なし 登録のための公式手数料： 該当なし 供託手数料： 担保として要求されることがあるが、金額の明示はない。 廃棄：可能性あり費用は、貨物取扱人／模倣者が負担することとする。 その他の救済方法： なし 全手続の長さ： 当局の都合による。 全手続の総費用： 1,300 米ドルから2,500 米ドル	第一審裁判所： 地方裁判所および高等裁判所（District Court and High Court） 救済方法： 1／侵害の宣言 2／差止命令 3／侵害活動を通じて得られた富（不当利得）の放棄 4／侵害に使用された手段または機器および侵害の標識が付された製品の差押え 5／損害賠償の請求 全手続の長さ： 裁判所の都合による。 全手続の総費用： 未確定、個々の場合に 応じる。	申立てを受けた当局： 商品標章の主席検査官（Chief Inspector of Merchandise Marks） 職権上の行為：なし 罰金：あり 違反が関係する模倣品を取引する特定の行為に関連する各行為または品目について、いずれか大きい方の金額で、1,000 万シリング以下または商品の現行小売総価格の3倍以上の罰金あるいは 再犯での有罪判決の場合：違反が関係する模倣品を取引する特定の行為に関連する各行為または品目について、いずれか大きい方の金額で、5,000 万シリング以上または商品の現行小売価格の5倍以上の罰金 廃棄： あり、費用は、貨物取扱人／模倣者により負担されることとする

	行政救済	国境対策	民事訴訟	刑事訴訟
	廃棄：可能性あり 費用は、貨物取扱人／模倣者により負担される。 全手続の長さ： 未確定、当局の都合による。 全手続の総費用： 1,300 米ドルから 2,500 米ドル			その他の救済方法： 該当なし 全手続の長さ： 当局の都合による。 全手続の総費用： 未確定、個々の場合に応じる。

	行政救済	国境対策	民事訴訟	刑事訴訟
ウガンダ	当局名： 該当なし 記録およびモニタリング： 該当なし 登録手続の期間： 該当なし 登録のための公式手数料： 該当なし 必要書類： 該当なし 供託手数料： 該当なし 廃棄： 該当なし 全手続の長さ： 該当なし 全手続の総費用： 該当なし	当局名： 該当なし 登録： 該当なし 登録手続の期間： 該当なし 登録のための公式手数料： 該当なし 供託手数料： 該当なし 廃棄： 該当なし その他の救済方法： 該当なし 全手続の長さ： 該当なし 全手続の総費用： 該当なし	第一審裁判所： 高等裁判所（High court） 救済方法： 1／差止命令 2／損害賠償 3／廃棄命令 4／アントンピラー命令 5／廃棄のための引渡命令 6／不当利得の返還命令 7／確認命令 全手続の長さ： 3年 全手続の総費用： 2万5,000米ドルから6万5,000米ドル	申立てを受けた当局： 1／ウガンダ登録サービス局（URSB: Uganda Registration Services Bureau）⁹執行部（Enforcement Unit）および 2／ウガンダ警察（Uganda Police）および公訴局長官（DPP: Directorate of public Prosecution）またはこれらのいずれか 職権上の行為：なし 罰金：有、最低600米ドル。累積金額は、裁判所により決定される。 廃棄：可能性あり その他の救済方法： 1／損害賠償 2／差止命令 3／不当利得 全手続の長さ： 2年から4年 全手続の総費用： 1万米ドルから2万米ドル

⁹ Uganda Registration Services Bureau

Ⅲ. 各国の対策等の詳細

1. カメルーン

1.1 当該国の知的財産の状況

カメルーンは、一般に OAPI として知られているアフリカ知的財産機関 (OAPI : Organisation Africaine de la Propriete Intellectuelle) の加盟国である。OAPI は、バンギ協定 (the Bangui Agreement) によって創設された地域知的財産登録システムである。OAPI 加盟国のほとんどは、西アフリカのフランス語圏の諸国である。他の加盟国と同様に、カメルーンは、独自の知的財産権保護・執行システムを有していないが、これにはいくつかの例外がある。これらの例外については以下で論じる。

OAPI システムは、バンギ協定により規制されており、特許、工業意匠および商標を対象とする。OAPI システムの基本的な側面は、単一の登録がすべての加盟国を対象とすることである。パリ条約 (The Paris Convention)、特許協力条約 (PCT : the Patent Co-operation Treaty)、ハーグ協定 (The Hague Agreement)、ベルヌ条約 (the Berne Convention) およびマドリッド協定議定書 (the Madrid Protocol) は、すべて適用される。最近の顕著な進展は、OAPI のマドリッド協定議定書への加入である。

カメルーンは、著作権を扱う独自の法律を有しており、ベルヌ条約の加盟国である。さらにカメルーンは、伝統的知識、遺伝資源、不正競争およびサイバーセキュリティを扱う法律を有している。カメルーンには、模倣品取締機関および独自の著作権団体がある。

国内の知的財産法およびカメルーンが加盟している条約

	法律の名称	発効日
特許法	1/特許協力条約 (PCT) ¹⁰ 2/知的財産権を規制する 1999 年 2 月 24 日に改定された 1977 年 3 月 2 日のバンギ協定 (The Bangui Agreement of 02/03/1977 as amended on 24/02/1999 regulating Intellectual Property Rights) ¹¹	1982 年 2 月 2 日
実用新案法	知的財産権を規制する 1999 年 2 月 24 日に改定された 1977 年 3 月 2 日のバンギ協定 ¹²	1982 年 2 月 2 日
意匠法	1/工業意匠の国際登録に関するハーグ協定 (Hague Agreement concerning the International registration of Industrial Designs) ¹³ 2/知的財産権を規制する 1999 年 2 月 24 日に改定された 1977 年 3 月 2 日のバンギ協定 ¹⁴	2008 年 9 月 16 日に OAPI により批准された。 1982 年 2 月 2 日

¹⁰ <https://www.wipo.int/pct/en/>

¹¹ https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/treaties/en/oa002/trt_oa002_2

¹² https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/treaties/en/oa002/trt_oa002_2

¹³ <https://www.wipo.int/treaties/en/registration/hague/>

¹⁴ https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/treaties/en/oa002/trt_oa002_2

	法律の名称	発効日
商標法	1／標章の国際登録に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement concerning the International Registration of Marks) ¹⁵ 2／工業所有権の保護に関するパリ条約 (Paris Convention for the Protection of Industrial Property) ¹⁶ 3／商標法に関するシンガポール条約 (The Singapore Treaty on the Law of Trademark) ¹⁷ 4／知的財産権を規制する 1999 年 2 月 24 日に改定された 1977 年 3 月 2 日のバンギ協定¹⁸	2015 年 3 月 5 日に OAPI により批准された。
著作権法	1／著作権および著作隣接権に関する 2000 年 12 月 19 日法律第 2000／11 号 (Law No. 2000/11 of 19 December 2000 on Copyrights and Neighbouring Rights) ¹⁹ 2／結社の自由に関する 1990 年 12 月 19 日の法律第 90／53 号を改正し、補足する 2020 年 7 月 20 日法律第 2020／009 号 (Law No. 2020/009 of 20 July 2020 to amend and supplement Law No. 90/53 of 19 December 1990 relating to Freedom of Associations) ²⁰ 3／カメルーンにおける商業活動を規制する 1990 年 8 月 10 日法律第 90-031 号 (Law No. 90-031 of 10 August 1990 regulating Commercial activities in Cameroon) 4／芸術文化協会を規制する 2020 年 7 月の法律第 2020／011 号 (Law No. 2020/011 of July 2020 to regulate Artistic and Cultural Association) ²¹ 5／遺伝資源、その派生物、遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスおよびその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を支配する 2021 年 7 月 19 日法律第 2021／014 号 (Law No. 2021/014 of 19 July 2021 to govern access to genetic resources, their derivatives, traditional knowledge associated with genetic resources and the fair and equitable sharing of the benefits arising from their utilization) ²²	

¹⁵ <https://www.wipo.int/treaties/en/registration/madrid/>

¹⁶ <https://www.wipo.int/treaties/en/ip/paris/>

¹⁷ <https://www.wipo.int/treaties/en/ip/singapore/>

¹⁸ https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/treaties/en/oa002/trt_oa002_2

¹⁹ <https://www.hallelaw.com/wp-content/uploads/2020/12/Law-No.-2000-011-of-December-19-2000-on-Copyright-and-Neighbouring-Rights.pdf>

²⁰ <https://www.prc.cm/en/multimedia/documents/8405-law-n-2020-009-of-20-07-2020-freedom-of-association>

²¹ <https://www.prc.cm/en/news/the-acts/laws/4446-law-n-2020-011-of-20-july-2020-to-regulate-artistic-and-cultural-associations-in-cameroon>

²² <https://www.prc.cm/en/news/the-acts/laws/5293-law-no-2021-014-of-09-july-2021-to-govern-access-to-genetic-resources-their-derivatives-traditional-knowledge-associated-with-genetic-resources-and-the-fair-and-equitable-sharing-of-the-benefits-arising-from-their-utilization>

	法律の名称	発効日
	6／サイバーセキュリティおよびサイバー犯罪に関する 2010 年 12 月 21 日法律第 2010／012 号 (Law No. 2010/012 of 21 December 2010 relating to Cyber Security and Cyber Criminality) ²³ 7／カメルーンにおける電子通信を支配する 2010 年 12 月 21 日法律第 2010／013 号 (Law No. 2010/013 of 21 December 2010 governing Electronic Communication in Cameroon) ²⁴ 8／国営情報通信技術局 (ANTIC: National Agency for Information and Communication Technology) の組織および機能に関する 2012 年 4 月 10 日命令第 2012／180 号 (Decree No. 2012/180 of 10 April 2012 on the Organisation and Functioning of the National Agency for Information and Communication Technology) ²⁵ 9／文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (The Berne Convention for the protection of Literary and Artistic works) ²⁶ 10／知的財産権に関する 1999 年 2 月 24 日に改定された 1977 年 3 月 2 日のバンギ協定²⁷	
模倣防止に特化した法律	1／不正競争に関する 1998 年 7 月 14 日法律第 98／013 号 (Law No. 98/013 of 14 July 1998 relating to unfair competition) 2／中部アフリカ経済通貨共同体 (CEMAC) 連合の慣習規程を改訂する 1996 年 12 月 15 日法律 No. 19／86-CD1297 号 (Law No. 19/86-CD 1297 of 15 December 1996 revising the Custom Code of the CEMAC Union)	1998 年 7 月 14 日
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)	なし	—

²³ <https://www.minpostel.gov.cm/index.php/en/les-textes/telecoms-tic/lois-telecoms-tic/179-law-no-2010-012-of-21-december-2010-on-cybersecurity-and-cybercrime-in-cameroon>

²⁴ <https://www.minpostel.gov.cm/index.php/en/les-textes/telecoms-tic/lois-telecoms-tic/229-law-no-2010-013-of-21-december-2010-governing-electronic-communications-in-cameroon>

²⁵ <https://www.minpostel.gov.cm/index.php/en/les-textes/telecoms-tic/decrets-telecoms-tic/181-decree-no-2012-180-of-10-april-2012-on-the-organisation-and-functioning-of-the-national-agency-for-information-and-communication-technologies-naict>

²⁶ <https://www.wipo.int/treaties/en/ip/berne/>

²⁷ https://www.wipo.int/edocs/treaties/en/oa002/trt_oa002_2

カメルーン国内の知的財産関連機関

○(注記)本表にある組織等の日本語名称の後に「※」のあるものは、日本語の正式名称が確認できなかったため、仮称である点ご注意ください。

	国内の知的財産関連機関の名称	URL
特許	アフリカ知的財産機関 (OAPI)	http://www.oapi.int/index.php/fr/propriete-intellectuelle/propriete-industrielle/brevets
実用新案	OAPI	http://www.oapi.int/index.php/fr/propriete-intellectuelle/propriete-industrielle/modele-utilites
工業意匠	OAPI	http://www.oapi.int/index.php/fr/propriete-intellectuelle/propriete-industrielle/dessins-ou-modeles-industriels
商標	OAPI	http://www.oapi.int/index.php/fr/propriete-intellectuelle/propriete-industrielle/marque-1
著作権	文化芸術省 (Ministry of Arts and Culture) ※ 以下の組織を監督する。 1/文学および演劇芸術協会 (SOCILADRA : Civil Society of Literature and Dramatic Arts) ※²⁸ 2/グラフィックアート著作権管理協会 (SOCADAP : Civil society of Cameroonian Copyright, plastic and graphic arts) ※²⁹ 3/視聴覚および写真芸術協会 (SCAAP : Civil Society of Audiovisual and Photographic Arts) ※³⁰ 4/カメルーン国立音楽芸術団体 (SONACAM : Cameroon National Musical Art Corporation) ※³¹	https://www.miniculture-cameroun-gov.com/ http://sociladra.org/ この組織の主たる窓口は、文化芸術省である。 この組織には公式ウェブサイトはない。 この組織の主たる窓口は、文化芸術省である。 この組織には公式ウェブサイトはない。 http://www.sonacam.com

²⁸ Official name: Société Civile des Droits de la Littérature et des Arts dramatiques [English translation : Civil Society of Literature and Dramatic Arts]

²⁹ Official name : La Société camerounaise de droit d'auteur, des arts plastiques et graphiques [English translation : Civil society of Cameroonian Copyright, plastic and graphic arts]

³⁰ Official name: Société civile des Arts audiovisuels et Photographiques [English translation : Civil Society of Audiovisual and Photographic Arts]

³¹ Official name: Société Nationale Camerounaise de L'Art Musical [English translation : Cameroon National Musical Art Corporation]

	国内の知的財産関連機関の名称	URL
模倣防止に特化した法律	カメルーンには専門の模倣品取締機関は存在しないが、以下の機関が様々な面で支援している。 1／国営情報通信技術局（ANTIC） ³² 2／規格品質機関（ANOR : Standards And Quality Agency） ³³ 3／通信省（MINCOM : Ministry of communication）捜査介入部（Brigade for Intervention） ³⁴	http://antic.cm http://www.anorcameroun.info/ http://mincom.gov.cm
オンラインの商標侵害への対応、特に商標侵害情報のウェブサイトからの削除	カメルーンにはこれを特に扱う規制機関はない。	該当なし

1.2 知的財産権の出願

カメルーンの知財庁（Intellectual Property Office）は、この情報を当社に提供することができなかったため、出願の数値は容易に入手できないことに留意されたい。しかしながら、当社は、以下のサイト上で下記に示す数値を入手することができた。

https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=CM

年	商標出願に明記された区分の数 (居住者、非居住者及び海外の合計)	商標登録に明記された区分の数 (居住者、非居住者及び海外の合計)
2019	11,004	11,208
2018	10,011	9,386
2017	8,980	8,181
2016	11,490	統計未完了
2015	9,267	統計未完了

³² Official name: Agence nationale des Technologies de L'information et de la Communication [English translation: National Agency for Information and Communication Technologies]

³³ Official name: Agence des Normes et de la Qualite [English translation: Standards And Quality Agency]

³⁴ [English translation: Brigade for Intervention at Ministry of Communication]

1.3 模倣防止対策

1.3.1 カメルーンにおける模倣防止対策の概要

行政上、民事上および刑事上の措置は、模倣の被害者が利用可能である。

行政上の措置に関しては、国内模倣品と輸入模倣品とを区別することが必要である。国内模倣品では、カメルーンの管轄当局は、国営情報通信技術局（ANTIC : National Agency for information and communication technologies）／規格品質機関（ANOR : Standards And Quality Agency）として知られる基準局である。手続は、権利者が知的財産権侵害について申立てを行うことができ、当局は、権利者に対し、押収された商品のサンプルを提供する。その場合、権利者は、訴訟を提起するための期間として 10 日を有する。裁判所は、禁固刑、差止命令、損害賠償および商品廃棄命令を科すことができる。

輸入模倣品および**国境対策**に関しては、税関（Customs）が責任機関である。手続として、知的財産権者は、知的財産権所有の証明を（登録証の写しの形式で）税関に提出し、保証金を支払わなければならない。税関が模倣品を押収した場合、知的財産権者は第一審裁判所（the Court of First Instance）に提訴することができ、裁判所は適切な処罰を決定する。この処罰には、商品の廃棄、損害賠償および罰金が含まれることがある。

裁判所に関しては、次のような序列となる。「原裁判管轄（original jurisdiction）」を有する裁判所が存在し、これが第一審裁判所および高等裁判所（the High Court）である。そして上訴裁判所があり、これらは上訴裁判所（the Court of Appeal）および最高裁判所（the Supreme Court）である。第一審裁判所は、処罰が 1,000 万セーフアフラン（約 1 万 7,750 米ドル。以下、FCFA）未満の罰金または 10 年未満の禁固刑の場合、これを審理することができ、高等裁判所は、これらの限度を超える場合を審理することができる。知的財産権に関する訴訟は、いずれかの原裁判管轄裁判所において開始される。不服申立ては、該当地域の上訴裁判所に提起される。最高裁判所に対する最終的な上訴権が存在する。

ブランド所有者は、（他の当事者から提供された）公務員側の汚職または賄賂の可能性を排除すべきではない。アフリカでは汚職が蔓延しており、残念ながら、賄賂により問題に直面する可能性は排除できない。

救済手段

救済手段	次の 3 種類の措置から選択してください。行政上、民事上、刑事上の措置
特許	行政 ある権利保有者が、ANTIC または ANOR に侵害の申立てを行う場合。 機関は、物品を没収し、権利者にサンプルを提供する。権利者はその後、裁判所に訴訟を提起するための期間として 10 日を有する。 訴訟によって、差止命令および損害賠償がもたらされることがある。
	民事 侵害事件は、民事および刑事事件の双方に管轄権を有する第一審裁判所により審理される。 裁判所は、とりわけ、差止命令、罰金および最高 10 年の禁固刑を発することができる。 上訴裁判所、そして最終的には最高裁判所にも上訴することができる。
	刑事 侵害事件は、民事および刑事事件の双方に管轄権を有する第一審裁判所により審理される。

救済手段	次の3種類の措置から選択してください。行政上、民事上、刑事上の措置
	裁判所は、とりわけ、差止命令、罰金および最高10年の禁固刑を発することができる。 上訴裁判所、そして最終的には最高裁判所にも上訴することができる。
実用新案	行政 上記参照。
	民事 上記参照。
	刑事 上記参照。
工業意匠	行政 上記参照。
	民事 上記参照。
	刑事 上記参照。
商標	行政 上記参照。
	民事 上記参照。
	刑事 上記参照。
著作権	行政 上記参照。
	民事 上記参照。
	刑事 上記参照。

1.3.2 カメルーンにおける行政措置の概要

管轄当局の名称：国営情報通信技術局（ANTIC: National agency for information and communication technologies）／規格品質機関（ANOR: Standards And Quality Agency）

ANTIC／ANOR の責任

国内の模倣品に関しては、管轄当局は、ANTIC／ANOR とする。

ここでの手続は、権利者が知的財産権侵害について当局に申立てを行うことができ、当局は、商品を押収し、押収された商品のサンプルを権利者に提供する。

その場合、権利者は、訴訟を提起するための期間として10日を有する。裁判所は、禁固刑、差止命令および損害賠償を科す権能を有する。裁判所はまた、商品の廃棄を命じることもできる。

ANTIC の組織および機能に関する³⁵2012 年 4 月 10 日命令第 2012/180 号は、監視、調査、差止命令、強制および制裁の権限を含め、その任務を確実に遂行できるように、組織に特有の法定権限を付与する。

セクション II 第 7 条に基づき ANTIC に付与される権限には、以下のものが含まれる。

- 専門的用途での構内、土地または輸送手段への従業員の立入りを許可し、何らかの文書の通信を要求してコピーをとり、情報および根拠を収集すること。
- 組織的管理によってのみ証明され得るサイバー犯罪であって、この分野における管理によってのみ明らかにされ得るものを、司法警察員およびその目的のために授権され、委託された警官によって知らせること。
- 事業者およびネットワーク事業者、認証機関、セキュリティ監査人、出版者、セキュリティソフトウェアのベンダーその他のセキュリティサービスの提供者ならびにセキュリティサービスのサプライヤーから、その契約および仕様の一部として情報、財務諸表および文書を収集し、法の強制力により課せられたこれらの義務を確実に遵守すること。
- 認証機関、情報ネットワークシステムのセキュリティサービス提供者およびエンドユーザー間の紛争を一方的に解決すること。
- 規則に従わない認証機関、セキュリティサービスの提供者、セキュリティ監査人およびセキュリティソフトウェアの発行者に対し、制裁措置を科し、または提案すること。
- サービスの継続性を確保し、ユーザーの利益を保護するために必要な予防措置を講じること。

ANTIC が上記のように行動する、または知的財産権の侵害に関してブランド所有者が申立てを行う規定があるが（その場合、ANTIC は、商品のサンプルを差し押さえ、権利者に提供することになる）、ANTIC に正式な記録または監視プログラム（すなわち、知的財産権の保護のための）が存在しないことは、当局が市場における問題のある出荷品、輸入品または商品についてブランド所有者に警告することを自ら引き受けず、市場および疑わしい輸入品の監視はブランド所有者が行うことを意味する。

ANTIC³⁶／ANOR³⁷の対策

管轄当局	1／ANTIC 2／ANOR 3／MINCOM
侵害を構成する行為	知的財産侵害を構成する行為とは、バンギ協定に従ってより早い優先権を有する別の所有者に帰属する既存の知的財産と同一または類似の知的財産の使用をいう。 1999 年 2 月 24 日に改正された 1977 年 3 月 2 日のバンギ協定は、OAPI 加盟国（その中には 17 ヶ国が含まれる）におけるすべての知的財産権を規制し、付属書 III タイトル I 第 7 条の侵害を構成する行為を以下のとおり規定する。 (1) 標章の登録は、その所有者に対し、その登録の対象である商品または役務および類似の商品または役務に関連して、標章またはそれに類似する標識を使用する独占的権利を付与する。 (2) 標章の登録は、同様に所有者に対して、商標またはサービスマークが登録されたものと同一または類似の商品または役務についての

³⁵ https://www.minpostel.gov.cm/images/Les_textes/Decrets/decret-2012-180-antic.pdf

³⁶ <http://antic.cm>

³⁷ <http://www.anorcameroun.info/>

	同一または類似の標識であって、当該使用が混乱を招く恐れがある場合には、当該標識を所有者の同意なしに第三者が事業において使用することを防止する独占的権利を付与する。同一の標識が同一の商品および役務に対して使用される場合、混同の危険が存在すると推定されるものとする。 さらに、付属書 III タイトル VII 第 48 条におけるバンギ協定は、以下のとおり規定している。 (1) 標章の所有者または利用の独占的権利の保有者は、国境で行われる場合を含め、その管轄権の下で訴訟が行われるべき民事裁判所の所長の命令に従って行動することにより、執行官または税関職員を含む公官または省職員に対して、必要な場合には専門家の助力を得て、本付属書の規定に違反して標章を付し、提供し、または自己の不利益に供したと主張する商品または役務について、差押えの有無を問わず、詳細な目録を作成するよう要求することができる。
当局の取締対象	当局は、権限のない知的財産の商品または役務が発見された場所を対象とするが、申立人から警告を受けた場合にのみ介入する。
登録および監視のシステムの有無	上記当局との間では、行政上の措置に関する記録システムでも監視システムでも、これに関する規定は存在しない。
登録されている知的財産権	該当なし。上記当局との間では、行政上の措置に関する記録システムでも監視システムでも、これに関する規定は存在しない。
登録にかかる期間	該当なし
登録のための正式手数料	該当なし
必要書類	該当なし
その他の事項	ブランド所有者が知的財産権侵害に関する申立てを上記当局に行う規定があるが（当局はその後、商品を押収し、押収商品のサンプルを権利者に提供することになる）、それぞれの当局に正式な記録もモニタリング・プログラムもないことは、これらの当局が問題のある市場における出荷品、輸入品または商品についてブランド所有者に警告することを自ら引き受けず、市場および疑わしい輸入品の監視はブランド所有者が行うことを意味する。
登録の存続期間	該当なし
模倣防止において援用される知的財産権	商標権、特許、著作権および意匠などの知的財産権を援用することができ、また（カメルーン向けの「.cm」枠内の許可されていない、または侵害しているドメインに対して）ドメイン名に関する申立てを行う規定もある。
強制捜査の場合に当局が権利者に提供する情報	当局は、権利者に対し、模倣品のサンプルを提供する。
物品が確実に押収されていることを権利者が望む場合に、強制捜査の通	期間は、裁判所が命じた差押え後 10 日間とする。

知に対する権利者の応答時間	
権利者が押収／停止を継続するための方法	10 日以内に訴訟を提起することにより行うことができる。
支払わなければならない供託金	支払われるべき供託金は、当局が按分して決定する。
処分を決定する機関	裁判所（第一審裁判所または場合により高等裁判所）
適用可能な措置／罰則	3 ヶ月から 2 年の禁固刑および 100 万 FCFA（1,775 米ドル）から 600 万 FCFA（1 万 650 米ドル）の損害賠償の支払い
物品の廃棄は任意か、その場合は費用の負担者	あり、オプションである。 原告または国の財務官が支払いを行うが、最終的には、罰金、費用または損害賠償請求として被告に帰属し得る。
その他の措置／罰則（例、事業の停止、ライセンスの取消）の有無	あり、その他の手段には以下のものが含まれる。 1／裁判所の差止命令 2／物品の没収 3／輸送手段の没収
全プロセスにかかる期間	全手続は、平均して 2 年間かかるおそれがある。
知的財産権者にかかると想定される総費用	金額は未確定であり、個々の場合に応じて決定される。

1.3.3 カメルーンにおける国境対策の概要

管轄当局の名称：税関（Customs）

税関の責任

輸入模倣品および国境対策に関しては、税関が責任機関である。手続として、知的財産権者は、知的財産権所有の証明を（登録証の写しの形式で）税関に提出し、保証金を支払わなければならない。税関が模倣品を押収した場合、知的財産権者は第一審裁判所に提訴することができ、裁判所は適切な処罰を決定する。この処罰には、商品の廃棄、損害賠償および罰金が含まれることがある。

国境対策

管轄当局	税関
侵害を構成する行為	先の優先権を有する他者に帰属する知的財産と同一または類似の知的財産の無断使用を特徴とする製品の輸入は、侵害行為とみなすことができる。 1999 年 2 月 24 日に改正された 1977 年 3 月 2 日のバンギ協定は、OAPI 加盟国（その中には 17 ヶ国が含まれる）におけるすべての知的財産権を規制し、侵害を構成する行為を以下のとおり規定する。

	付属書 III タイトル I 第 7 条におけるバンギ協定は、以下のとおり規定している。 (1) 標章の登録は、その所有者に対し、その登録の対象である商品または役務および類似の商品または役務に関連して、標章またはそれに類似する標識を使用する独占的権利を付与する。 (2) 標章の登録は、同様に所有者に対して、商標またはサービスマークが登録されたものと同一または類似の商品または役務についての同一または類似の標識であって、当該使用が混乱を招く恐れがある場合には、当該標識を所有者の同意なしに第三者が事業において使用することを防止する独占的権利を付与する。同一の標識が同一の商品および役務に対して使用される場合、混同の危険が存在すると推定されるものとする。 さらに、付属書 III タイトル VII 第 48 条におけるバンギ協定は、以下のとおり規定している。 (1) 標章の所有者または利用の独占的権利の保有者は、国境で行われる場合を含め、その管轄権の下で訴訟が行われるべき民事裁判所の所長の命令に従って行動することにより、執行官または税関職員を含む公官または省職員に対して、必要な場合には専門家の助力を得て、本付属書の規定に違反して標章を付し、提供し、または自己の不利益に供したと主張する商品または役務について、差押えの有無を問わず、詳細な目録を作成するよう要求することができる。 さらに、登録標章の不法な利用を犯罪と定めるバンギ協定付属書 III タイトル VI 第 37 条には、侵害行為が規定されており、登録標章の不法な利用を犯罪とし、(a) 他人の所有する標章を自己の商品または自己が取引する商品に不正に付加する行為、(b) 模倣または不正に付加された標章を付した一以上の商品を故意に販売または販売の申出をする行為、あるいは当該標章に基づく商品または役務を故意に販売、販売の申出、提供または提供の申出をする行為、(c) 買い手を誤認させるような方法で標章の不正な模倣を行う、または不正に模倣された標章を利用する行為、(d) 商品の性質について買い手を誤認させるような標章または情報を付した一以上の商品を故意に販売または販売の申出をする行為、あるいは当該標章に基づく商品または役務を提供または提供の申出をする行為は、犯罪行為であり、法律の観点から禁止することができる。
登録システムの有無	あり
登録されている権利	商標、特許、著作権および意匠などの知的財産権
登録プロセスにかかる典型的な期間	手続期間は未確定であり、関係当局が決定する。
登録のための公式手数料	出願人および当局が交渉する。

登録に必要な文書	1／登録証のような真の所有権を証明する書類 2／身分証明書 3／製品および真の所有者の特定書類
登録に関するその他詳細事項	登録はオンラインではできない。当局が実際に見られるようにサンプルを持参しなければならない。
登録の有効期間	税関官吏と当事者との間で交渉される。
物品を留置する場合に当局が提供する情報	当局は、関係当事者に対して、問題の商品が模倣品であると申し立てられていることとともに、当該当事者が法の処分およびその罰則も受けることを通知する。
権利者が留置の延長を希望する場合、権利者が留置通知に応答するまでの期限	特定の時間制限はない。差押品は、税関管理下に留め置かれる。
留置の延期の要件	係属中の訴訟は、事実上、留置を延長する。
供託金の支払いの有無、有る場合の金額	支払われるべき供託金はあるが、当局により決定される。
模倣者に対する罰則を決定する者	第一審裁判所または場合により高等裁判所
罰金の金額	CEMAC 慣習規程 (Code de DOUANNE de CEMAC) に従って、金額は、原製品の価格の 4 倍とする。 また、100 万 FCFA (1,775 米ドル) から 600 万 FCFA (10,650 米ドル) までの罰金を科する。 ³⁸
物品の廃棄が可能な場合、その費用の負担者	あり、法が模倣を禁じているので、商品の廃棄は常にオプションである。原告または国の財務官が支払いを行うが、最終的には、費用、罰金または損害賠償請求として被告に帰属し得る。
その他の救済手段（営業停止、免許取消等）の有無	その他の救済方法には、以下のものが含まれることがある。 1／裁判所の差止命令 2／物品の没収 3／輸送手段の没収
苦情申立てから事件にかかる想定期間	未確定であるが、差押え措置は申立て後直ちに実行される。
想定される手続費用	個々の場合に応じる。

1.3.4 カメルーンにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要

裁判所については、次のような序列となる。「原裁判管轄」を有する裁判所が存在し、これが第一審裁判所および高等裁判所である。次のレベルは、上訴裁判所であり、これらは、上訴裁判所および最高裁判所である。このレベルでは、第一審裁判所は、処罰が 1,000 万 FCFA (約 1 万 7,750 米ドル)

³⁸ section 330 of the Cameroon Penal code

未満の罰金または10年未満の禁固刑の場合、これを審理することができ、高等裁判所は、これらの限度を超え得る場合を審理することができる。知的財産に関する訴訟は、いずれかの原裁判管轄裁判所において開始される。不服申立てがある場合には、該当地域の上訴裁判所に提訴することとする。最高裁判所に対する最終的な上訴権が存在する。

司法組織に関する2006年12月29日法律第2006/015号(Law No. 2006/015 of 29 December 2006)を改正し、補足する2011年12月14日法律第2011/027号(Law No. 2011/027 of 14 December 2011)に従って、裁判所制度は、原裁判所および上訴裁判所から構成される。原管轄裁判所には第一審裁判所が含まれ、高等裁判所および上訴裁判所には控訴裁判所および最高裁判所が含まれる。

第一審裁判所は、本件を初めて審理し、刑事、民事および商事に関する事項であって、その刑期が10年以下で、損害賠償請求額が100万FCFA(約1,775米ドル)から1,000万FCFA(約1万7,750米ドル)までのものを処理する権限を有する。第一審裁判所は、各小区分に設置されるが、管轄は、いくつかの管轄地に及ぶことがある。

また、高等裁判所は、1,000万FCFA(約1万7,750米ドル)を超える罰金の支払いとともに刑期が10年を超える刑事、民事および商業事項を処理する管轄権を有する。

上記のとおり、上訴裁判所および最高裁判所を含む上訴裁判所は、すでに下級裁判所により審判がなされた上訴事件を処理する管轄権を有する。法律第2006/015号第19条に定める上訴裁判所は、すべての地方において設立され、下級裁判所より引き渡される紛争に関する事案を審理する。

最後に、最高裁判所は、カメルーンの司法制度の頂点にあり、3つの法廷、即ち司法、行政および監査法廷を有する。その土地管轄は、カメルーン共和国全体を対象とする。

知的財産に関する事項によって、当該事項は、第一審裁判所および場合により高等裁判所によって取り扱われる。

民事訴訟

カメルーンは、OAPIとして知られるアフリカ知的財産権機関(Organisation Africaine de la Propriete Intellectuelle)の加盟国であるため、この地域制度の準拠法(およびカメルーンにおける知的財産権の保護を規定する法律)は、1999年2月24日に改定された1977年3月2日のバンギ協定である。本法は、かかる保護された権利のいずれかの侵害の場合に所有者により提起されるべき民事訴訟および刑事訴訟の双方を規定する。

特許の場合、バンギ協定付属書IタイトルV第58条は、特許権者の特許の対象を構成する手段の使用による特許権者の権利の違反は、一加盟国の領域における一以上の物について、その受領、販売もしくは販売のための展示または紹介によって、侵害罪を構成するものとする、と記述する。実用新案の侵害(付属書IIタイトルVI第41条に基づく)を処理する同等の規定があり、また同様に、工業意匠の侵害(付属書IVタイトルV第25条に基づく)を処理する同等の規定がある。

商標権の場合、登録標章の不法な利用を犯罪と定めるバンギ協定付属書IIIタイトルVI第37条には、侵害行為が規定されており、登録標章の不法な利用を犯罪とし、(a)他人の所有する標章を自己の商品または自己が取引する物品に不正に付加する行為、(b)模倣または不正に付加された標章を付した一以上の商品を故意に販売または販売の申出をする行為、あるいは当該標章に基づく商品または役務を故意に販売、販売の申出、提供または提供の申出をする行為、(c)買い手を誤認させるような方法で標章の不正な模倣を行う、または不正に模倣された標章を利用する行為、(d)商品の性質について買い手を誤認させるような情報を付した一以上の商品を故意に販売または販売の申出をする行為、あるいは当該標章に基づく商品または役務を提供または提供の申出をする行為は、犯罪行為であり、法律の観点から禁止することができる。

バンギ協定(付属書VIIタイトルIパート1第III章第9条)は、いかなる著作物の所有者に対しても排他的な行為を規定しており、権限のない当事者によってなされたいずれの行為も侵害とみなされ得る。付属書VIIタイトルIパート5第62条は、侵害された権利の保有者が保護措置(民事訴訟を含む)を講じる権利を規定している。

侵害を構成する行為	知的財産によって保護された権利の無許可の使用、複写、複製または頒布
第一審裁判所に該当する裁判所	当該裁判所は、罰金が 1,000 万 FCFA（約 1 万 7,750 米ドル）未満の事案を審理する合議体である。
利用可能な救済手段	請求権、損害賠償および差止命令
事件にかかる平均期間	平均 2 年
想定する法的費用、および保管料、公的手数料のようなその他の費用	個々の場合に依じて決定される。

刑事訴訟

1999 年 2 月 24 日に改定された 1977 年 3 月 2 日のバンギ協定は、知的財産権の侵害が刑事犯であることを認めている。

特許の場合、バンギ協定付属書 I タイトル V 第 58 条は、特許権者の権利のいかなる違反も、補償を受ける権利を損なうことなく、100 万 FCFA（約 1,775 米ドル）から 300 万 FCFA（約 5,325 米ドル）の罰金刑を科されるものと規定している。実用新案（付属書 II タイトル VI 第 41 条に基づく）の侵害および工業意匠（付属書 IV タイトル V 第 25 条に基づく）の侵害を扱う同等の規定が存在し、それぞれの場合で、補償を求める権利を損なうことなく、100 万 FCFA（1,775 米ドル）から 600 万 FCFA（1 万 650 米ドル）の罰金刑に処することができる。

商標権の場合、バンギ協定付属書 III タイトル VI 第 37 条は、登録標章の不法な利用は、100 万 FCFA（1,775 米ドル）から 600 万 FCFA（1 万 650 米ドル）の罰金刑および 3 ヶ月から 2 年の禁固刑に処することを規定している。

バンギ協定（付属書 VII タイトル I パート 5 第 64 条）は、いかなる著作物の所有者の独占的権利の侵害も犯罪であることを規定し、当該犯罪は、国家刑法および加盟国の国家刑事訴訟法の該当規定に従って、禁固刑もしくは十分に抑止力を備えた罰金刑または両方の刑によって罰せられるべきである、と記述する。

犯罪を構成する行為	知的財産によって保護された権利の無許可の使用、複写、複製または頒布
申立てを受け付ける者	申立ては、以下のいずれかにより受領される。 1／担当行政組織 2／司法警察 3／法務部門 4／場合に依じて裁判所
職権上の行為の有無	なし
処分を決定する者	裁判所は、処罰を決定し、罰金に関するガイダンスは、上記のとおりバンギ協定において規定されている。
罰金の有無、有の場合の金額	罰金はオプションであり、その範囲は 100 万 FCFA（1,775 米ドル）から 600 万 FCFA（1 万 650 米ドル）までである。
廃棄の有無と、有の場合の費用負担者	あり、廃棄は命令されることがある。原告または国の財務官は、廃棄に対して支払いを行うが、最終的には、損害賠償請求として被告に帰属し得る。

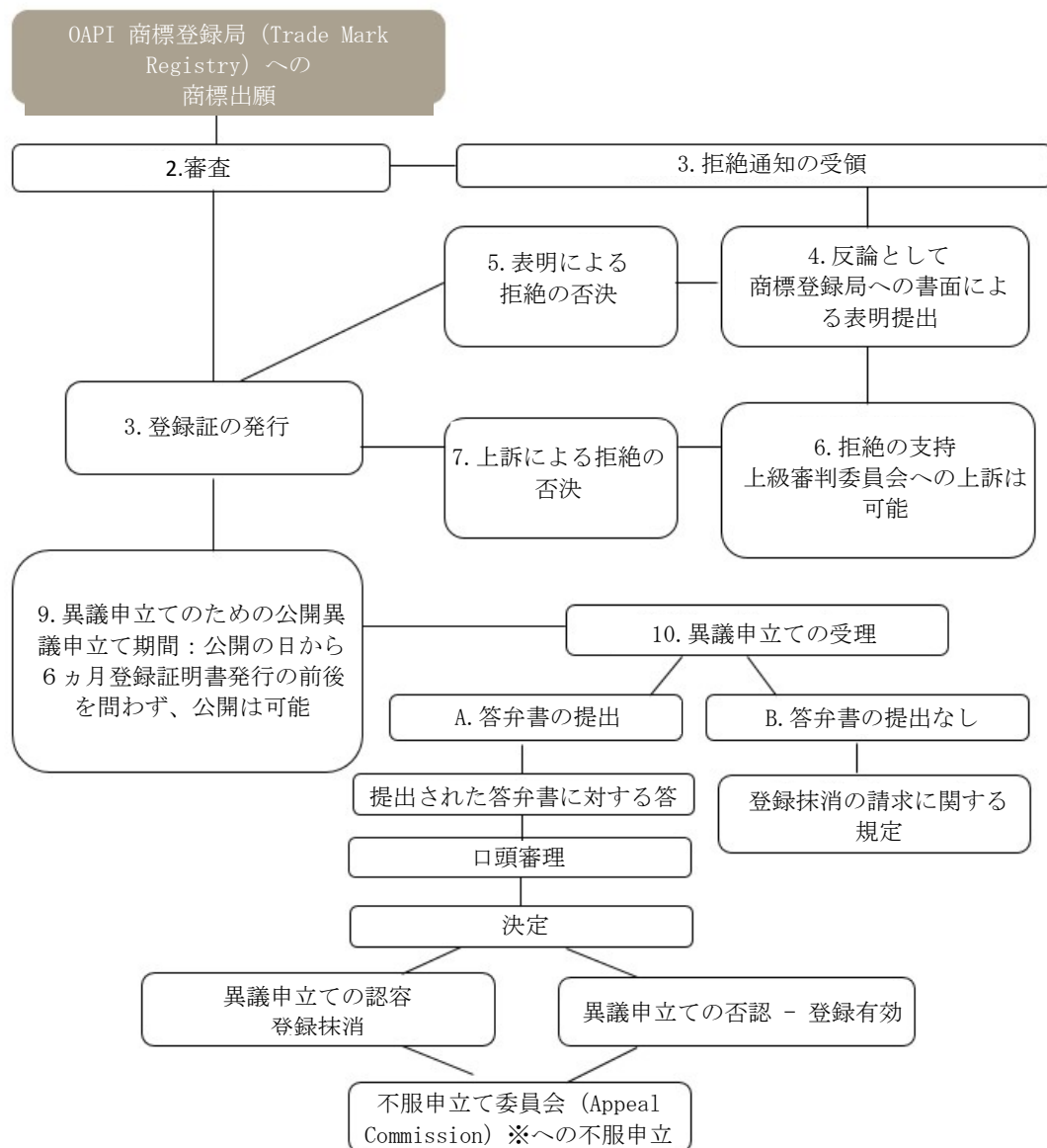
その他の救済手段－営業 停止、免許取消	その他の救済手段は、以下となり得る。 1／裁判所の差止命令 2／物品の没収 3／輸送手段の没収
想定される訴訟期間	平均 2 年
倉庫などの費用を含む、 想定費用	個々の場合に依じて決定される。

1.4 フローチャート

OAPI における商標登録手続のフローチャート（カメルーンを対象とする）

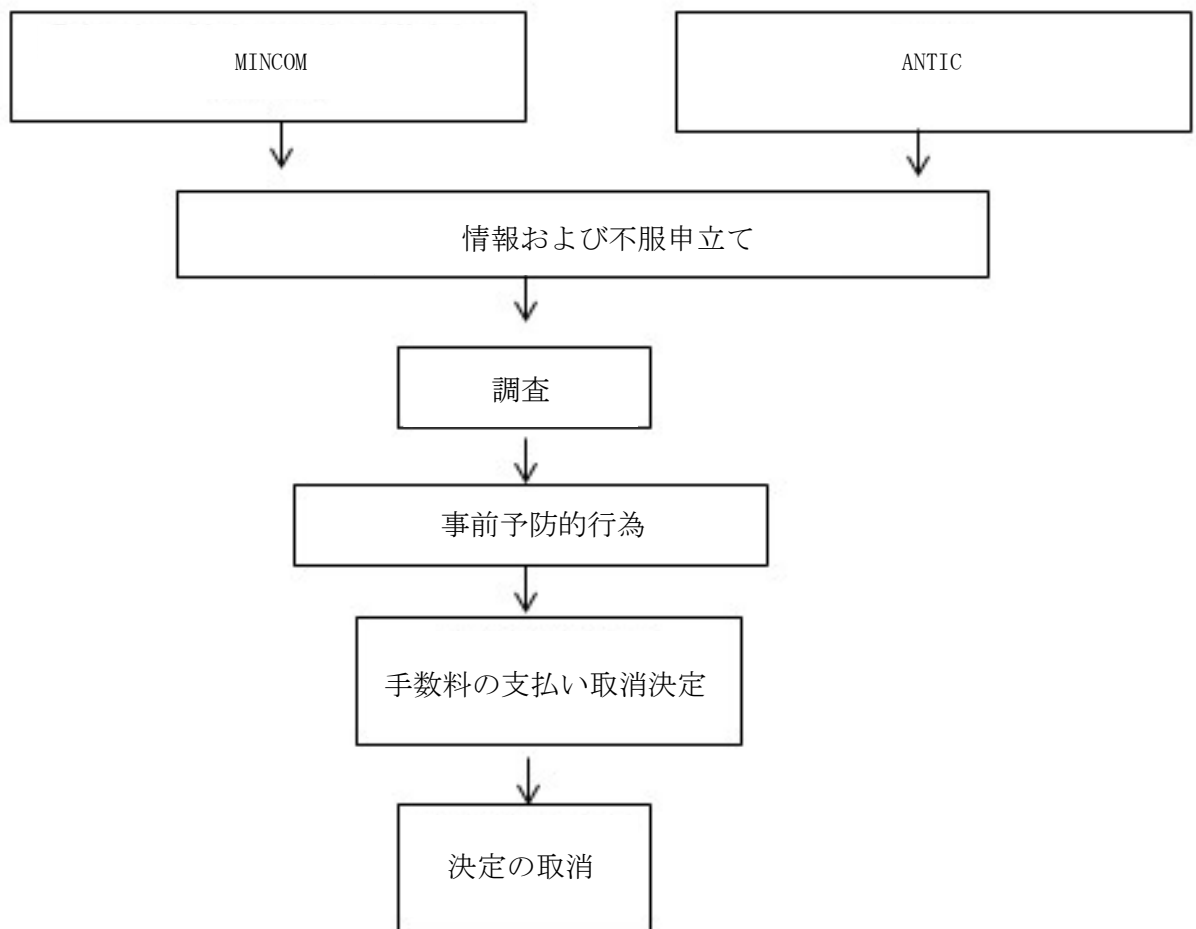
OAPI のメンバーは、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、象牙海岸、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガルおよびトーゴである。OAPI 登録は自動的にすべての加盟国を保護する。特定の国を指定することはできない。

OAPI における単一の出願は、いかなる数のクラスをも対象とすることができるが、商品および役務の両方を同一の出願において対象とすることはできない。すなわち、別個の出願が商品および役務のそれぞれについて必要である。

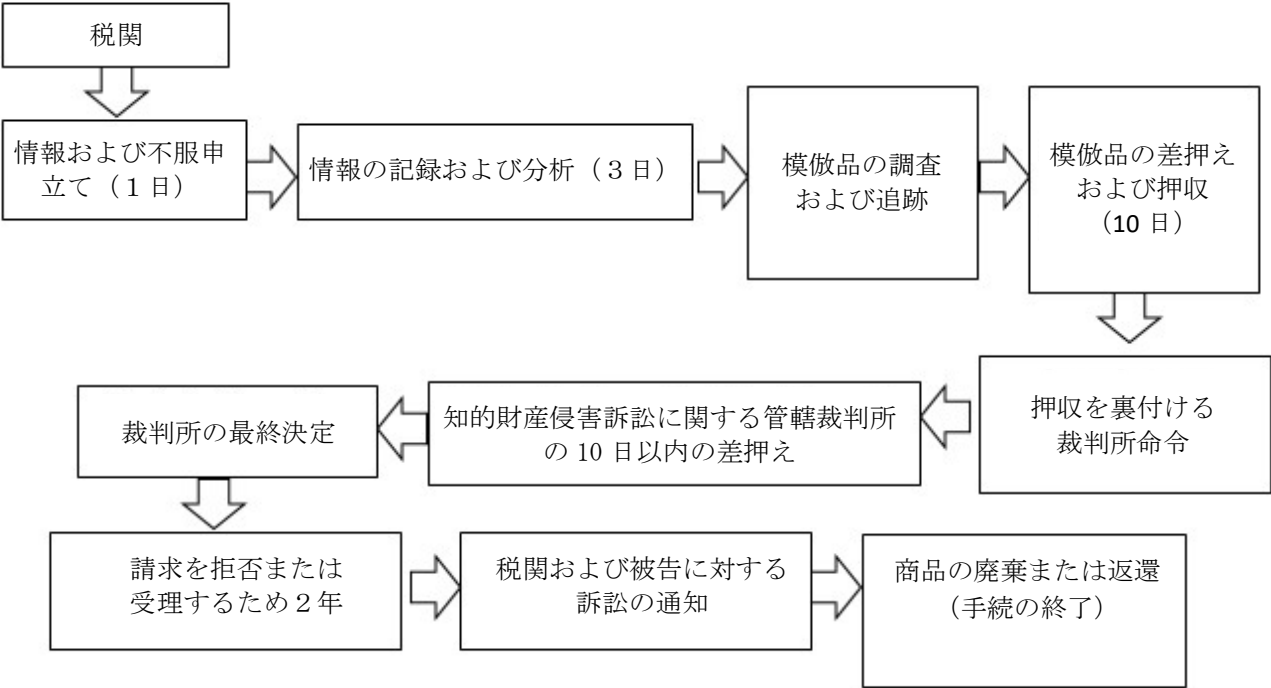


※注：日本語の正式名称は確認できなかったため、仮称である点ご注意ください。

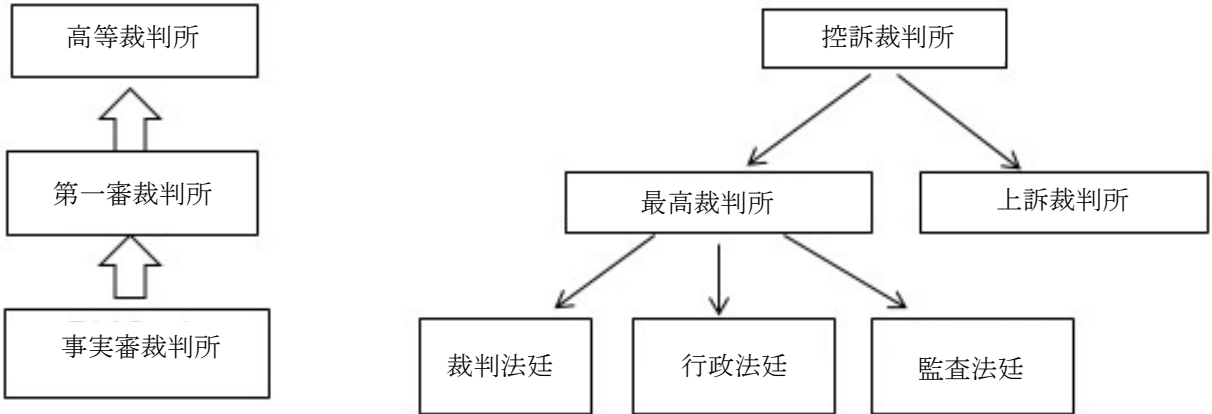
カメルーンにおける行政措置のフローチャート



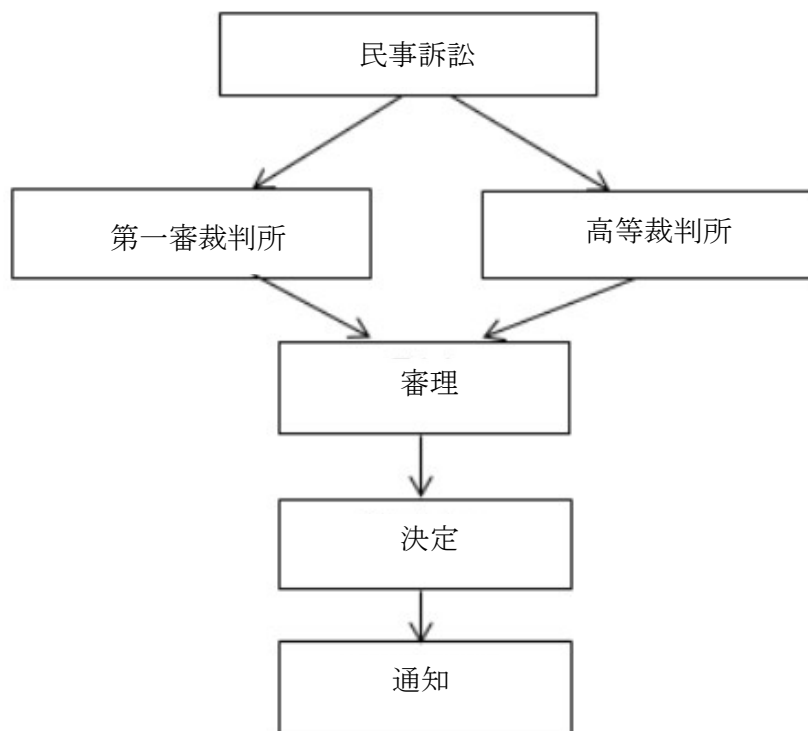
カメルーンにおける国境対策のフローチャート



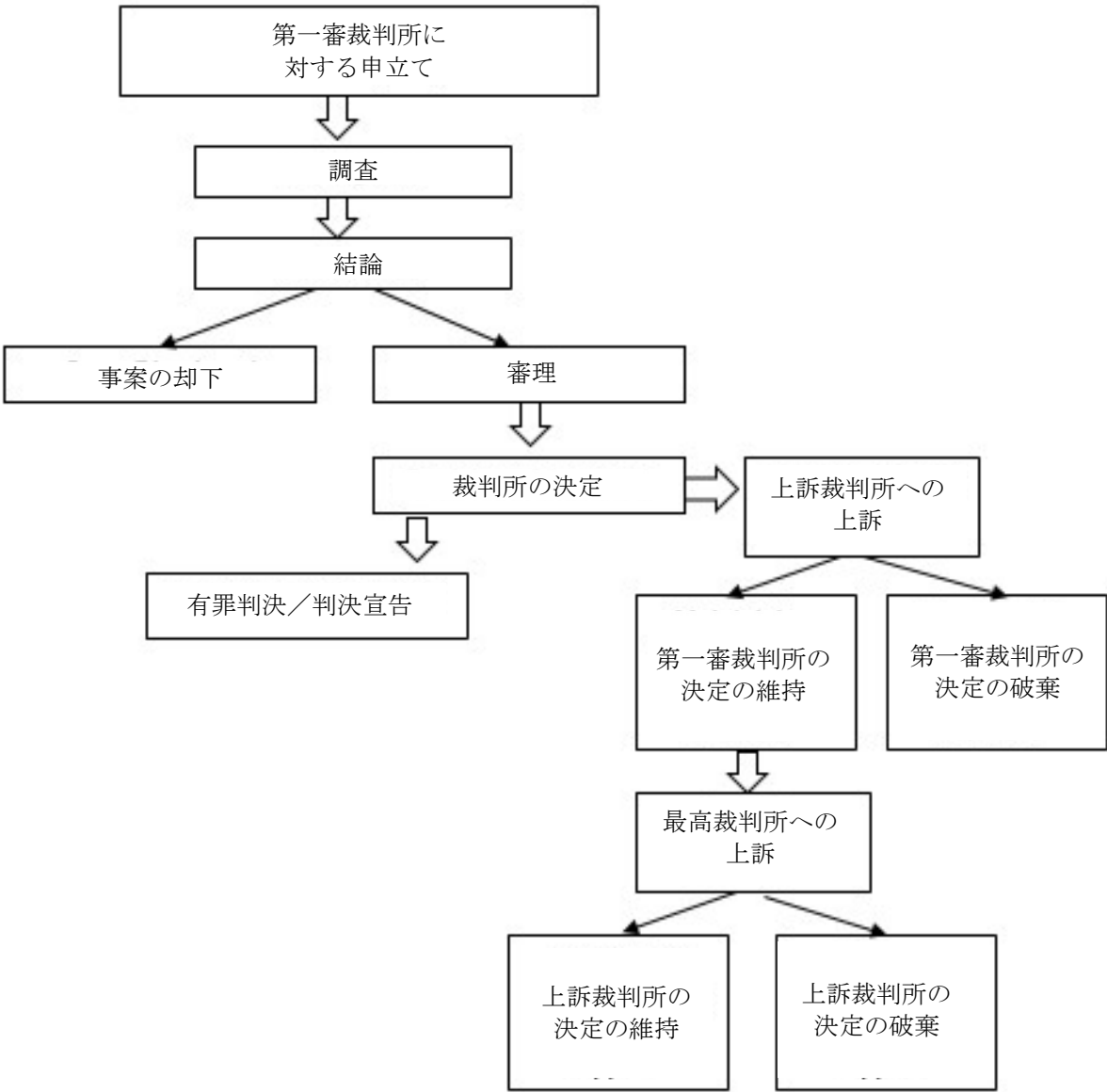
フローチャート-カメルーンの裁判制度の概要：



カメルーンにおける民事訴訟のフローチャート：



カメルーンにおける刑事（「刑事訴訟」）フローチャート



2. エチオピア

2.1 当該国の知的財産の状況

エチオピアは、特許、実用新案および工業意匠を対象とする法律を有している。商標および著作権を対象とする別個の法律を有している。エチオピアは、知的財産に影響を及ぼす主要な条約のうち、あまり多くの条約に加入していない。例えば、パリ条約（the Paris Convention）、PCT 条約（the PCT Convention）、TRIPS 協定（the TRIPS Agreement）、ハーグ協定のジュネーブ改正協定（the Hague Geneva Act）およびマドリッド協定議定書（the Madrid Protocol）に署名していない。

エチオピア特許庁（EIPO : The Ethiopian Intellectual Property Office）は、エチオピアにおける知的財産権の登録に関するすべての事項について責任を負う。エチオピアには、特殊な模倣品取締機関はない。被疑侵害として紛争を解決することに関しては、連邦裁判所による審理がなされる。

国内の知的財産法およびエチオピアが加盟している条約

	法律の名称	発効日
特許法	布告第 123/1995 号、発明、小発明および工業意匠に関する布告（PROCLAMATION No. 123/1995; A Proclamation Concerning Inventions, Minor Inventions and Industrial Designs） ³⁹	1995 年 5 月 10 日
	連邦政府内閣規則第 12/1997 号、発明、小発明および工業意匠に関する連邦政府内閣規則（Council of Ministers Regulations No. 12/1997; Inventions, Minor Inventions and Industrial Designs Council of Ministers Regulation） ⁴⁰	それぞれ 1997 年 3 月 6 日
実用新案法	布告第 123/1995 号、発明、小発明および工業意匠に関する布告	1995 年 5 月 10 日
	連邦政府内閣規則第 No. 12/1997 号、発明、小発明および工業意匠に関する連邦政府内閣規則	それぞれ 1997 年 3 月 6 日
意匠法	布告第 123/1995 号、発明、小発明および工業意匠に関する布告	1995 年 5 月 10 日
	連邦政府内閣規則第 No. 12/1997 号、発明、小発明および工業意匠に関する連邦政府内閣規則	それぞれ 1997 年 3 月 6 日

³⁹ <https://wipo.int/en/text/234304>

⁴⁰ <https://chilot.me/wp-content/uploads/2011/11/reg-no-12-1997-inventions-minor-inventions-and-industrial.pdf>

	法律の名称	発効日
商標法	布告第 501/2006 号、商標登録および保護布告 (PROCLAMATION No. 501/2006; Trademark Registration and Protection proclamation) ⁴¹	2006 年 7 月 7 日
	規則第 273/2012 号、商標登録および保護に関する連 邦政府内閣規則 (Regulation No. 273/2012; Trademark Registration and Protection Council of Ministers Regulation) ⁴²	それぞれ 2012 年 12 月 24 日
著作権法	布告第 410/2004 号、著作権および著作隣接権保護布 告 (Proclamation No. 410/2004; Copyright and Neighbouring Rights Protection Proclamation) ⁴³	2004 年 7 月 24 日
	布告第 872/2014 号、著作権および著作隣接権保護 (改正) 布告 (Proclamation No. 872/2014; Copyright and Neighbouring Rights Protection (Amendment) Proclamation) ⁴⁴	2015 年 3 月 14 日
	規則第 273/2012 号、著作権および著作隣接権委員会 規則を認める著作物の登録	それぞれ 2014 年 3 月 28 日
模倣防止に特化し た法律	利用不可	該当なし
知的所有権の貿易 関連の側面に関す る協定 (TRIPS)	エチオピアは、未だ TRIPS 協定の加盟国ではない。	該当なし
パリ条約	エチオピアは、未だパリ条約の加盟国ではない。	該当なし
PCT	エチオピアは、未だ PCT の加盟国ではない。	該当なし
ハーグ協定のジュ ネーブ改正協定	エチオピアは、未だハーグ協定のジュネーブ改正協定 の加盟国ではない。	該当なし
マドリッド協定議 定書	エチオピアは、未だマドリッド協定議定書の加盟国で はない。	該当なし

⁴¹ <https://wipo.int/wipolex/en/text/281592>

⁴² <https://wipo.int/wipolex/en/text/282192>

⁴³ <https://wipo.int/wipolex/en/text/174729>

⁴⁴ <https://chilot.me/wp-content/uploads/2017/04/proclamation-no-872-2014-copyright-and-neighbouring-rights-protection.pdf>

エチオピア国内の知的財産関連機関

	国内の IP 関連事務所の名称	URL
特許	エチオピア特許庁 (EIPO)	https://eipo.gov.et/patent/
実用新案	EIPO	https://eipo.gov.et/utility-model/
工業意匠	EIPO	https://eipo.gov.et/industrial-design/
商標	EIPO	https://eipo.gov.et/trademark/
著作権	EIPO	https://eipo.gov.et/copyright/
模倣防止に特化した法律	利用不可	利用不可
オンラインの商標侵害への対応、特に商標侵害情報のウェブサイトからの削除	連邦裁判所 (The Federal courts)	http://www.fsc.gov.et/

2.2 知的財産権の出願

エチオピアにおける商標出願および登録の数

EIPO の要請に基づき提供された商標出願および登録統計

年	商標出願数	商標登録数
2019	2562 (外国 TM1046 および現地 TM1516)	2021 (外国 TM1088 および現地 TM933)
2018	2168 (外国 TM939 および現地 TM1229)	1981 (外国 TM1301 および現地 TM680)
2017	1897 (外国 TM910 および現地 TM987)	1925 (外国 TM1093 および現地 TM832)
2016	1819 (外国 TM1182 および現地 TM637)	1969 (外国 TM1576 および現地 TM393)
2015	2383 (外国 TM1189 および現地 TM1194)	395 (外国 TM392 および現地 TM3)

2.3 模倣防止対策

2.3.1 エチオピアにおける模倣防止対策の概要

エチオピアには、模倣に関連する**行政上の措置**は存在しない。

国境対策に関しては、登録システムが存在しないことに留意することが重要である。ただし、税関委員会（The Customs Commission）は、輸入された模倣品の場合に行為する権限を与えられている。税関委員会は、権利者が裁判所の裁量で決定される金額の供託金（保証金）を支払う場合、疑わしい模倣品を押収することができる。かかる物品は、10日間保有され、権利者がこの期間内に訴訟を提起しない場合、引き渡される。訴訟は、連邦第一審裁判所（the Federal First Instance court）に提起されなければならない。裁判所は、適切な処罰を決定し、これは罰金である可能性が最も高い。裁判所はまた、商品の廃棄を命じることができ、被告は、廃棄の費用を支払うよう命令される。

裁判所に関しては、エチオピアには特定の模倣品取締法が存在しないことに留意することが重要である。エチオピア連邦裁判所は、すべての知的財産の侵害問題を処理する管轄権を有する。連邦第一審裁判所は、裁判のために最初に訪れる場所であり、とりわけ、商品の廃棄を命じることができる裁判所である。

商標侵害に関しては、利用可能な民事上の救済手段には、侵害商品の没収および押収が含まれる。刑事上の救済も存在し、最高10年の禁固刑を含むことができる。特許の侵害に関しては、差止命令や損害賠償などの民事救済がある。最高10年の禁固刑を含む重度の刑事罰もある。

ブランド所有者は、（他の当事者から提供された）公務員側の汚職または賄賂の可能性を排除すべきではない。アフリカでは汚職が蔓延しており、残念ながら、賄賂により問題に直面する可能性は排除できない。

救済手段

救済手段	次の3種類の措置から選択してください。行政上、民事上、刑事上の措置
特許	刑事救済 現存する法律により正当に登録され、保護されている特許発明または方法に関して不法に行為する者は、10年以下の厳格な禁固刑に処するものとする。 過失行為の場合、懲罰は、5年以下の禁固刑とする。
	民事救済 ➤ 裁判所は、差止命令を出すことができる。 ➤ 被った損害を補償すること。 布告 123/1995（Proclamation 123 /1995） 第24条は、特許侵害の条項であり、第22条および第25条（権利の制限）ならびに第26条（先の使用）とともに読まれなければならない。

救済手段	次の3種類の措置から選択してください。行政上、民事上、刑事上の措置
実用新案	刑事救済 現行法により正当に登録され、保護されている実用新案に関して不法に行為する者は、10年以下の厳格な禁固刑に処するものとする。 過失行為の場合、懲罰は、5年以下の禁固刑とする。
	民事救済 ➤ 裁判所は、差止命令を出すことができる。 ➤ 被った損害を補償すること。 布告 123／1995 特定の侵害規定は存在しないので、特許規定（上記参照）が適用される。
工業意匠	刑事救済 現存する法律により正当に登録され、保護されている意匠に関して不法に行為する者は、10年以下の厳格な禁固刑に処するものとする。 過失行為の場合、懲罰は、5年以下の単純禁固刑とする。
	民事救済 ➤ 裁判所は、差止命令を出すことができる。 ➤ 被った損害を補償すること。 ➤ 布告 123／1995 侵害規定は、第 49 条に含まれている。

救済手段	次の3種類の措置から選択してください。行政上、民事上、刑事上の措置
商標	民事救済 ➤ 裁判所は、差止命令を出すことができる。 ➤ 被った損害を補償すること。 布告 501/2006 (Proclamation 501/2006) 侵害規定は、第 26 条に記載されており、第 27 条とともに読まなければならない。本規定は、登録商標の所有者が、登録された商品または役務に関連して商標を使用する権利または他の者に使用を許可する権利を有する、と記述する。さらに、商標登録は、その所有者に対して、他者が以下の行為を行うことを排除する権利を付与するものとする。 a) 商標が登録されている商品または役務について公衆を誤認させるような方法でのそれに類似する商標または標識の使用、あるいは商標または標識の使用が公衆を誤認させるような関連するその他の商品または役務の使用 b) 正当な理由なくして、かつ商標またはそれに類似する標識の利益を損なうおそれのある条件での使用 c) その他類似の行為 混同の可能性は、同一の商品または役務に対して同一の標識を使用する場合に推定されるものとする。 標章の登録は、当該商標に基づいていかなる国においても適法に販売された商品に関して第三者が商標を使用することを排除する権利を所有者に与えるものではない。ただし、かかる商品がいかなる変更も受けていないことを条件とする。商標登録は、第三者がその名称、住所、偽名、地理的名称またはその商品もしくは役務の種類、品質、数量、仕向地、価額、場所、原産地、生産もしくは供給の時期に関する正確な表示を善意で使用することを排除する権利を所有者に付与しないものとする。ただし、かかる使用が単なる識別または情報の目的に限定され、かつ商品または役務の出所について公衆を誤認させることがない場合に限られる。
	刑事罰 ➤ 本法に基づき保護された権利に故意に違反した者は、5 年以上 10 年以下の厳格な禁固刑に処するものとする。 ➤ 本法に基づき保護された権利に重大な過失により違反した者は、1 年以上 5 年以下の厳格な禁固刑に処するものとする。 該当する場合の罰金には、侵害商品および犯罪行為の遂行に使用された材料および道具の差押え、没収および廃棄が含まれるものとする。 布告 501/2006 商標侵害に関する刑事罰は、第 39 条、第 40 条および第 41 条に規定されている。

救済手段	次の3種類の措置から選択してください。行政上、民事上、刑事上の措置
著作権	民事救済 本法に基づいて発生する民事訴訟を審理する管轄権を有する裁判所は、以下を含む、被った重大かつ精神的損害に対し適切な補償を裁定する権限を有するものとする。 ➤ 権利者の費用の支払い ➤ 差止命令の付与 ➤ 侵害作品の没収命令 ➤ 当該コピーに言及する書類、計算書または営業書類の作成に使用することができる包装および用具の押収 精神的損害の補償は、裁判所が決定するが、10万エチオピアブル（約2,112米ドル。以下、ETB）以上でなければならない。 布告 410/2004 (Proclamation 410/2004) 著作権者の独占的権利（経済的権利）は第7条に規定されており、著作者人格権は第8条に含まれている。 著作権布告410/2004は、第7条において、著作物の著作者または所有者が作品に関して以下の行為を実施し、または承認する独占的権利を有するものとする、と規定する。 ● 著作物の複製 ● 翻訳 ● 著作物の翻案、編成またはその他の変形 ● 著作物の頒布 ● 著作物の公開展示 ● 上演 ● 放送 ● その他著作物の公衆への伝達 著作権布告 410/2004 第8条は、著作物の著作者が経済的権利の所有者であるか否かにかかわらず、以下の著作者人格権を有するものとする、と記述する。 a) 同人が著作物の著作者たる旨、主張すること。ただし、当該著作物が付随的であると偶発的であるとを問わず、放送による現在の事象の報告に含まれる場合はこの限りではない。 b) 匿名のままであること、または偽名を使用すること。 c) 同人の著作物のいかなる歪曲、削除またはその他の改変に対しても、かかる行為が同人の名誉または名声を害することになる場合、異議を唱えること。 d) 同人の著作物を公表すること。
	刑事罰 ➤ 本法に基づき保護された権利に故意に違反した者は、5年以上10年以下の厳格な禁固刑に処するものとする。 ➤ 本法に基づき保護された権利に重大な過失により違反した者は、1年以上5年以下の厳格な禁固刑に処するものとする。 該当する場合の罰金には、侵害商品および犯罪行為の遂行に使用された材料および道具の差押え、没収および廃棄が含まれるものとする。 布告 410/2004 著作権侵害に関する刑事罰は、第36条に規定されている。

2.3.2 エチオピアにおける行政措置の概要

管轄当局の名称：該当なし

責任：該当なし

行政救済は、知的財産に関連する事項には適用されない。

管轄当局	利用不可
侵害を構成する行為	利用不可
当局の取締対象	利用不可
登録および監視のシステムの有無	利用不可
登録されている知的財産権	利用不可
登録にかかる期間	利用不可
登録のための正式手数料	利用不可
必要書類	利用不可
その他の事項	利用不可
登録の存続期間	利用不可
模倣防止において援用される知的財産権	利用不可
強制捜査の場合に当局が権利者に提供する情報	利用不可
物品が確実に押収されていることを権利者が望む場合に、強制捜査の通知に対する権利者の応答時間	利用不可
権利者が押収／停止を継続するための方法	利用不可
支払わなければならない供託金	利用不可
処分を決定する機関	利用不可
適用可能な措置／罰則	利用不可
物品の廃棄は任意か、その場合は費用の負担者	利用不可

その他の措置／罰則 (例、事業の停止、 ライセンスの取消) の有無	利用不可
全プロセスにかかる 期間	利用不可
知的財産権者にかか ると想定される総費 用	利用不可

2.3.3 エチオピアにおける国境対策の概要

管轄当局の名称：税関委員会 (The Customs Commission)

税関委員会の責任

重要な登録システムが存在しないことに留意することが重要である。ただし、税関委員会は、輸入された模倣品の場合に行為する権限を与えられている。税関委員会は、権利者が裁判所の裁量で決定される金額の供託金（保証金）を支払う場合、疑わしい模倣品を押収することができる。かかる物品は、10 日間保有され、権利者がこの期間内に訴訟を提起しない場合、引き渡される。訴訟は、連邦第一審裁判所に提起されなければならない。裁判所は、適切な処罰を決定し、これは罰金である可能性が最も高い。裁判所はまた、商品の廃棄を命じることができ、被告は、廃棄の費用を支払うよう命令される。

国境対策

管轄当局	税関委員会
侵害を構成する行為	登録商標と類似の商標を特徴とする製品の輸入は、禁止することができる。ただし、法律は、侵害行為を構成すると排他的にみなされる行為を列挙していない。知的財産権者は、その知的財産権が侵害されていると信じる場合には、訴訟を提起する権利を有する。 商標登録および布告第 501/2006 号⁴⁵は、第 42 条に以下のとおり記述する国境対策について規定している。 1) 税関当局は、商標登録証明書および権利者が作成したその他の該当証拠を添付した書面による出願に基づいて、ならびにその出願で提供された十分な保証に基づいて、出願人の権利の被疑侵害の対象となる商品を差し押え、留置することができる。 2) 税関当局は、商品を差し押さえるために講じられた措置について、出願人および商品の所有者に直ちに通知するものとする。

⁴⁵ <https://wipo.lex wipo int/en/text/281592>

	3) 税関当局は、提供された保証の貸方記入後、差し押さえられ、留置された物品を引き渡すものとする。ただし、出願人が 10 営業日以内に裁判所の差止命令を提起する場合はこの限りではない。
登録システムの有無	登録システムはない。
登録されている権利	該当なし
登録プロセスにかかる典型的な期間	該当なし
登録のための公式手数料	該当なし
登録に必要な文書	該当なし
登録に関するその他詳細事項	該当なし
登録の有効期間	該当なし
物品を留置する場合に当局が提供する情報	該当なし
権利者が留置の延長を希望する場合、権利者が留置通知に応答するまでの期限	第 42 条（通関港および駅における措置の規定）に詳述されているとおり、布告 501/2006 は、権利者が 10 営業日以内に裁判所の差止命令を提起しない限り、税関当局が提供された保証を貸方に記入した後、差し押さえられ、留置された物品を引き渡す、と記述する。
留置の延期の要件	第 42 条（通関港および駅における措置の規定）に詳述されているとおり、布告 501/2006 は、権利者が 10 営業日以内に裁判所の差止命令を提起しない限り、税関当局が提供された保証を貸方に記入した後、差し押さえられ、留置された物品を引き渡す、と記述する。
供託金の支払いの有無、有る場合の金額	保証金の金額は、法に基づいて規定されてはいない。ただし、問題に応じて「十分」でなければならない。
模倣者に対する罰則を決定する者	布告 501/2006 は、セクション 39 において、「管轄裁判所」が必要な命令を下すものとする、と記述する。これはエチオピア民事訴訟法（Civil Procedure Code of Ethiopia）に基づくものであり、一般的には連邦第一審裁判所または第一審管轄を有する連邦高等裁判所（the Federal High Court）である。
罰金の金額	被った損害の程度に応じて裁判所が決定する。布告 501/2006 は、第 40 条において、補償は「商標の使用から被告が得た純益またはライセンス契約が締結されていた場合に被告が請求することのできたロイヤルティ額のいずれか高い方に、訴訟に関連して請求人が被った費用を補填する金額を加算した額に等しいものとする。」と記述している。
物品の廃棄が可能な場合、その費用の負担者	法には誰が費用を負担するかは明記されていないが、実際には、政府は、商品を廃棄し、被告に対して処分費用の弁済を請求する権利を有する。
その他の救済手段（営業停止、免許取消等）の有無	かかる種類の救済方法は利用できない。
苦情申立てから事件にかかる想定期間	税関委員会は、最長 10 日間、物品を差し押え、留置する権利を有する。裁判所が仮差止命令を命じた場合、委員会は、裁判所が最終決定を下すま

	での追加期間、商品を保留することができる。これは、第 42 条に定められたとおり、通関港および駅における措置を規定した布告 501/2006 に関連して規定されている。
想定される手続費用	入手可能な情報はない。

2.3.4 エチオピアにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要

裁判所に関しては、エチオピアには特定の模倣品取締法が存在しないことに留意することが重要である。エチオピア連邦裁判所は、すべての知的財産の侵害問題进行处理する管轄権を有する。連邦第一審裁判所は、裁判のために最初に訪れる場所であり、とりわけ、商品の廃棄を命じることができる裁判所である。

商標侵害に関しては、利用可能な民事上の救済手段には、侵害商品の没収および押収が含まれる。刑事上の救済も存在し、最高 10 年の禁固刑を含むことができる。特許の侵害に関しては、差止命令や損害賠償などの民事救済がある。最高 10 年の禁固刑を含む重度の刑事罰もある。

エチオピアは、連邦州構造に従っている。したがって、裁判所は、連邦および地域／州レベルで既得権を有する。

- 最高連邦司法当局は、連邦最高裁判所 (the Federal Supreme Court) に帰属する。
- 人民代表議会 (The House of Peoples' Representatives) は、必要とみなす連邦高等裁判所および第一審裁判所を設置する。
- 州は、州最高裁判所 (State Supreme Court)、高等裁判所 (High Court) および第一審裁判所 (First Instance Court) を設置する。
- 連邦裁判所は、知的財産関連事項进行处理する管轄権を有する。州は、連邦裁判所からの委任により知的財産の問題を扱う権限を有する。

民事訴訟

侵害を構成する行為	侵害を構成するものは、商標布告に基づき明示的に述べられていない。登録された商品または役務に関して適切な承認なしに登録商標を使用することは、侵害とみなされる。布告 501/2006 は、第 26 条において、登録商標の所有者は、登録された商品または役務に関連して商標を使用する権利または他の者に使用を許可する権利を有するものとする、と記述するが、第 27 条とともに読まれなければならない。さらに、商標登録は、その所有者に対して、他者が以下の行為を行うことを排除する権利を付与するものとする。 a) 商標が登録されている商品または役務について公衆を誤認させるような方法でのそれに類似する商標または標識の使用、あるいは商標または標識の使用が公衆を誤認させるような関連するその他の商品または役務の使用 b) 正当な理由なくして、かつ商標またはそれに類似する標識の利益を損なうおそれのある条件での使用 c) その他類似の行為 混同の可能性は、同一の商品または役務に対して同一の標識を使用する場合に推定されるものとする。
-----------	--

	標章の登録は、当該商標に基づいていかなる国においても適法に販売された商品に関して第三者が商標を使用することを排除する権利を所有者に与えるものではない。ただし、かかる商品がいかなる変更も受けていないことを条件とする。商標登録は、第三者がその名称、住所、偽名、地理的名称またはその商品もしくは役務の種類、品質、数量、仕向地、価額、場所、原産地、生産もしくは供給の時期に関する正確な表示を善意で使用することを排除する権利を所有者に付与しないものとする。ただし、かかる使用が単なる識別または情報の目的に限定され、かつ商品または役務の出所について公衆を誤認させることがない場合に限られる。
第一審裁判所に該当する裁判所	連邦第一審裁判所
利用可能な救済手段	1) 被告が侵害行為を継続することをやめさせるために差止命令を出すこと。 2) 被告に対し、侵害により請求者に与えた損害を賠償するよう命じること。 ⁴⁶
事件にかかる平均期間	第一審裁判所での裁判の平均期間は、2年から3年である。
想定する法的費用、および保管料、公的手数料のようなその他の費用	裁判所の手数料およびその他の管理費用は、製品の数量および請求金額によって異なる。ほとんどの場合、裁判所の手数料は、請求金額当たりの割合(%)で支払われる。平均して、行政手数料およびその他の公的手数料は、1,000米ドルから2,000米ドルの範囲となり得る。これにはいかなる種類の専門家の料金も含まれていないことに留意されたい。

刑事訴訟

	商標	著作権
犯罪を構成する行為	侵害を構成するものは、商標布告に基づき明示的に述べられていない。⁴⁷ ただし、登録された商品または役務に関連して適切な承認なしに登録商標を使用することは、侵害とみなされる。 布告 501/2006 は、第 26 条において、登録商標の所有者は、登録された商品または役務に関連して商標を使用する権利または他の者に使用を許可する権利を有するものとする、と記述するが、第 27 条とともに読まれなければならない。 さらに、商標登録は、その所有者に対して、他者が以下の行為を行うことを排除する権利を付与するものとする。	犯罪を構成するものは、著作権布告 410/2004 に基づき明記されていないが、同布告第 7 条は、以下のものが著作物の所有者に帰属すると認められた経済的権利である旨、規定する。よって、著作権者から正当な権限を有しない者が以下の業務に従事する場合、 • 著作物の複製 • 翻訳 • 著作物の翻案、編成またはその他の変形 • 著作物の頒布 • 著作物の公開展示 • 上演 • 放送 • その他著作物の公衆への伝達

⁴⁶ Proclamation 501/2006 sets out a civil remedies in section 40 Section 39 is also relevant

⁴⁷ Proclamation 501/2006 sets out criminal measures in Sections 41 Section 39 is also relevant

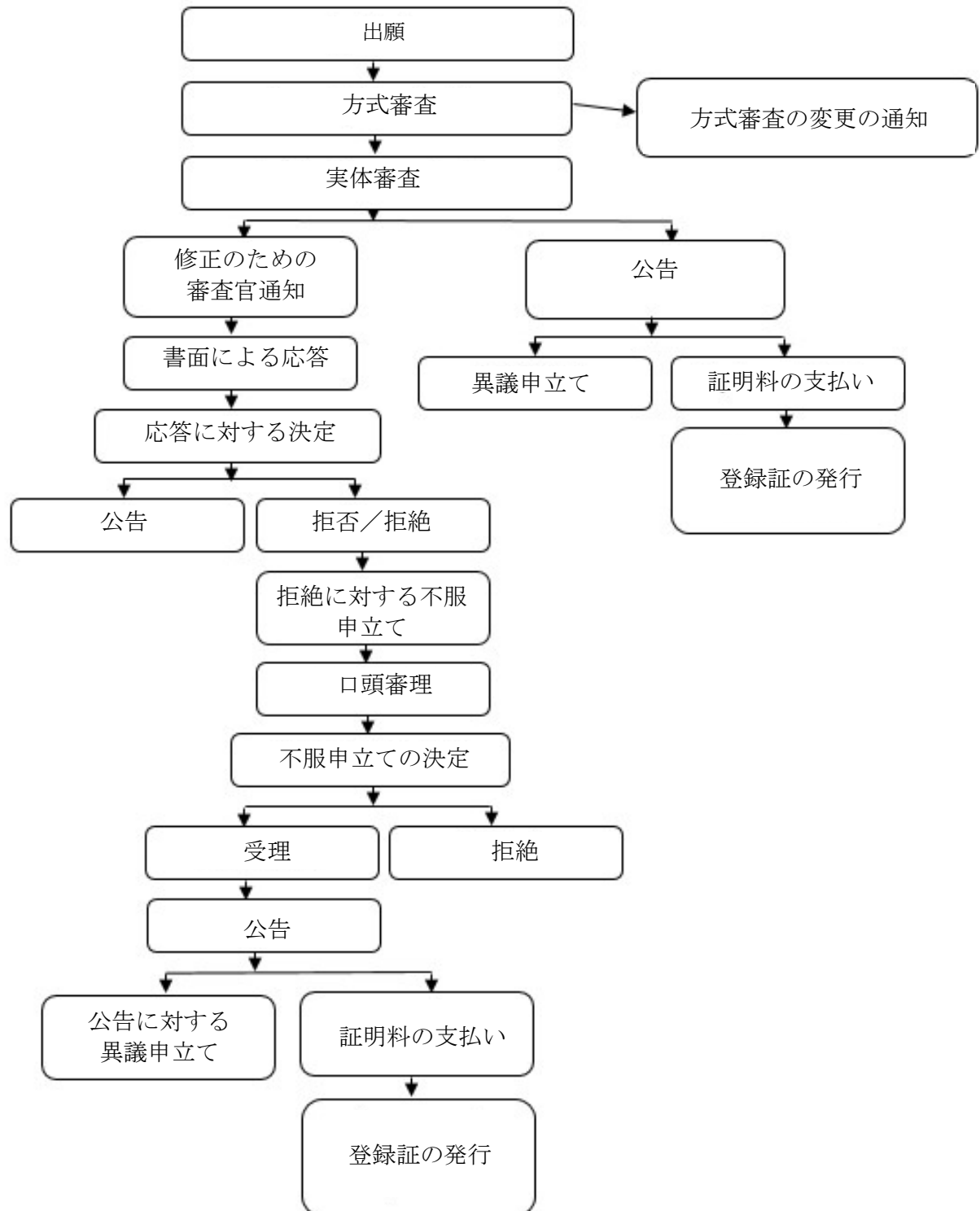
	商標	著作権
	a) 商標が登録されている商品または役務について公衆を誤認させるような方法でのそれに類似する商標または標識の使用、あるいは商標または標識の使用が公衆を誤認させるような関連するその他の商品または役務の使用 b) 正当な理由なくして、かつ商標またはそれに類似する標識の利益を損なうおそれのある条件での使用 c) その他類似の行為 混同の可能性は、同一の商品または役務に対して同一の標識を使用する場合に推定されるものとする。 標章の登録は、当該商標に基づいていかなる国においても適法に販売された商品に関して第三者が商標を使用することを排除する権利を所有者に与えるものではない。ただし、かかる商品がいかなる変更も受けていないことを条件とする。商標登録は、第三者がその名称、住所、偽名、地理的名称またはその商品もしくは役務の種類、品質、数量、仕向地、価額、場所、原産地、生産もしくは供給の時期に関する正確な表示を善意でを使用することを排除する権利を所有者に付与しないものとする。ただし、かかる使用が単なる識別または情報の目的に限定され、かつ商品または役務の出所について公衆を誤認させることがない場合に限られる。 布告 501/2006 第 41 条は、本布告の侵害を刑事犯罪として認める。刑法に基づきより重い罰則が規定されない限り、本布告は、これに基づいて保護された権利に故意に違反した者が 5 年以上 10 年以下の厳格な禁固刑に処されるものとする。	また、著作権者の著作人格権を侵害した場合は、侵害ともいえる。 著作権布告 410/2004 第 36 条は、刑事罰を規定しており、刑法に基づきより重い罰則が規定されていない限り、本法に基づき保護された権利を故意に侵害した者が 5 年以上 10 年以下の厳格な禁固刑に処せられるものとする、と記述する。さらに、刑法に特段のより重い罰則が規定されない限り、本法の保護する権利を重過失によって侵害した者は、1 年以上 5 年以下の厳格な禁固刑に処するものとする。該当する場合の罰金には、侵害商品および犯罪行為の遂行に使用された材料および道具の差押え、没収および廃棄が含まれるものとする。

	商標	著作権
	る、と記述する。刑法に基づきより重い罰則が規定されない限り、本布告に基づき保護される権利を重大な過失により侵害した者は、1年以上5年以下の厳格な禁固刑に処するものとする。該当する場合の罰金には、侵害商品および犯罪行為の遂行に使用された材料および道具の差押え、没収および廃棄が含まれるものとする。 並行輸入により輸入された商品は、侵害とはみなされないことに留意されたい。これはまた、布告501/2006第27条で確認されており、「標章の登録は、当該商標に基づいていかなる国においても適法に販売された商品に関して第三者が商標を使用することを排除する権利を所有者に与えるものではない。ただし、かかる商品がいかなる変更も受けていないことを条件とする。」と記述している。	
申立てを受け付ける者	連邦警察 (The federal Police)	連邦警察
職権上の行為の有無	なし、すべての侵害訴訟は、申立てに基づくものである。	なし、すべての侵害訴訟は、申立てに基づくものである。
処分を決定する者	連邦裁判所	連邦裁判所
罰金の有無、有の場合の金額	罰金刑は布告に基づき規定されていない。	罰金刑は布告に基づき規定されていない。
廃棄の有無と、有の場合の費用負担者	商標法に定めるところにより、該当する場合には、侵害商品および犯罪行為の遂行に使用された材料および道具の差押え、没収および破棄が含まれるものとする。政府は、物品を廃棄し、被告に対して処分費用の弁済を請求する権利を有する。	著作権法に定めるところにより、該当する場合には、侵害商品および犯罪行為の遂行に使用された材料および道具の差押え、没収および破棄が含まれるものとする。政府は、物品を廃棄し、被告に対して処分費用の弁済を請求する権利を有する。
その他の救済手段—営業停止、免許取消	商標違反には適用されない。	利用不可

	商標	著作権
想定される訴訟期間	第一審裁判所での裁判の平均期間は、2年から3年である。	第一審裁判所での裁判の平均期間は、2年から3年である。
倉庫などの費用を含む、想定費用	裁判所の手数料およびその他の管理費用は、製品の数量および請求金額によって異なる。平均して、行政手数料およびその他の公的手数料は、1,000米ドルから2,000米ドルの範囲となり得る。これにはいかなる種類の専門家の料金も含まれていないことに留意されたい。	裁判所の手数料およびその他の管理費用は、製品の数量および請求金額によって異なる。平均して、行政手数料およびその他の公的手数料は、1,000米ドルから2,000米ドルの範囲となり得る。これにはいかなる種類の専門家の料金も含まれていないことに留意されたい。

2.4 フローチャート

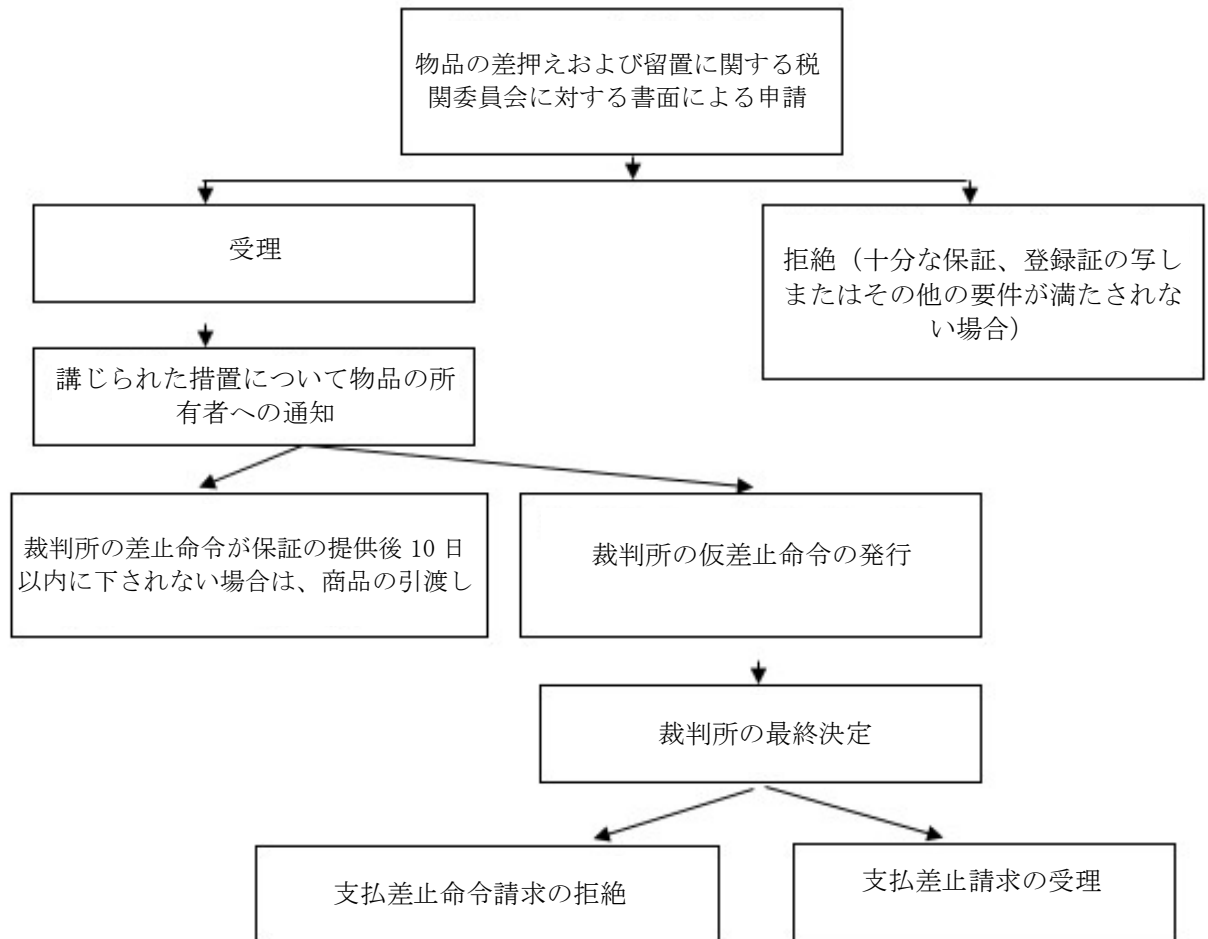
エチオピアにおける商標出願手続のフローチャート



エチオピアにおける行政措置のフローチャート：該当なし

行政救済は、エチオピアにおける知的財産関連事項には適用されない。

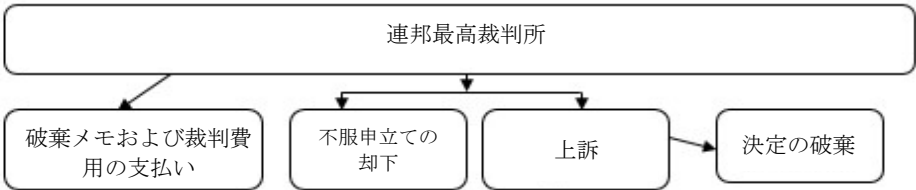
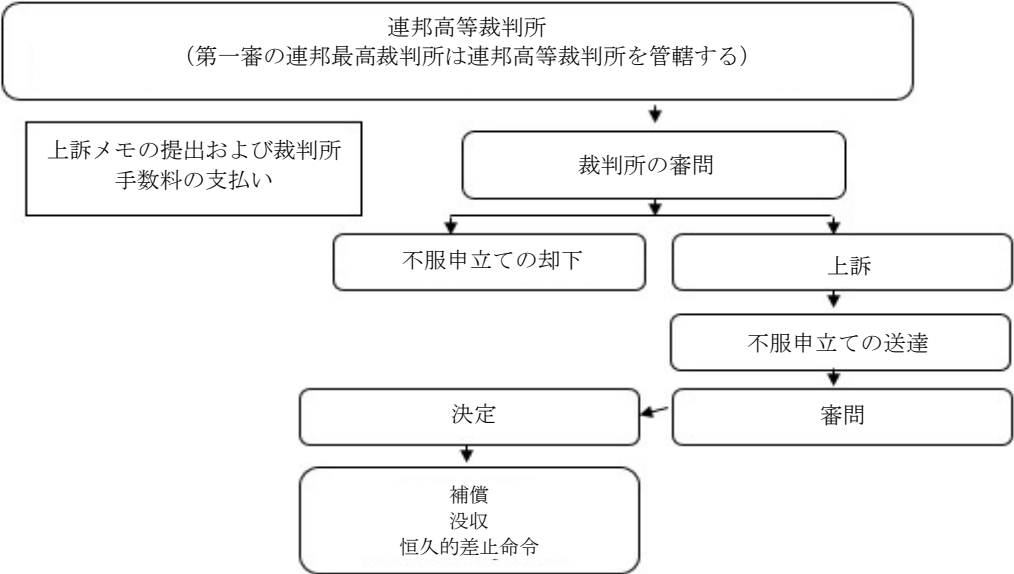
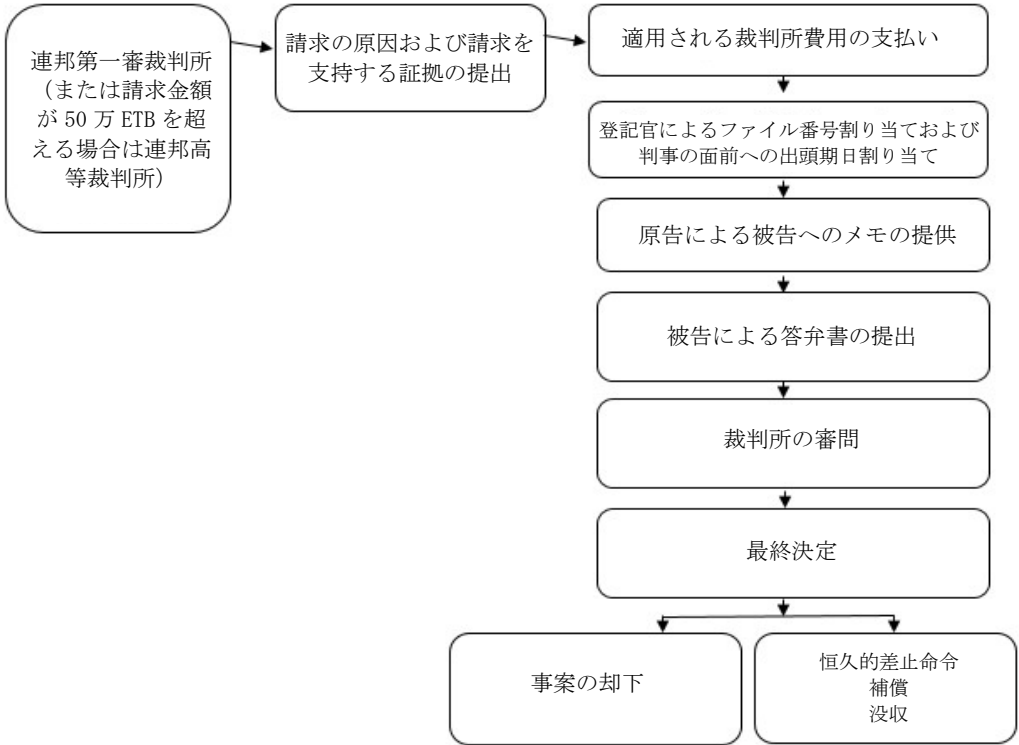
エチオピアにおける国境対策のフローチャート



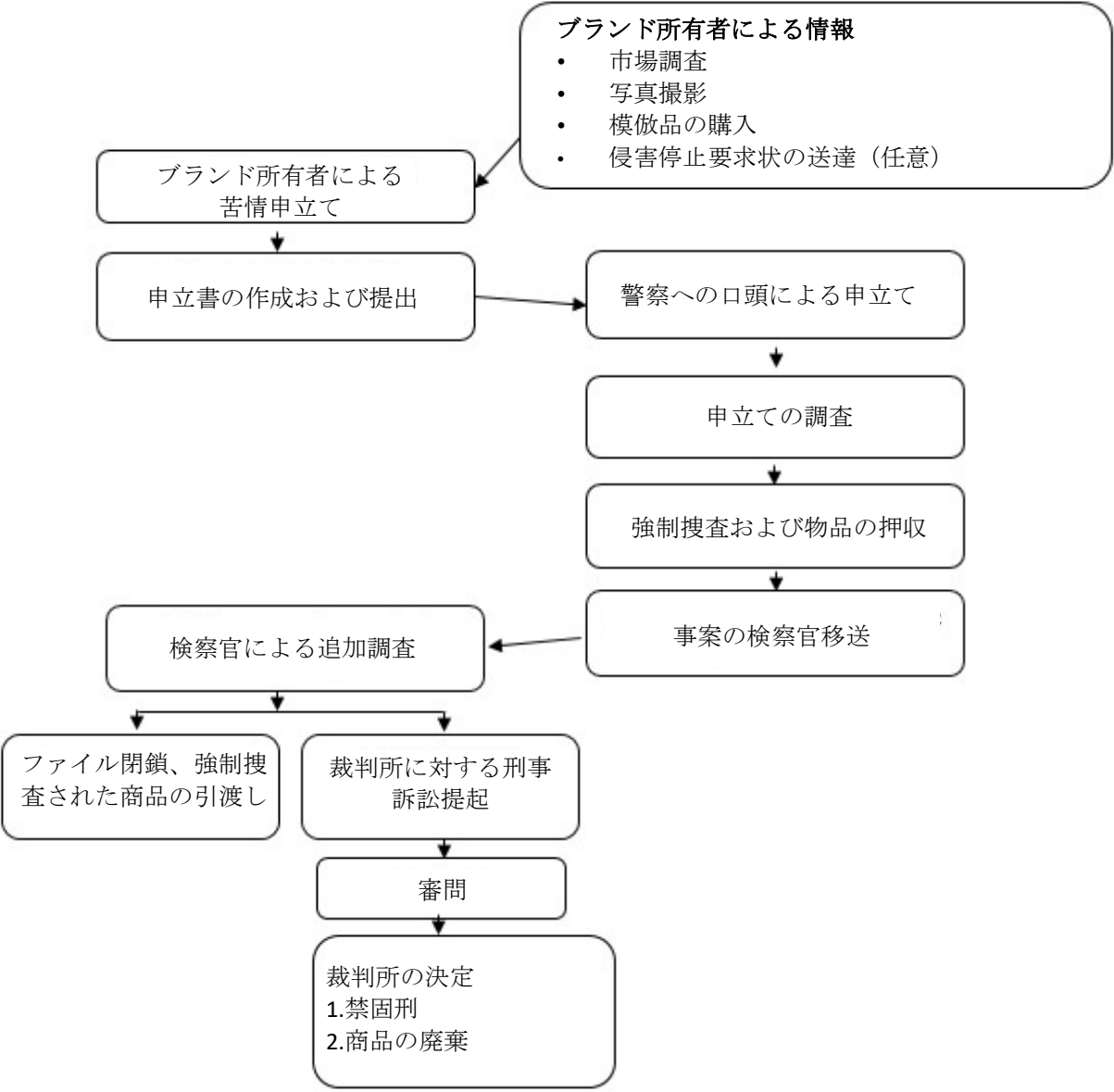
フローチャート-エチオピアの裁判所システムの概要：



エチオピアにおける民事訴訟のフローチャート：



エチオピアにおける刑事訴訟のフローチャート



3. ガーナ

3.1 当該国の知的財産の状況

3.1 当該国の知的財産の状況 ガーナは、特許、意匠、商標、不正競争および著作権に関する特定の法律を有している。これらすべての分野については、著作権局が責任を負う場合の著作権を除き、登録長官部 (The Registrar General's department) が責任を負う。ガーナは、パリ条約 (the Paris Convention)、特許協力条約 (the Patent Cooperation Treaty)、ハーグ協定のジュネーブ改正協定 (Hague Geneva Act)、マドリッド協定議定書 (the Madrid Protocol) などの主要な知的財産条約に加入している。

特許法 (the Patents Act) における特許および実用新案、意匠法 (the Industrial Designs Act) における意匠、商標法 (the Trade Marks Act) における商標および著作権法 (the Copyright Act) における著作権に関する民事および刑事の救済がある。民事訴訟は通常、高等裁判所商事部 (High Court, Commercial Division) で始まる。刑事訴訟は、地方裁判所 (District Court)、巡回裁判所 (Circuit Court) または高等裁判所 (High Court) において開始することができる。

行政上の措置に関しては、2012 年公衆衛生法 (Public Health Act 2012)、食品、医薬品および化粧品分野における法律 851 (Act 851 in the area of food, medicines and cosmetics) (責任機関は食品医薬品局 (the Food & Drugs Authority)) において、誤認を招くブランド表示に関する知的財産関連の規定があり、民事および刑事双方の訴訟がオプションとなっている。

ガーナ歳入庁 (税関部) (the Ghana Revenue Authority (Customs Division)) の管轄下であり、模倣者に対する禁固刑の可能性のある国境対策がある。

国内の知的財産法およびガーナが加盟している条約

	法律の名称	発効日
特許法	2003 年特許法、法律 657 (Patents Act, 2003 Act 657) ⁴⁸	2003 年 12 月 31 日
実用新案法	2003 年特許法、法律 657	2003 年 12 月 31 日
意匠法	2003 年意匠法、法律 660 (Industrial Designs Act, 2003 Act 660) ⁴⁹	2003 年 12 月 31 日
商標法	2004 年商標法、法律 664 (Trade Marks Act, 2004 Act 664) ⁵⁰ 2014 年商標 (改正) 法、法律 876 (Trademarks (Amendment) Act, 2014 Act 876) ⁵¹	2004 年 2 月 6 日 2014 年 7 月 25 日
著作権法	2005 年著作権法、法律 690 (Copyright Act, 2005 Act 690) ⁵²	2005 年 6 月 3 日
模倣防止に特化した法律	2000 年不正競争防止法、法律 589 (Protection Against Unfair Competition Act, 2000 Act 589) ⁵³	

⁴⁸ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/PatentAct2003.pdf>

⁴⁹ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/IndustrialDesignsAct2003.pdf>

⁵⁰ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/TrademarksAct2004.pdf>

⁵¹ <https://ictpolicyafrica.org>

⁵² <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/Ghana-Copyright-Act.pdf>

⁵³ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/protectionagainstunfaircompetitionact589.pdf>

	法律の名称	発効日
知的所有権の貿易 関連の側面に関する 協定 (TRIPS)	なし	—
パリ条約	加入-1976 年 6 月 28 日	1976 年 10 月 28 日
PCT	加入-1996 年 11 月 26 日	1997 年 2 月 26 日
ハーグ協定のジュ ネーブ改正協定	加入-2008 年 6 月 16 日	2008 年 9 月 16 日
マドリッド協定議 定書	加入-2008 年 6 月 16 日	2008 年 10 月 16 日

ガーナ国内の知的財産関連機関

	国内の IP 関連事務所の名称	URL
特許	登録長官部 ガーナ工業財産権局 (Ghana Industrial Property Office)	https://rgd.gov.gh/Patent.html
実用新案	登録長官部 ガーナ工業財産権局	https://rgd.gov.gh/index.html (専用ページなし)
工業意匠	登録長官部 ガーナ工業財産権局	https://rgd.gov.gh/index.html (専用ページなし)
商標	登録長官部 ガーナ工業財産権局	https://rgd.gov.gh/Industrial%20Property. html
著作権	著作権局 (The Copyright Office)	https://www.copyright.gov.gh/
模倣防止に特化した法律	該当なし	該当なし
オンラインの商標 侵害への対応、特 に商標侵害情報の ウェブサイトからの 削除	該当なし 特別な法律はない。	該当なし

3.2 知的財産権の出願

ガーナにおける商標出願および登録の数

ガーナ工業財産権局の要請により提供された商標出願および登録の統計

年	商標出願数	商標登録数
2019	2,394	1,728
2018	2,120	1,458
2017	2,151	1,925
2016	2,372	984
2015	2,283	871

3.3 模倣防止対策

3.3.1 ガーナにおける模倣防止対策の概要

行政上の措置に関しては、食品医薬品局およびガーナ基準局（Ghana Standards Authority）の二つの関連する当局がある。他の製品と混同される可能性のある方法でブランドを付した食品を製造または販売することは違法行為であり、また、偽薬または化粧品、換言すれば原産地について誤解を招くものを輸入または販売することも違法行為である。

食品医薬品局において商標を登録することができる登録手続があり、一般的に食品については6週間、医薬品については6ヵ月かかる手続である。登録は、3年間有効である。侵害物品の差押えに関しては、刑事訴追を遂行することができ、罰金および刑期を科すことができる。これに代えて、権利者は、民事訴訟を提起することができ、勝訴した場合には、物品の差止命令、引渡しまたは廃棄を受けることができる。

国境対策については、税関の商標登録制度はない。ガーナ歳入庁（税関）は、実際には模倣品を留置する権限を与えられていないが、模倣品の輸入は犯罪を構成する。したがって、税関は、疑いのある模倣品をガーナ食品医薬品局およびガーナ基準局を通じて留置する。権利者は、留置供託金を支払う必要がある。権利者は、留置期間の延長を必要とする場合、必要な命令について裁判所に申請する必要がある。事案が最終的に裁判にかけられる場合、模倣者は、5年の禁固刑を受ける可能性がある。裁判所はまた、商品の廃棄を命じることもできる。

裁判所については、すべての知的財産権の事案は、高等裁判所において審理される。例外的な状況においては、本件は、アントンピラー命令、すなわち、被告が訴訟手続中に商品を処分することを禁止する命令の申請から開始することができる。ただし、通常、事案は、原告の訴訟の性質および求められる救済の両方を記載した請求の原因を伴う召喚状から始まる。両当事者は、その書類を提出し、問題が裁判にかけられる前に、裁判外紛争解決（ADR）手続を考慮するよう要求される。問題が仲裁

または調停により解決できない場合、裁判となり、判事が決定を下す。場合によっては、知的財産の問題は刑事手続を経ることとなり得る。

ブランド所有者は、（他の当事者から提供された）公務員側の汚職または賄賂の可能性を排除すべきではない。アフリカでは汚職が蔓延しており、残念ながら、賄賂により問題に直面する可能性は排除できない。

救済手段

救済手段	次の3種類の措置から選択してください。行政上、民事上、刑事上の措置
特許	民事-特許法第 11 条 刑事-特許法第 37 条 ⁵⁴
実用新案	民事-特許法第 11 条 刑事-特許法第 37 条
工業意匠	民事-意匠法第 9 条（4）および第 22 条（2） 刑事-意匠法第 22 条（3） ⁵⁵
商標	民事-商標法第 9 条 ⁵⁶ 刑事-商標法第 26 条および刑事およびその他の犯罪法第 161 条
著作権	民事-著作権法第 47 条 ⁵⁷ 刑事-著作権法第 42 条および第 43 条

3.3.2 ガーナにおける行政措置の概要

管轄当局の名称：食品医薬品局（Food & Drugs Authority）およびガーナ基準局（Ghana Standards Authority）

食品医薬品局およびガーナ基準局の責任

ここで関係する二つの当局は、食品医薬品局とガーナ基準局である。

2012 年公衆衛生法、法律 851 第 103 条は、他の製品と混同されるおそれのある方法でブランドを付した食品を製造または販売することを違法行為とする。第 123 条は、偽薬または化粧品、換言すれば原産地について誤解を招くものを輸入または販売することを違法行為とする。当局は、市場、倉庫および関税地域を対象とする。

食品医薬品局において商標を登録することができる登録手続があり、一般的に食品については 6 週間、医薬品については 6 ヶ月かかる手続である。登録は、3 年間有効である。

侵害物品の差押えに関しては、刑事訴追を遂行することができ、罰金および刑期を科すことができる。これに代えて、権利者は、民事訴訟を提起することができ、勝訴した場合には、物品の差止め命令、引渡しまたは廃棄が行われる。

⁵⁴ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/PatentAct2003>

⁵⁵ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/IndustrialDesignsAct2003.pdf>

⁵⁶ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/TrademarksAct2004.pdf>

⁵⁷ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/Ghana-Copyright-Act.pdf>

食品医薬品局およびガーナ基準局の措置

管轄当局	食品医薬品局 ガーナ基準局
侵害を構成する行為	行政上の措置に関する場合、2012 年公衆衛生法、食品、医薬品および化粧品 の分野における法律 851（責任機関は食品医薬品局）において、誤認を招く ブランド表示に関する知的財産関連の規定があり、民事および刑事双方の訴 訟が利用可能な救済となっている。 行為が侵害を構成することに関しては、2012 年公衆衛生法、法律 851 は、第 103 条において、「虚偽、誤解を招き、欺くような、または不正のブランド を付した方法で食品を製造し、ラベルを貼付し、販売または広告した者の 行為は犯罪行為である。食品は、これが販売される名称のもとにある食品ま たはこれと混同されがちな方法で他の食品または食料製品を模倣したものま たは類似したものであり、その真の性格を示すように明瞭ではっきりとした 表示がなされていない場合には、虚偽の表示とされる。」と規定する。 さらに、2012 年公衆衛生法、法律 851 は、第 123 条において、「ある者は、 偽薬、ハーブもしくは医薬製品、化粧品、医療用具または家庭用化学物質を 製造、輸入、輸出、供給、所有または販売のための申込みをしないものとし る。本条に基づく製品は、とりわけ、その同一性または出所に関して故意ま たは不正に表示された場合、他の医薬品に属する名称に基づいて製造され、 他の医薬品、医療用具、化粧品または家庭用化学物質の模倣または代替品で あり、製造業者の真の製品ではない製品であることを意図している場合、あ るいは承認なくして、その医薬品または製品を実際に製造、加工、包装また は頒布した者以外の薬物製造業者、加工業者、包装業者または販売店の商 標、商号その他の識別マーク、印章もしくは図案またはこれらに類似するも のの商標、商号その他の表示が付された医薬品である場合、偽造品であ る。」と規定する。
当局の取締対象	市場、倉庫、自由区域、税関
登録および監視のシ ステムの有無	あり
登録されている知的 財産権	食品医薬品局は、製品を商標のもとに登録する。
登録にかかる期間	食品については、6 週間かかる。医薬品については、6 ヶ月かかる。
登録のための正式手 数料	医薬品については、出願料 3,600 米ドルおよび登録料 720 米ドルを支払う。
必要書類	記入済み申請書、申請者の事業登録証明書、現地代理人が申請を行う場合の 委任状、有効成分の規格、有効成分の分析証明書、サンプル、ガーナ薬局評 議会（the Ghana Pharmacy Council）からの証明書。
その他の事項	なし
登録の存続期間	3 年毎に更新可能
模倣防止において援 用される知的財産権	商標権

強制捜査の場合に当局が権利者に提供する情報	商品の写真およびサンプル
物品が確実に押収されていることを権利者が望む場合に、強制捜査の通知に対する権利者の応答時間	即時
権利者が押収／停止を継続するための方法	中間的差止命令を裁判所に申請することによる。
支払わなければならない供託金	通常、裁判所により決定される。物品の価額は考慮に入れられ、権利者は、ガーナに通常居住しない場合には、費用のための担保を提供するよう要求されることがある。
処分を決定する機関	巡回裁判所（the Circuit Court）において刑事訴訟が開始された場合は、その裁判所が処罰を定める。高等裁判所（the High Court）で開始される場合は、高等裁判所により決定される。権利者が高等裁判所において民事訴訟を開始する場合、行政機関は、訴訟が審理されている間、中間的差止命令に基づいて商品を単純に保有することができる。事案の終了時、高等裁判所は、損害賠償を含む適切な命令を出す。
適用可能な措置／罰則	公衆衛生法第 129 条は、7,500 罰金単位の最低罰金額（現在、約 1 万 1,250 英ポンド（約 1 万 5,448 米ドル。以下、GBP））から最高 1 万 5,000 罰金単位まで、または刑期 15 年以上もしくは 25 年以上または罰金および刑期の両方を規定する。商標法第 26 条は、500 罰金単位の最高罰金額（現在、約 750GBP（約 1,030 米ドル））もしくは 2 年以下の刑期またはその両方を規定する。
物品の廃棄は任意か、その場合は費用の負担者	あり。侵害者が有罪判決を受けた場合、裁判所は、更に、完成した模倣品および生産手段の双方を没収し、廃棄すべき旨の命令を出すことができる。裁判所は、廃棄費用を負担するよう侵害者に命令することができる。当該命令が出されない場合、登録官がこれを行う。通常、警察は商品の廃棄に必要な品目を提供する。
その他の措置／罰則（例、事業の停止、ライセンスの取消）の有無	該当なし
全プロセスにかかる期間	訴訟が争われる場合、6 月から 5 年かかることがある。
知的財産権者にかかると想定される総費用	金額は未確定であり、個々の場合に応じて決定される。

3.3.3 ガーナにおける国境対策の概要

管轄当局の名称：ガーナ歳入庁（税関部）（Ghana Revenue Authority (Customs Division)）

ガーナ歳入庁（税関部）の責任

税関には商標登録制度はない。ガーナ歳入庁（税関）は、実際には模倣品を留置する権限を与えられていないが、模倣品を輸入する者の行為は犯罪行為である。したがって、税関は、疑いのある模倣品をガーナ食品医薬品局およびガーナ基準局を通じて留置する。供託金が支払われるべきであり、権利者は、留置期間の延長を必要とする場合、必要な命令を裁判所に申請する必要がある。事案が最終的に裁判に至る場合、模倣者は、5年の禁固刑を受ける可能性がある。裁判所はまた、商品の廃棄を命じる。

国境対策

管轄当局	ガーナ歳入庁（税関部）
侵害を構成する行為	登録商標と類似の商標を付した製品の輸入：商標法第 28 条に基づき、情報提供者は、模倣品の差し迫った到着について局長に警告し、模倣品を留置するよう要求することができる。 2015 年関税法、法律 891 は、税関が模倣品を留置することを特に許可していない。ただし、同法第 121 条に基づき、禁止または制限された商品を輸入し、荷卸し、またはその他の方法で取引する者の行為は、犯罪行為である。この規定に基づいて、税関は、例えば、公衆衛生法によって定義される禁制品、規制品および模倣品を留置するために、食品医薬品局およびガーナ基準局を信頼している。
登録システムの有無	なし
登録されている権利	該当なし
登録プロセスにかかる典型的な期間	該当なし
登録のための公式手数料	該当なし
登録に必要な文書	該当なし
登録に関するその他詳細事項	該当なし
登録の有効期間	該当なし
物品を留置する場合に当局が提供する情報	写真およびその他の明細書

権利者が留置の延長を希望する場合、権利者が留置通知に応答するまでの期限	同人は、商品の継続的留置に関する裁判所の命令を直ちに得なければならない。
留置の延期の要件	裁判所の命令：税関は、私企業およびそれに関連する紛争を妨げないようにする。したがって、権利者は、留置を支持する裁判所の命令を得るよう奨励される。 製品が要求された規格に適合していない場合または適切な入手先からのものではない場合、税関は、食品医薬品局またはガーナ基準局の指示に従って物品を留置する。
供託金の支払いの有無、有る場合の金額	あり。その金額は、税関長の裁量によるものとし、留置およびその後の手続に関して発生する経費、費用および損害賠償額を対象とする。
模倣者に対する罰則を決定する者	巡回裁判所または高等裁判所
罰金の金額	2500 罰金単位もしくは5年以下の禁固またはその両方
物品の廃棄が可能な場合、その費用の負担者	あり。命令は、模倣品の廃棄のために行うことができる。裁判所は、かかる命令を出す場合、侵害者に対して廃棄費用を負担するよう命令することができ、その場合、侵害者に対して執行されることができる。多くの場合、侵害者は、事件に関心を示さないか、または発見できず、権利者は、自らの責任で商品の廃棄を監視する。
その他の救済手段（営業停止、免許取消等）の有無	該当なし
苦情申立てから事件にかかる想定期間	6 ヶ月から5年侵害者とその件に異議を唱えた場合、それは長期間、存続する。
想定される手続費用	提供されるべき担保、公的手数料、裁判所への証拠物件の移送費用、商品の廃棄費用等：この評価は非常に困難である。

3.3.4 ガーナにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要

知的財産権に関するいかなる訴訟も、高等裁判所において審理される。例外的な状況においては、本件は、アントンピラー命令、すなわち、被告が訴訟手続中に商品を処分することを禁止する命令の申請から開始することができる。ただし、通常、事案は、原告の訴訟の性質および求められる救済の両方を記載した請求の原因を伴う召喚状から始まる。両当事者は、その書類を提出し、問題が裁判にかけられる前に、裁判外紛争解決（ADR）手続を考慮するよう要求される。問題が仲裁または調停により解決できない場合、裁判となり、判事が決定を下す。場合によっては、知的財産の問題は刑事手続を経ることとなり得る。

民事事件では、地方裁判所（the District Courts）、下級裁判所である巡回裁判所、高等裁判所、上訴裁判所（the Court of Appeal）、最高裁判所（the Supreme Court）の順となっている。知的財産権に関する事案は、通常、上級裁判所である高等裁判所において始まる。高等裁判所は1箇所であるが、いくつかの部門がある。高等裁判所（民事訴訟）規則に基づき、知的財産権の執行のため

の訴訟は、(a) 高等裁判所の商事部門 (Commercial Division) または (b) 最高裁判所長官が監督する高等裁判所のその他の部門のいずれかにおいて、召喚状 (Writ of Summons) を発行することにより開始されるものとする。

召喚状には、原告の事案の性質および求める救済方法を記載した請求の原因を添付しなければならない。支払われるべき公式手数料は、求められる救済方法によって異なり、約定損害賠償の場合には、請求される金額によって支払われるべき手数料が決定される。令状の送達に先立って、原告は、被告に対して発行するアントンピラー命令または行政機関が留置／差押えがなされた商品を被告に引き渡すことを禁ずる差止命令を申請することができる。したがって、行政／規制機関を名目上の被告として追加することが有益である。令状および請求の原因が被告に送達された後、被告は、出頭することにより手続に参加する意図があることを示す期間を 8 日有する。召喚状および請求の原因の送達日から、被告は、抗弁書を提出する期間 22 日を有する。原告は、抗弁書を送達された日から 7 日以内に、答弁書（もしあれば）を提出することができる。答弁書の提出期限後、裁判所登録官／管理者 (the Court Registrar/Administrator) は、事件が判事に移送された後 14 日以内に判事によって開始されなければならない公判前和解審査のため、判事に事件を移送する期間 7 日を有する。最初の会合において、両当事者は、斡旋、交渉、仲裁またはその他の ADR の形式による解決の試みを希望するか否かを問われなければならない。判事は、調停者としても行為することができる。この段階で、手続は、30 日以内の期間、中止される。和解の合理的な見込みがある場合、期間はさらに 14 日間、延長することができる。調停者は、専門家の役務を使用することができる。調停中に開示された書類は、当事者の利益に反する自認と解釈することはできない。問題がこの段階で解決される場合、条件は、両当事者およびその証人により記録され、署名されて、裁判所に提出される。その場合、条件は裁判所の判決として採用される。

和解が決裂した場合、その事件は、裁判のために別の判事に送致される。その後、両当事者は、限定期間内にその証人の陳述書を提出するよう命令され、かつ事件処理会議について期日が定められ、当該会議中に自認可能性等に関して異議を提起することができる。事件処理会議の後、審問の期日が定められる。判事は、鑑定人としての専門家と同席することができる。専門家の意見は、判事を拘束しない。

刑事訴訟は、地方裁判所、巡回裁判所または高等裁判所から開始することができる。通常、知的財産の侵害事件は、巡回裁判所に提起され、略式処理される。通常、犯罪の性質および詳細を記載した起訴状がある。検察はまた、被告人に対して公判で使用するすべての文書および記録の写しを被告人に入手可能とさせることも予期されている。裁判は陪審のない略式である。訴訟が巡回裁判所で開始された場合、上訴は高等裁判所に提起され、高等裁判所から上訴裁判所、さらに最高裁判所に提起される。訴訟が高等裁判所で始まる場合、上訴は、上訴裁判所に、次いで最高裁判所に提起される。

民事訴訟

侵害を構成する行為	所有者または権利者の同意または許可なしに、ある者が自己の商品または役務を市場で取引または販売するため、登録商標またはそれに類似する標章を使用し、またはそのおそれがある場合、あるいは特許／実用新案をもって、所有者以外の者が製品の利用、作成、輸入、販売の申し出、販売もしくは使用または工程の使用、侵害および著作権に関しては輸入、複製、抽出、その者の私的利用以外の模倣につながり得る行為、販売による作品の頒布もしくは展示、電子権利管理情報の除去もしくは改変、頒布、頒布のための輸入、放送、通信もしくは公衆利用のための提供、技術的保護手段の回避または上記のいずれかを行わせる行為を行う場合。 商標-2004 年商標法、法律 664⁵⁸-第 9 条は、侵害に対する民事訴訟を扱い、第 23 条から第 27 条は、商標関連の刑事規定を含む。商標侵害問題は、2000 年不
-----------	--

⁵⁸ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/TrademarksAct2004.pdf>

	正競争防止法 589 に基づき、民事訴訟の方法によってのみ処理することもできる。 特許／実用新案-2003 年特許法 657⁵⁹-特許執行（民事）は、第 11 条で対象とされ、第 37 条は刑事訴訟を対象とする。 著作権-2005 年著作権法 690⁶⁰-第 5 条は、経済的権利を対象とし、第 6 条は、著作者人格権を対象とする。第 41 条および第 47 条は、民事上の侵害を対象とし、第 42 条は、刑事規定を含む。
第一審裁判所に該当する裁判所	高等裁判所（商事部）
利用可能な救済手段	差止命令、廃棄および損害賠償
事件にかかる平均期間	説明がし難い。第一審裁判所では 6 ヶ月から 5 年かかり得る。
想定する法的費用、および保管料、公的手数料のようなその他の費用	弁護士報酬は、1 万英ポンド（約 1 万 3,730 米ドル）を超える可能性は低い。公式／申請手数料は、1,000 ポンド（約 1,373 米ドル）を超える可能性は低い。保管は、事案を最終的に処分し、商品を廃棄するのに要する時間に応じる。

刑事訴訟

犯罪を構成する行為	商品に虚偽の取引表示を適用し、または商標に酷似し、商標を欺きもしくは偽造するための商標もしくは標章を物品に適用し、または商標を欺くために物品もしくは証書を使用し、商標を捏造する物品もしくは侵害標章を付した容器等を占有し、偽造された商標もしくは虚偽の商品記載のある商品または物品、もしくは商標に酷似した商標もしくは標章のある商品または物品を販売、取引もしくは製造目的で陳列し、あるいは特許／実用新案をもって、所有者以外の者が製品の利用、作成、輸入、販売の申し出、販売もしくは使用または工程の使用、侵害および著作権に関しては輸入、複製、抽出、その者の私的利用以外の模倣につながり得る行為、販売による作品の頒布もしくは展示、電子権利管理情報の除去もしくは改変、頒布、頒布のための輸入、放送、通信もしくは公衆利用のための提供、技術的保護手段の回避または上記のいずれかを行わせる行為を行う場合 商標-2004 年商標法、法律 664⁶¹-第 9 条は、侵害に対する民事訴訟を扱い、第 23 条から第 27 条は、商標関連の刑事規定を含む。商標侵害問題は、2000
-----------	---

⁵⁹ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/PatentAct2003.pdf>

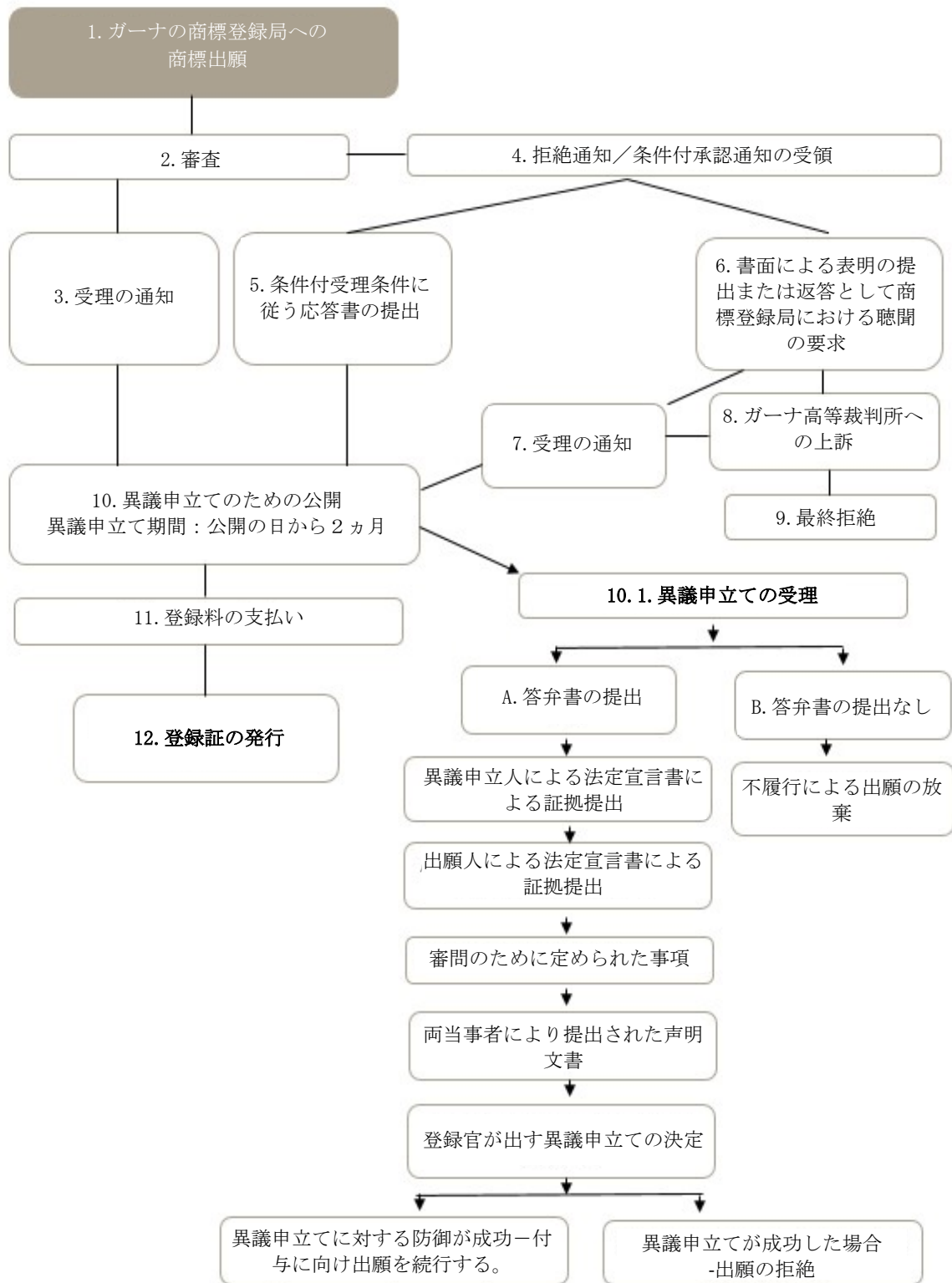
⁶⁰ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/Ghana-Copyright-Act.pdf>

⁶¹ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/TrademarksAct2004.pdf>

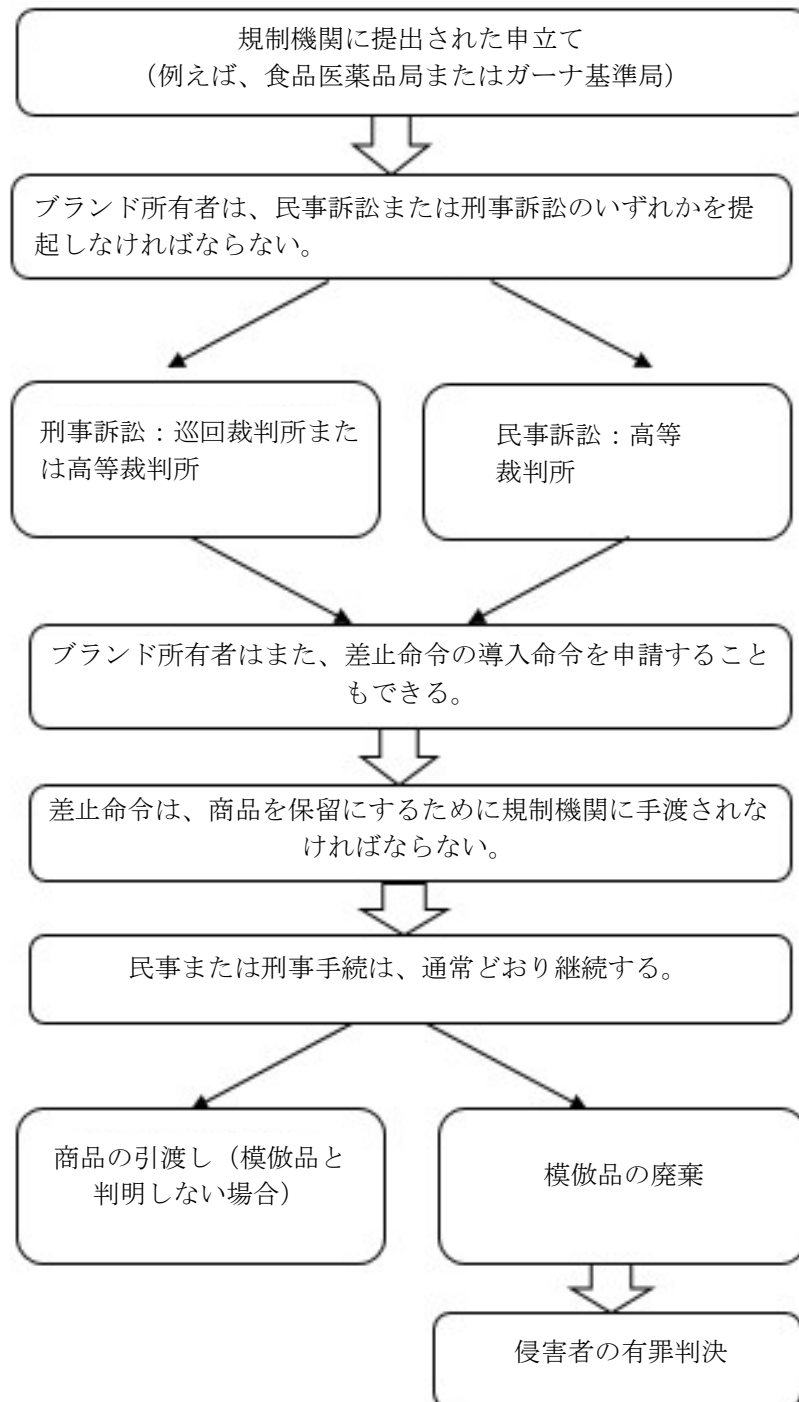
	年不正競争防止法 589 に基づき、民事訴訟の方法によってのみ処理することもできる。
申立てを受け付ける者	警察
職権上の行為の有無	なし
処分を決定する者	裁判所
罰金の有無、有の場合の金額	公衆衛生法第 129 条は、7,500 罰金単位の最低罰金額（現在、約 1 万 1,250 英ポンド（約 1 万 5,448 米ドル。以下、GBP））から最高 1 万 5,000 罰金単位まで、または刑期 15 年以上もしくは 25 年以上または罰金および刑期の両方を規定する。商標法第 26 条は、500 罰金単位の最高罰金額（現在、約 750GBP（約 1,030 米ドル））もしくは 2 年以下の刑期またはその両方を規定する。特許法第 37 条に基づき、有罪とされた侵害者は、2,000 罰金単位以下の罰金または 2 年以下の刑期の禁固刑となる傾向にあり、かつ著作権法第 43 条に基づき、侵害者は、500 罰金単位から 1,000 罰金単位の罰金もしくは 3 年以下の刑期の禁固刑またはその両方を略式有罪判決によって科される傾向にある。
廃棄の有無と、有の場合の費用負担者	あり通常は州
その他の救済手段－営業停止、免許取消	犯罪のために使用されたいかなる証書または考案も、没収し、廃棄することができる。
想定される訴訟期間	1 ヶ月から 2 年
倉庫などの費用を含む、想定費用	通常、証拠物件は、申立人の費用負担なしに警察が保管する。証拠として提出され、廃棄されるまで、申立人の費用負担なしに裁判所が保管する。

3.4 フローチャート

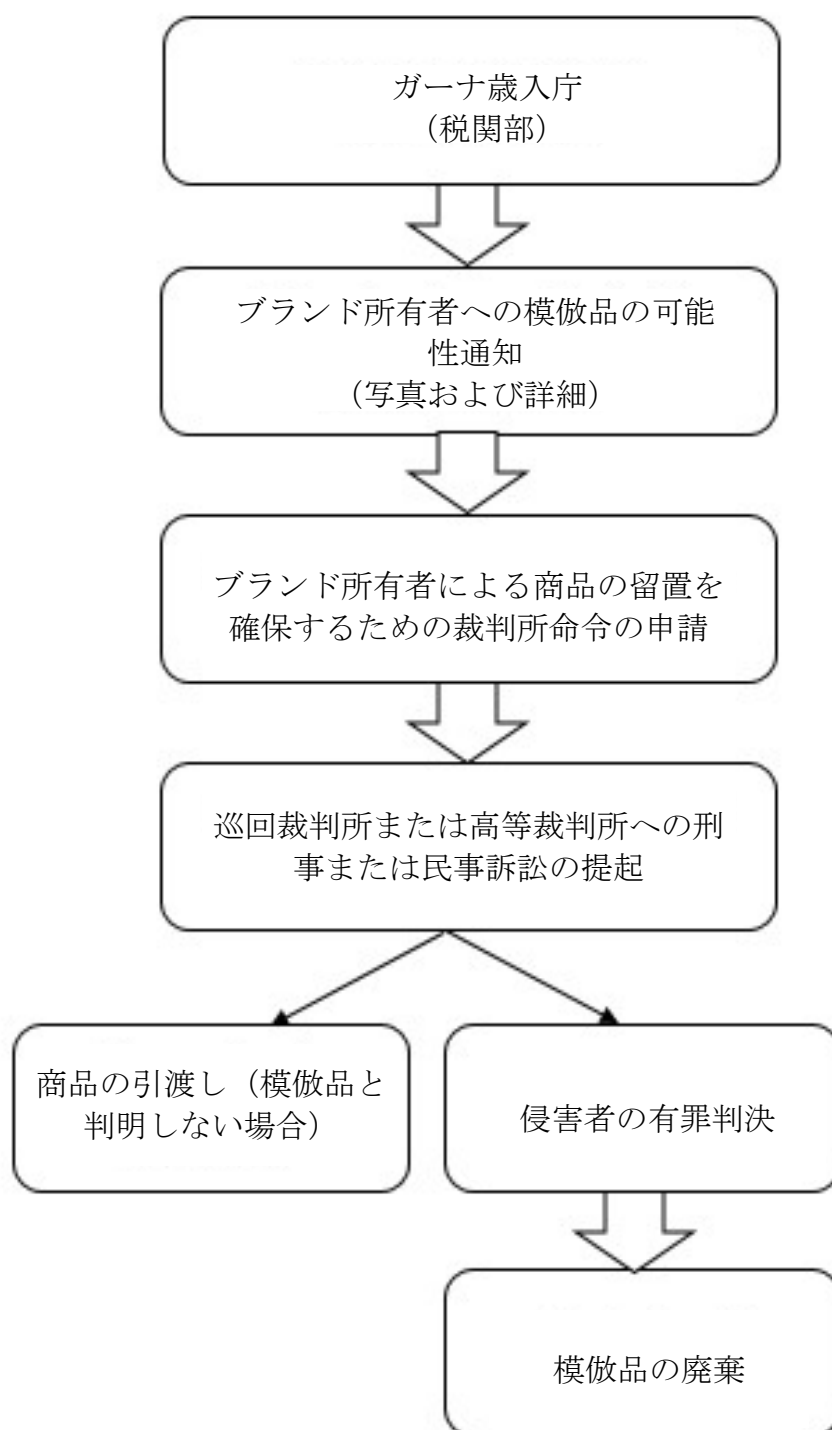
ガーナにおける商標出願手続のフローチャート



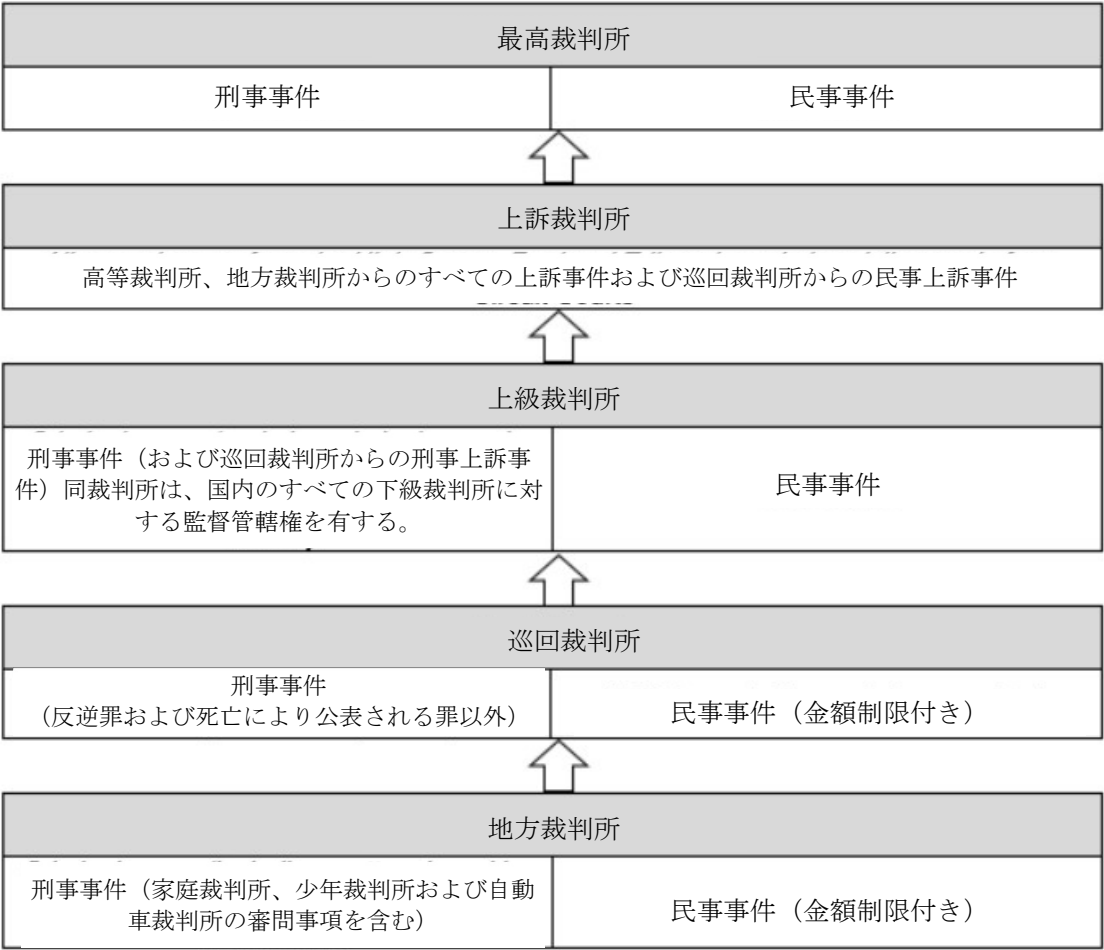
ガーナにおける行政措置のフローチャート



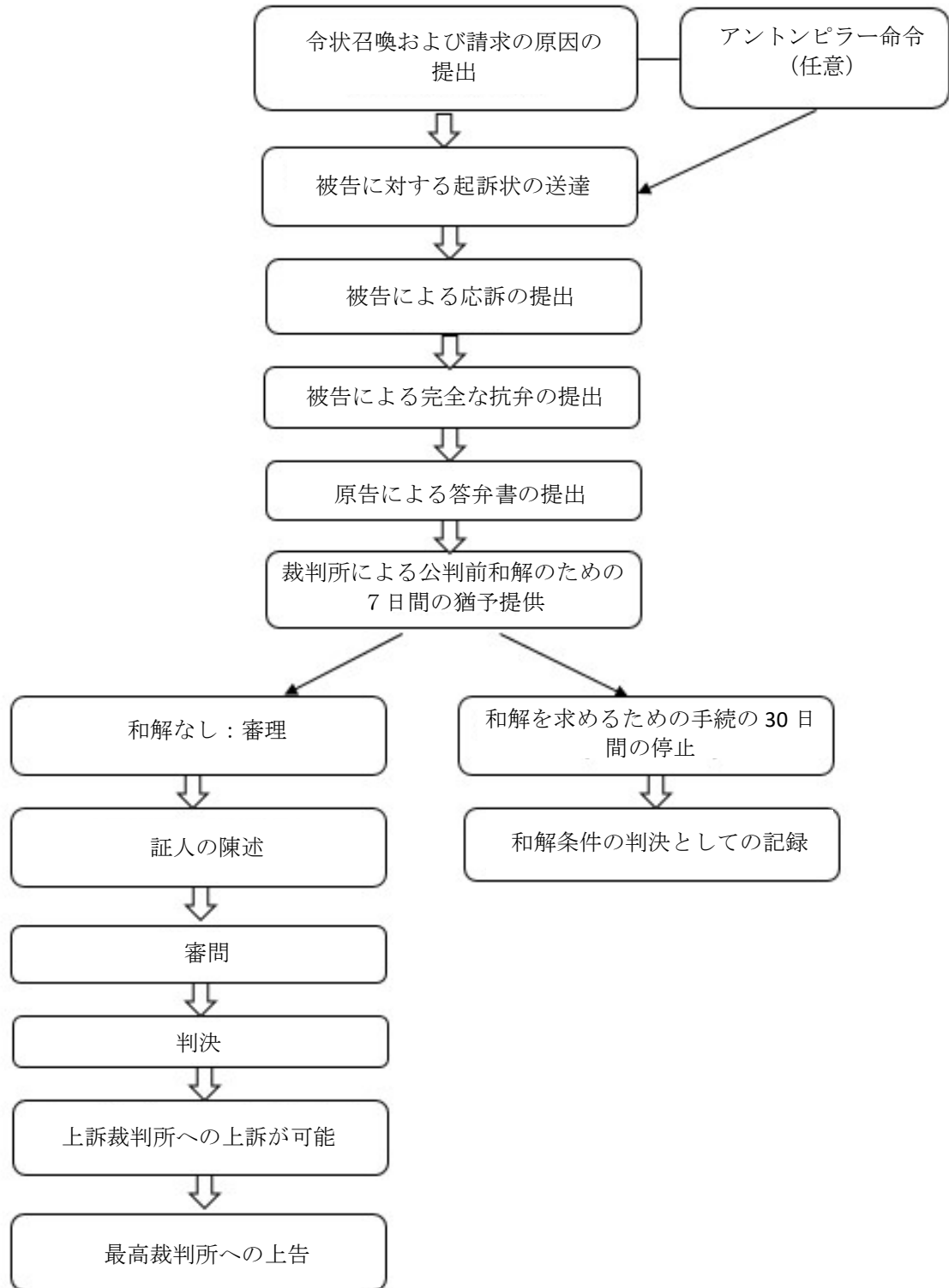
ガーナにおける国境対策のフローチャート



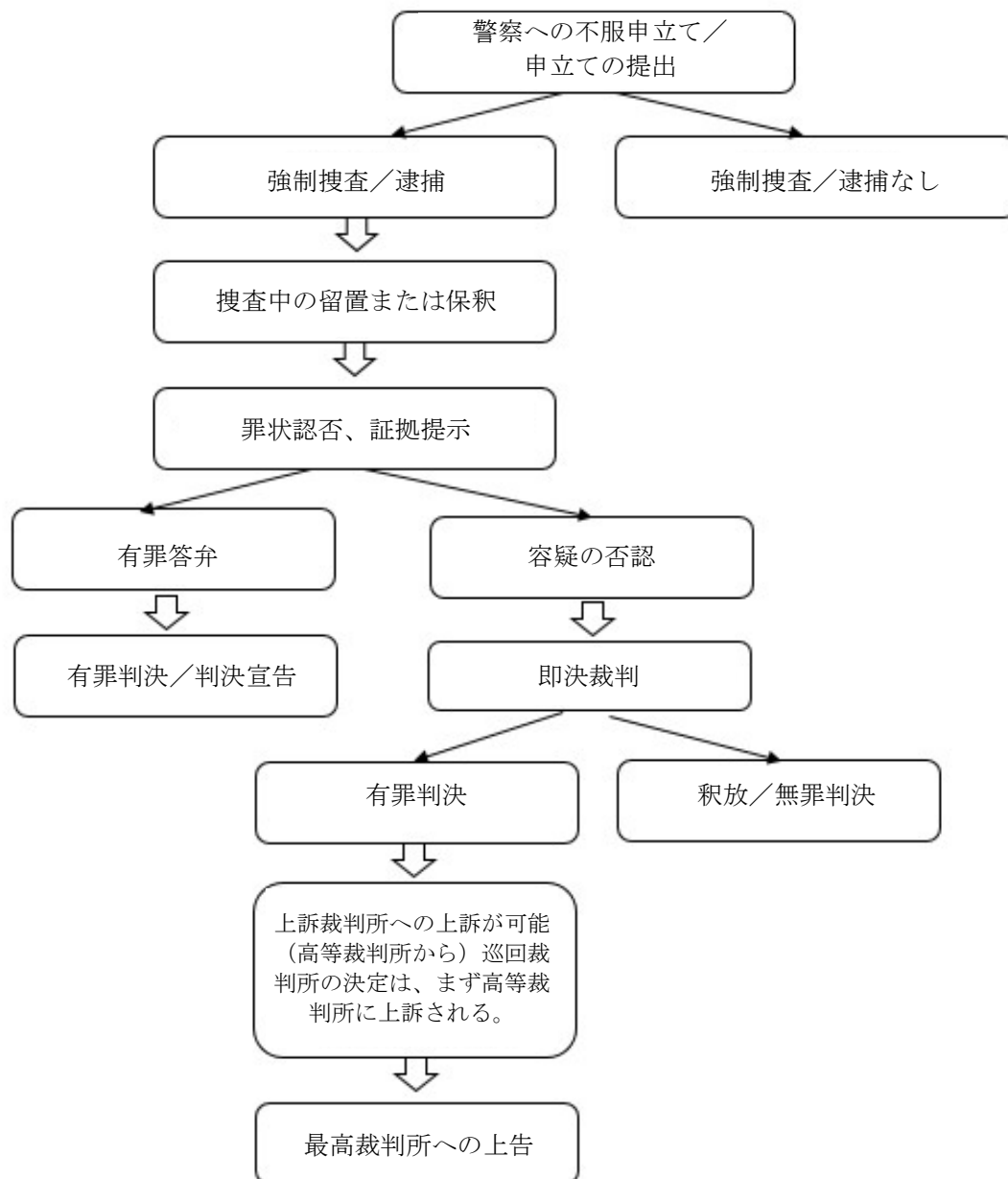
フローチャート-ガーナの裁判制度の概要



ガーナにおける民事訴訟のフローチャート



ガーナにおける刑事訴訟のフローチャート



4. ケニア

4.1 当該国の知的財産の状況

ケニアでは、知的財産権が広範囲で保護されている。

特許、実用新案、意匠およびテクノベーションは、2001年工業所有権法（the Industrial Property Act of 2001）の対象となり、商標は、1957年商標法（Trademarks Act 1957）および2001年著作権法（the Copyright Act 2001）により取扱われる。種子および植物品種は、1975年種苗法（the Seed and Plant Varieties Act 1975）の対象となり、伝統的知識および文化表現は、2016年伝統的知識および文化表現の保護法（the Protection of Traditional Knowledge and Cultural Expressions Act 2016）の対象となる。ケニア憲法の条項の中には、知的財産の分野に関連するものもある。ケニアは、アフリカにおける模倣防止のための行動計画の最前線にあり、2008年模倣品取締法（the Anti-Counterfeit Act 2008）という模倣防止法を制定した。

国際的合意に関しては、ケニアはかなりの数の条約を締結している。知的所有権の貿易関連の側面に関する（TRIPS）協定、パリ条約（the Paris Convention）、特許協力条約（PCT: the Patent Cooperation Treaty）、ハーグ協定のジュネーブ改正協定（the Hague Geneva Act）、マドリッド協定（the Madrid Agreement）およびマドリッド協定議定書（Madrid Protocol）、文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（the Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works）、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（the Convention for the Protection of Producers of Phonograms Against Unauthorised Duplication of their Phonograms）、ハラレ議定書（アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の特許および意匠に関する議定書）（the Harare Agreement (the protocol on patents and industrial designs for ARIPO)）、オリンピックシンボルの保護に関するナイロビ条約（the Nairobi Treaty on the Protection of the Olympic Symbol）、ならびに衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関するブリュッセル条約（the Brussels Convention Relating to the Distribution of Programmes Carrying Signals Transmitted by Satellite）。

国内機関は数多く存在する。ケニア産業財産権機関（KIPI: the Kenya Industrial Property Institute）は、特許、実用新案、意匠、テクノベーションおよび商標を扱う機関であり、ケニア著作権委員会（KCB: the Kenya Copyright Board）は、著作権ならびに伝統的な知識および文化表現について担当している。ケニアネットワーク情報センター（KENIC: the Kenya Network Information Centre）は、商標侵害情報のウェブサイトからの削除を含め、オンラインの商標侵害に対する保護を担当しており、ケニア植物衛生検疫所（KEPHIS: Kenya Plant Health Inspectorate Services）は、種子および植物品種を担当している。

国内の知的財産法およびケニアが加盟している条約

	法律の名称	発効日
特許法	2001 年工業所有権法 ⁶²	2002 年 5 月 1 日
実用新案法	2001 年工業所有権法	2002 年 5 月 1 日
意匠法	2001 年工業所有権法	2002 年 5 月 1 日
テクノベーション	2001 年工業所有権法	2002 年 5 月 1 日
商標法	商標法 ⁶³	1957 年 1 月 1 日
著作権法	2001 年著作権法 ⁶⁴	2003 年 2 月 1 日
模倣防止に特化した法律	2008 年模倣品取締法 ⁶⁵	2009 年 7 月 7 日
種子および植物品種（植物育種者の権利）	種苗法 ⁶⁶	1975 年 1 月 1 日
伝統的知識および文化表現	2016 年伝統的知識および文化表現の保護法 ⁶⁷	2016 年 9 月 21 日
知的財産権	2010 年ケニア憲法（The Constitution of Kenya）（第 11 条、第 40 条（5）、第 69 条（c）および（e）） ⁶⁸	2010 年 8 月 27 日
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）	あり	1995 年 1 月 1 日
パリ条約	あり	1965 年 6 月 14 日
PCT	あり	1994 年 6 月 8 日
ハーグ協定のジュネーブ改正協定	あり	1965 年 11 月 22 日*
マドリッド協定およびマドリッド協定議定書	あり	1998 年 6 月 26 日
文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約	あり	1993 年 6 月 11 日

⁶² <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/Kenya-Industrial-Property-Act-2001.pdf>

⁶³ <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/ke/ke025en.pdf>

⁶⁴ <https://www.aca.go.ke/images/downloads/copyright-act-2001-revised-2009.pdf>

⁶⁵ <https://www.aca.go.ke/images/downloads/Anti-Counterfeit-Act-No13-of-2008.pdf>

⁶⁶ <http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/Acts/SeedsandPlantVarietiesActCap326.pdf>

⁶⁷ <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/ke/ke030en.pdf>

⁶⁸ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/TheConstitutionofKenya.pdf>

	法律の名称	発効日
許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約	あり	1976 年 4 月 21 日
ハラレ議定書（特許および意匠に関する議定書）－ARIPO	あり	1984 年 10 月 24 日
オリンピックシンボルの保護に関するナイロビ条約	あり	1982 年 9 月 25 日
衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関するブリュッセル条約	あり	1979 年 8 月 25 日

知的財産関連の国内機関

	国内の IP 関連事務所の名称	URL
特許	ケニア産業財産権機関（KIPI）	https://www.kipi.go.ke
実用新案	KIPI	https://www.kipi.go.ke
工業意匠	KIPI	https://www.kipi.go.ke
テクノベーション	KIPI	https://www.kipi.go.ke
商標	KIPI	https://www.kipi.go.ke
伝統的知識および文化表現	ケニア著作権委員会（KCB）	https://copyright.go.ke/
著作権	KCB	https://copyright.go.ke/
模倣防止に特化した法律	模倣品取締機関（ACA：Anti-Counterfeit Authority）	https://www.aca.go.ke
オンラインの商標侵害への対応、特に商標侵害情報のウェブサイトからの削除	ケニアネットワーク情報センター（KENIC）	https://kenic

	国内の IP 関連事務所の名称	URL
種子および植物品種（植物育種者の権利）	ケニア植物衛生検疫所（KEPHIS）	https://www.kephis.org

4.2 知的財産権の出願

ケニアにおける商標出願および登録の数

KIPI の要請により行われた商標出願および登録の統計

年	商標出願数	商標登録数
2019	5, 139	2, 026
2018	6, 874	5, 331
2017	6, 819	5, 705
2016	6, 744	5, 728
2015	6, 405	5, 204

4.3 模倣防止対策

4.3.1 ケニアにおける模倣防止対策の概要

行政措置に関しては、ACA が管轄当局である。関連規定には、商標法第 7 条および第 9 条（侵害標章の使用）、工業所有権法第 105 条（特許、意匠または実用新案の侵害）、著作権法第 35 条および第 38 条（著作権の侵害）、ならびに種苗法第 20 条（植物育種者の権利の侵害）が含まれる。

知的財産権は ACA で登録することができ、登録は 1 年間有効である。ACA は、模倣品の市場、小売店および国境地点を積極的に対象とするが、権利所有者もまた、特定の苦情を申し立てることができる。ACA は、強制捜査を実施し、以下のことを行う権限を有する。模倣品の製造を停止すること、令状なしで逮捕すること、押収物一覧表を作成すること、物品を倉庫へ搬出すること、物品が押収された者に対して、権利所有者と同様に、正式に押収を通知すること、押収された物品を検査のために送付すること、ならびに公訴局長官（DPP: the Director of Public Prosecutions）を通じて手続を開始すること。治安判事裁判所は、最終的には、没収命令、物品廃棄命令、罰金および懲役刑を下す権限をもって裁定を下す。

国境対策に関しては、管轄当局はケニア歳入庁（KRA : Kenya Revenue Authority）である。KRA との間に別個の権利登録は存在せず、同庁は、権利登録制度を有する ACA と連携している。

KRA は、模倣品の疑いのある物品を差し押さえ、留置することができる（最高 10 日間）。これは、権利所有者の要求で行うことができ、権利所有者は、検査が行われる期間中、最高 3 ヶ月間の留置の延長を求めることができる。当局が物品が真に模倣品であると確信した場合、当該事件は、治安判事裁判所（the Magistrate's Court）または高等裁判所（the High Court）のいずれかに提起され、当該裁判所が処分を決定する。最初の有罪判決に対しては、物品の小売価格の 3 倍の罰金が科され、その後の有罪判決に対しては小売価格の 5 倍の罰金が科せられることがある。物品の廃棄は、当局により行われる。

知的財産権の侵害に関連する民事訴訟はすべて、**裁判所**に提起される。知的財産侵害事件の第一審は、高等裁判所である。事件が公共的に重要とみなされる場合、最高裁判所（the Supreme Court）に対する追加的上訴権が付与されると共に、上訴は控訴裁判所（the Court of Appeal）に提起される。

IP 関連の様々な刑事訴訟が生じうる。例えば、特許、登録実用新案または意匠の故意の侵害、商標の偽造または模倣、ならびに著作権で保護された著作物の侵害コピーの頒布または輸入に関する刑事規定がある。当該事件は治安判事裁判所または高等裁判所で審理することができる。

ブランド所有者は、（他の当事者から提供された）公務員側の汚職または賄賂の可能性を排除すべきではない。 アフリカでは汚職が蔓延しており、残念ながら、賄賂により問題に直面する可能性は排除できない。

救済手段

救済手段	次の3種類の措置から選択してください。行政上、民事上、刑事上の措置
特許	民事（恒久的差止命令、中間的差止命令および損害賠償）
	刑事（KES10万ケニア・シリング（以下、KES）から50万KES（約900米ドルから4,496米ドル）までの罰金もしくは3年から5年の禁固またはその両方）
	行政（ACA）
実用新案	民事（恒久的差止命令、中間的差止命令および損害賠償）
	刑事（10万KESから50万KES（約900米ドルから4,496米ドル））までの罰金もしくは3年から5年の禁固またはその両方）
	行政（ACA）
工業意匠	民事（恒久的差止命令、中間的差止命令および損害賠償）
	刑事（10万KESから50万KES（約900米ドルから4,496米ドル））までの罰金もしくは3年から5年の禁固またはその両方）
	行政（ACA）
商標	民事（恒久的差止命令、中間的差止命令、損害賠償、不当利得、引渡し等）
	刑事（刑法第36条―裁判所の裁量に基づく2年の禁固または罰金、刑法第381条（2）―模倣品およびその製造に使用されるすべての機器の没収、ならびに商品表示法第3条、第5条、第6条、第7条および第15条、つまり5年以下の禁固または200万KES（約1万7,988米ドル）の罰金。
	行政（ACA）
著作権	民事（アンテンピラー命令、恒久的差止命令、中間的差止命令、損害賠償、不当利得、損害賠償に代えて当該著作物または著作物の種類に関して支払うべき合理的なロイヤリティ、引渡し、調査および差押え）
	刑事（著作権法第38条、第1項（a）、（b）、（c）、（d）および（e）に基づく犯罪について）―初犯の場合は、正規著作物の市場価格の5倍もしくは各侵害コピーにつき1,000KES（約9米ドル）のいずれか高い方の罰金または10年を超えない期間の禁固またはその両方、その他の場合は、正規の著作物の市

	場価格の 10 倍もしくは各侵害コピーにつき 2,000KES（約 17.98 米ドル）のいずれか高い方の罰金または 20 年を超えない期間の禁固またはその両方、第（f）、（g）、（h）または（g）に基づく犯罪については、100 万 KES（約 8,991 米ドル）を超えない罰金または 5 年を超えない期間の禁固またはその両方、ならびに第 2 項については、50 万 KES（約 4,496 米ドル）を超えない罰金もしくは 4 年を超えない禁固またはその両方）
	行政（ACA、KCB、およびケニア音楽著作権協会（the Music Copyright Society of Kenya）などの徴収管理組織は、著作権の使用および侵害または違法コピーの監視機関の役割を果たす）

4.3.2 ケニアにおける行政措置の概要

管轄当局の名称：模倣品取締機関（ACA：Anti-Counterfeit Authority）

ACA の責任

行政措置に関しては、ACA が管轄当局である。適用される立法規定は、以下のとおりである。侵害標章の使用を取扱う商標法第 7 条および第 9 条、特許、意匠または実用新案の侵害を取扱う工業所有権法第 105 条、著作権の侵害を取扱う著作権法第 35 条および第 38 条、ならびに植物育種家の権利の侵害を取扱う種苗法第 20 条。

知的財産権は、ACA において登録することができ、その登録は 1 年間有効である。ACA は多くのことを行う。市場、小売店および国境地点を積極的に模倣品取締の対象とする（その代わり、権利所有者は苦情を申し立てることができる）。強制捜査を実施し、模倣品の製造を中止する権利を有する。令状なしでの逮捕を行う。押収物一覧表を作成する。物品を倉庫へ搬出する。物品が押収された者に対して権利所有者と同様に正式に（書面により）通知する。必要な場合には、検査のために物品を送付する。DPP を通じて手続を開始する。裁判所は最終的に裁定を下し、没収命令、物品廃棄命令、罰金、更には懲役を言い渡す権限を有する。

新たな権利登録システムが導入される予定であるが、日付は不明である。これにより、物品をケニアに輸入するすべてのブランド所有者がその商標を税関に登録することが求められる。この登録は、商標登録に追加的なものである。出願は、商標所有者または権限ある代理人により提出されなければならない。登録料を支払うものとする。出願人は、30 日以内に出願の承認または拒絶について通知される。ACA は、かかるすべての登録商標の登録簿を保持する。その場合、ACA は、輸入された模倣品に関して税関職員と同じ権限を有する。

ACA の措置

管轄当局	模倣品取締機関（ACA） ⁶⁹
侵害を構成する行為	<u>商標侵害</u>（商標法（「法律」）） 法律第 7 条－登録標章と同一もしくは酷似する標章であって、取引の過程でまたは標章が登録されている役務の提供に関連して、誤認を生じさせるか、または混乱を招く恐れのあるものを使用すること 法律第 9 条－所有者またはライセンシーによる商標登録により与えられた、商標使用に関する制限事項の違反
	<u>特許／実用新案／意匠の侵害</u>（2001 年工業所有権法（「法律」）） 法律第 105 条－有効に付与された特許または意匠および実用新案の登録証明書の範囲内に該当する製品または工程に関して、所有者の承認なしに次の行為を実施すること。 (i) 製品の製造における実用新案／意匠／特許の複製 (ii) 製品の複製品の輸入、販売の申出および販売 (iii) 製品の販売の申出、販売または使用を目的とする製品の仕入
	<u>著作権侵害</u>（2001 年著作権法（「法律」）） 法律第 35 条 1. 著作権により規制されている行為を行うか、または行わせること 2. 侵害コピーであると知っている物品の私的利用または家庭での使用以外の目的での輸入 3. 実演家の同意なしに、法律第 30 条に基づく実演者の独占的権利に相当するいずれかの行為を行うか、または行わせること 4. 著作物を保護するために設計された有効な技術的保護手段を回避すること 5. 著作権法に基づいて保護される著作物を保護するために設計された技術的保護手段を回避する目的で、主に設計または製作された装置を製造または頒布すること 6. 電子著作権管理情報を削除または変更すること 7. 権利者の許可なしに、電子著作権管理情報が削除または変更された、公に保護された著作物、記録またはコピーの頒布、輸入、公共放送を行うこと 法律第 38 条－著作権または実演家もしくは製作者の権利が著作物に存在する場合であって、ある者が故意に侵害コピーを販売のために作成するかまたは侵害コピーを賃借し、侵害コピーを販売するかもしくは賃貸し、または営業目的でこれを陳列もしくは販売申込を行った場合

⁶⁹ <https://www.aca.go.ke/>

	植物育種家の権利の侵害－種苗法第 20 条に基づく植物品種における植物育種家の権利保有者の独占的権利である一切の行為を、保有者の許可なく行うこと		
当局の取締対象	市場、倉庫、自由区域、税関、事業所、印刷店、映画ショップ、薬局、バー等		
登録および監視のシステムの有無	あり		
登録されている知的財産権	特許、商標、意匠、実用新案、テクノベーション、植物育種家の権利ならびに著作権（2008 年模倣品取締法（2018 年改正）第 34B 条（12））		
登録にかかる期間	ACA の処理速度および職員により異なる。		
登録のための正式手数料	KES（ケニア・シリングでの支払い）	米ドル（概算）	
	代理店の指名手数料	1,000	10
	申請手数料	20 万	2,000
	拒絶登録通知	3,000	30
	セキュリティデバイス（輸入の証明）	10	1
	合計	20 万 4,010	2,041
必要書類	(2008 年模倣品取締法（2018 年改正）第 34B 条（2）および（3）） 1. 申請書様式 ACA19（Application Form ACA 19） 2. 申請人の名義で現在存在する権原を示す、登録当局により証明された登録証の現状写し 3. 代理店の指名様式 ACA15（Appointment of Agent Form ACA 15）		
その他の事項	2008 年模倣品取締法第 34B 条（5）に従って、それに基づく登録および保護は、登録申請が承認された日に発効するものとする。		
登録の存続期間	登録申請の承認の日から 1 年間または知的財産権の現行登録期間のいずれか短い方		
模倣防止において援用される知的財産権	特許、商標、意匠、実用新案、植物育種家の権利および著作権		
強制捜査の場合に当局が権利者に提供する情報	模倣品取締法第 25 条（b）－押収後 5 営業日以内の押収物の一覧表 模倣品取締法第 25 条（d）－強制捜査時の検査官が取った措置および押収された物品が保管されている模倣品保管庫の住所を記載した通知書面		

	模倣品取締法第 26 条－権利者の申請に基づき、書き留めた陳述書または検査官が入手したその他の証拠書類の写し
物品が確実に押収されていることを権利者が望む場合に、強制捜査の通知に対する権利者の応答時間	該当なし
権利者が押収／停止を継続するための方法	該当なし
支払わなければならない供託金	該当なし
処分を決定する機関	治安判事裁判所、高等裁判所および ACA 事務局長（Executive Director）（模倣品取締法第 34A 条に基づく）
適用可能な措置／罰則	1. 検査官の職務遂行にあたって検査官の指示に従うことを妨げるか、または従わなかったことを理由として、模倣品取締法第 24 条および第 35 条（2）に基づき、3 年以下の禁固または 200 万 KES（約 1 万 7,988 米ドル）の罰金 2. 模倣品取締法第 28 条（1）および（3）に基づく物品の廃棄 3. 模倣品取締法第 32 条から第 35 条（1）に基づく違反については、罰則は、5 年以下の禁固または関連商品の小売価格の 3 倍以上の罰金とする。その後の違反行為に対しては、5 年の禁固または関連商品の小売価格の 5 倍以上の罰金が科せられる。
物品の廃棄は任意か、その場合は費用の負担者	あり模倣品取締法第 27 条（1）による現地の製造者または輸入者、および模倣品取締法第 28 条（3）により有罪判決を受けた者
その他の措置／罰則（例、事業の停止、ライセンスの取消）の有無	なし
全プロセスにかかる期間	3 ヶ月が理想であるが（その期間内に模倣品が引き渡されなければならないため。模倣品取締法第 28 条）、事件が治安判事裁判所または高等裁判所で起訴される場合には、裁判所の手続により、より長い期間がかかることがある。
知的財産権者にかかると想定される総費用	苦情申立て、調査および検査のための公式手数料はおおよそ 3 万 KES（約 270 米ドル）であり、法的手数料は弁護士の報酬体系および問題の複雑さによって異なる。

4.3.3 ケニアにおける国境対策の概要

管轄当局の名称：ケニア歳入庁（KRA：Kenya Revenue Authority）

KRA の責任

管轄当局は、KRA である。上記の 5.3.2 で言及される法律規定は、ここに関連する。KRA には別個の権利登録は存在しないことに留意することが重要であり、KRA は、権利登録制度を当然有する ACA と連携を取っている。

KRA は、模倣品であると疑われる物品を差し押さえ、10 日間留置する権限を有する。これは、権利所有者の要求により生じることがあり（権利者は、最大 3 ヶ月の中断の留置を要求することができる）、その間に検査が行われることがある。物品が模倣品であると当局が確信した場合、当該事件は、治安判事裁判所または高等裁判所のいずれかに提起され、同裁判所は、処分を決定する。初犯の場合は物品の小売価格の 3 倍の罰金が、再犯の場合は 5 倍の罰金が科せられることがある。物品の廃棄は、当局により行われる。

国境対策

管轄当局	ケニア歳入庁（KRA） ⁷⁰
侵害を構成する行為	<u>商標侵害</u> （商標法「法律」） 法律第 7 条—登録標章と同一もしくは酷似する標章であって、取引の過程でまたは標章が登録されている役務の提供に関連して、誤認を生じさせるか、または混乱を招く恐れのあるものを使用すること 法律第 9 条—所有者またはライセンシーによる商標登録により与えられた、商標使用に関する制限事項の違反
	<u>特許／実用新案／意匠の侵害</u> （2001 年工業所有権法（「法律」）） 法律第 105 条—有効に付与された特許または意匠および実用新案の登録証明書の範囲内に該当する製品または工程に関して、所有者の承認なしに次の行為を実施すること。 (i) 製品の製造における実用新案／意匠／特許の複製 (ii) 製品の複製品の輸入、販売の申出および販売 (iii) 製品の販売の申出、販売または使用を目的とする製品の仕入
	<u>著作権侵害</u> （2001 年著作権法（「法律」）） 法律第 35 条

⁷⁰ <https://kra.go.ke/en/>

	1. 著作権により規制されている行為を行うか、または行わせること 2. 侵害コピーであると知っている物品の私的利用または家庭での使用以外の目的での輸入 3. 実演家の同意なしに、法律第 30 条に基づく実演者の独占的権利に相当するいずれかの行為を行うか、または行わせること 4. 著作物を保護するために設計された有効な技術的保護手段を回避すること 5. 著作権法に基づいて保護される著作物を保護するために設計された技術的保護手段を回避する目的で、主に設計または製作された装置を製造または頒布すること 6. 電子著作権管理情報を削除または変更すること 7. 権利者の許可なしに、電子著作権管理情報が削除または変更された、公に保護された著作物、記録またはコピーの頒布、輸入、公共放送を行うこと 法律第 38 条－著作権または実演家もしくは製作者の権利が著作物に存在する場合であって、ある者が故意に侵害コピーを販売のために作成するかまたは侵害コピーを賃借し、侵害コピーを販売するかもしくは賃貸し、または営業目的でこれを陳列もしくは販売申込を行った場合 植物育種家の権利の侵害－種苗法第 20 条に基づく植物品種における植物育種家の権利保有者の独占的権利である一切の行為を、保有者の許可なく行うこと
登録システムの有無	模倣品取締機関との連携なし
登録されている権利	該当なし－KRA は、ACA と連携している。行政措置を参照のこと。
登録プロセスにかかる典型的な期間	KRA は、ACA と連携している。行政措置を参照のこと。
登録のための公式手数料	該当なし－KRA は、ACA と連携している。行政措置を参照のこと。
登録に必要な文書	該当なし－KRA は、ACA と連携している。行政措置を参照のこと。
登録に関するその他詳細事項	該当なし－KRA は、ACA と連携している。行政措置を参照のこと。
登録の有効期間	該当なし－KRA は、ACA と連携している。行政措置を参照のこと。
物品を留置する場合に当局が提供する情報	当局は、押収した物品の一覧表、輸入者の詳細および押収物が保管されている倉庫の住所を提供する。申請時に、検査／分析のためにサンプルの提出が要求される場合がある
権利者が留置の延長を希望する場合、権利者が留置通知に応答するまでの期限	10 日－ケニアが加盟国である TRIPS 協定の第 III 部第 51 条に従う
留置の延期の要件	提起された手続の結果が出るまで、物品留置の裁判所命令を提示する必要がある。

供託金の支払いの有無、有る場合の金額	該当なし
模倣者に対する罰則を決定する者	管轄裁判所－治安判事裁判所／高等裁判所
罰金の金額	200 万 KES（約 1 万 7,988 米ドル）または初犯の場合は該当物品の小売価格の 3 倍、再犯の場合は該当物品の小売価格の 5 倍
物品の廃棄が可能な場合、その費用の負担者	州／政府
その他の救済手段（営業停止、免許取消等）の有無	知的財産の観点からは、他に救済手段はない。救済が認められた場合、裁判所は、廃棄、罰金または禁固に関する命令を発出する。
苦情申立てから事件にかかる想定期間	3 ヶ月が理想であるが（その期間内に模倣品が引き渡されなければならないため。模倣品取締法第 28 条）、事件が治安判事裁判所または高等裁判所で起訴される場合には、裁判所の手続により、より長い期間がかかることがある。
想定される手続費用	申立て、調査および検査のための公式手数料はおおよそ 30,000KES（約 270 米ドル）であり、裁判費用は、弁護士の報酬体系および問題の複雑さに従う。

4.3.4 ケニアにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要

最も重要な知的財産権の侵害は、商標法第7条、工業所有権法（特許に関する部分）第105条および著作権法第35条で取扱われている。知的財産権の侵害はすべて裁判所に提起される。知的財産侵害事件の第一審は、高等裁判所である。事件が公共的に重要とみなされる場合、最高裁判所に対する追加的上訴権が付与されると共に、上訴は控訴裁判所に提起される。

知的財産に関連する様々な刑事訴訟が可能である。例えば、特許、登録実用新案もしくは意匠の故意による侵害、商標の偽造または模倣、ならびに著作権で保護された著作物の侵害コピーの頒布または輸入に関する刑事規定がある。当該事件は治安判事裁判所または高等裁判所で審理することができる。

民事訴訟

侵害を構成する行為	商標侵害（商標法—「法律」） 法律第7条—登録標章と同一もしくは酷似する標章であって、取引の過程でまたは標章が登録されている役務の提供に関連して、誤認を生じさせるか、または混乱を招く恐れのあるものを使用すること 法律第9条—所有者またはライセンシーによる商標登録により与えられた、商標使用に関する制限事項の違反
	特許／実用新案／意匠侵害（2001年工業所有権法（「法律」）） 法律第105条—有効に付与された特許または意匠および実用新案の登録証明書の範囲内に該当する製品または工程に関して、所有者の承認なしに次の行為を実施すること。 (i) 製品の製造における実用新案／意匠／特許の複製 (ii) 製品の複製品の輸入、販売の申出および販売 (iii) 製品の販売の申出、販売または使用を目的とする製品の仕入

	著作権侵害（2001 年著作権法（「法律」）） 法律第 35 条 1. 著作権により規制されている行為を行うか、または行わせること 2. 侵害コピーであると知っている物品の私的利用または家庭での使用以外の目的での輸入 3. 実演家の同意なしに、法律第 30 条に基づく実演者の独占的権利に相当するいずれかの行為を行うか、または行わせること 4. 著作物を保護するために設計された有効な技術的保護手段を回避すること 5. 著作権法に基づいて保護される著作物を保護するために設計された技術的保護手段を回避する目的で、主に設計または製作された装置を製造または頒布すること 6. 電子著作権管理情報を削除または変更すること 7. 権利者の許可なしに、電子著作権管理情報が削除または変更された、公に保護された著作物、記録またはコピーの頒布、輸入、公共放送を行うこと 法律第 38 条－著作権または実演家もしくは製作者の権利が著作物に存在する場合であって、ある者が故意に侵害コピーを販売のために作成するかまたは侵害コピーを賃借し、侵害コピーを販売するかもしくは賃貸し、または営業目的でこれを陳列もしくは販売申込を行った場合 植物育種家の権利の侵害－種苗法第 20 条に基づく植物品種における植物育種家の権利保有者の独占的権利である一切の行為を、保有者の許可なく行うこと
第一審裁判所に該当する裁判所	種苗審判所（the Seed and Plant Varieties Tribunal）が侵害事件の裁定について第一審管轄権を有すると定める仲裁合意を参照する植物育種家の権利侵害を除き、すべての知的財産侵害事件について高等裁判所が審理する。
利用可能な救済手段	アンテンピラー命令、恒久的差止命令、中間的差止命令、損害賠償、不当利得、引渡し、調査および差押え

事件にかかる平均期間	9 ヶ月から 3 年（事件の複雑さおよび裁判日の状況による）
想定する法的費用、および保管料、公的手数料のようなその他の費用	法的費用は、弁護士の報酬体系および事件の複雑さによって異なる

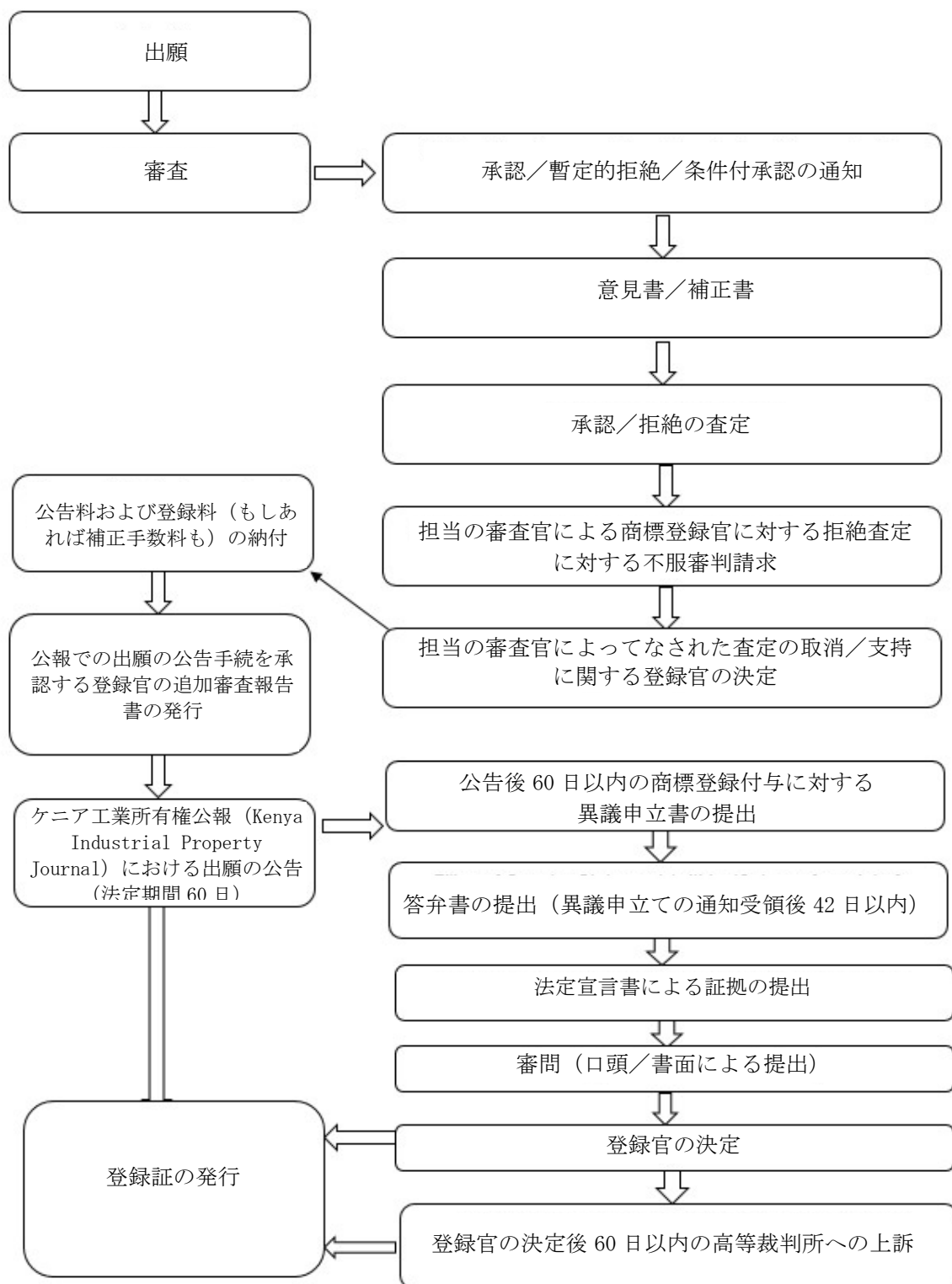
刑事訴訟

犯罪を構成する行為	特許／登録実用新案／意匠の故意の侵害（工業所有権法第 109 条）
	刑法第 381 条－商標の偽造または模倣
	著作権法第 38 条 侵害コピーの頒布 - 私的利用および家庭での使用以外の目的で侵害コピーを所有すること - 侵害コピーを私的利用および家庭での使用以外の目的でケニアに輸入すること - 侵害コピーを作成する目的で使用されるか、または使用されることが意図された考案を有すること - 当該番組には著作権があることおよび当該再放送または送信が著作権の侵害となることを知りながら、拡散サービスにおいて番組を再放送または送信させること - 信号を伝達するプログラムを、当該信号には著作権があること、およびかかる頒布が著作権の侵害となることを知りながら、意図していなかった頒布方法によって頒布させること - 技術的保護手段の回避または技術的保護手段の回避のために設計された装置を製造もしくは頒布すること - 著作権管理情報の削除もしくは変更、または電子的著作権管理情報が削除もしくは変更された著作物の複製物を輸入もしくは頒布もしくは公衆へ提供すること - 著作物もしくは録音に著作権があり、かつ、当該実演が当該著作権の侵害となる場合に、文学的著作物または音楽著作物、視聴覚著作物または録音を公衆の利用に供すること
	種苗法第 7 条（5）、第 10 条および第 14 条 - 官報に掲載された索引の項目に名称が記載されている植物品種の販売においては、索引に記載されていない名称であって、その名称が当該項目が関係する種類の中の他の植物品種の種子と区別するのに役立つかまたは役立つことを意図しているものを使用すること

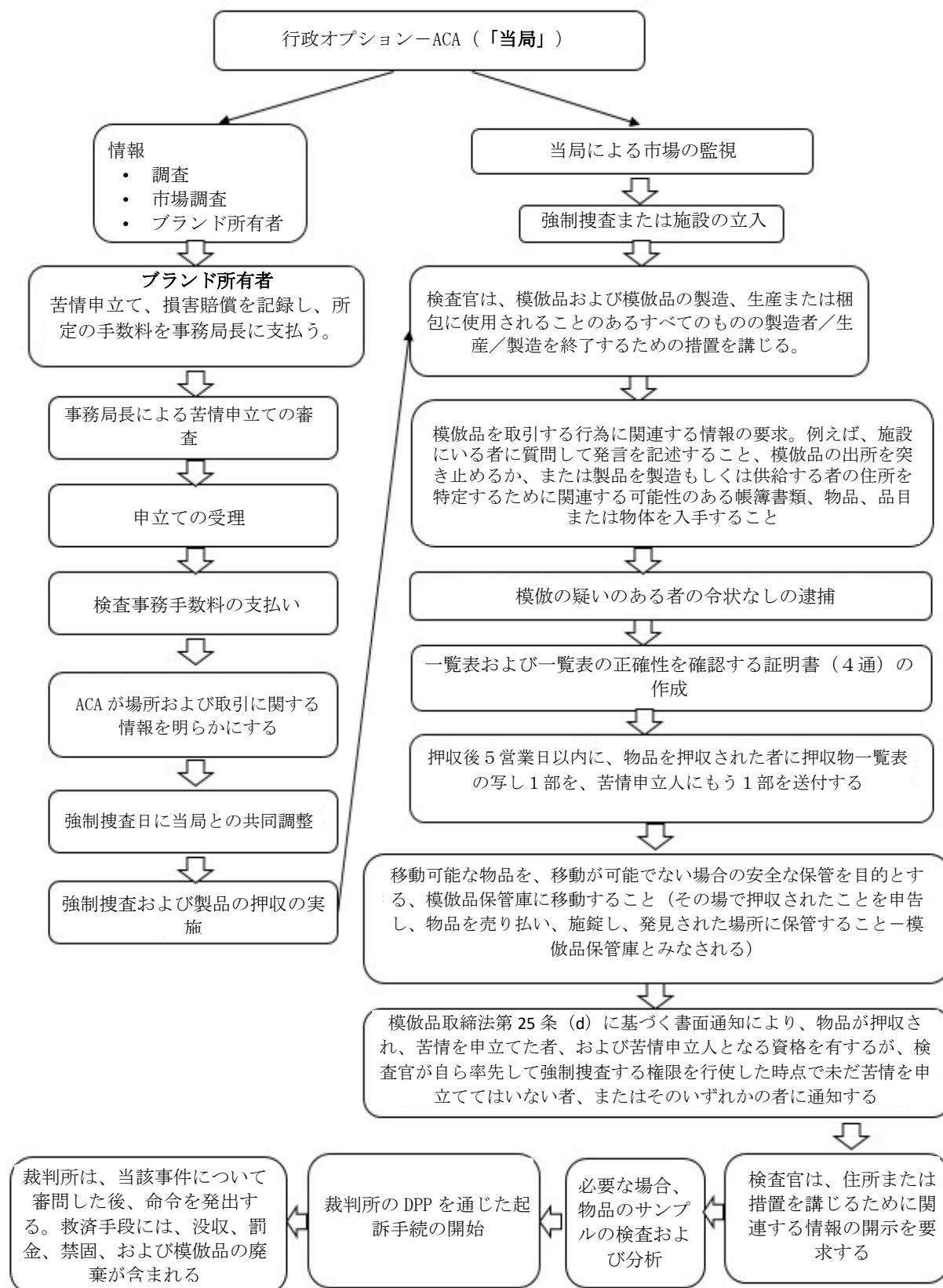
	- 索引の編集または変更に関連する事項に関して申請または表示を行う場合に故意および認識ある過失にて虚偽の情報を与えること - 目的のいかなを問わず、種子規制で定められた方法で採取されたサンプルが、いずれかの目的で試験を受けるために試験場に送付されるものと欺くか、または送付できるようにすることを意図して、種子の大部分を正確に表さないようにするため（つまりその者が知る限りにおいて種子の大部分を正確に表していない種子のサンプルにするため）に種子を改造すること
申立てを受け付ける者	ケニア警察（The Kenya Police）
職権上の行為の有無	有－ケニアが加盟国である TRIPS 協定第 III 部第 58 条
処分を決定する者	高等裁判所／居住者治安判事裁判所
罰金の有無、有の場合の金額	刑法第 36 条－裁判所の裁量に基づく
	著作権侵害について－著作権法第 38 条（４）から（７） - 正規の著作物の市場価格の 5 倍、または侵害コピー 1 本につき 1,000KES（約 9 米ドル）のいずれか高い方 - 100 万 KES または侵害コピー 1 本につき 2,000KES（約 18 米ドル）を超えないこと - 100 万 KES（約 8,991 米ドル）以下 - 50 万 KES（約 4,495 米ドル）以下
	植物育種家の権利について－2 万 KES（約 179 米ドル）以下の罰金
廃棄の有無と、有の場合の費用負担者	あり。税関の場合、廃棄の費用は州が負担する。その他のすべての場合において、押収品の現地の輸入者／製造者／有罪判決を受けた者
その他の救済手段－営業停止、免許取消	知的財産の観点からは、他に救済手段はない。救済が認められた場合、裁判所は、廃棄、罰金または禁固に関する命令を発出する。
想定される訴訟期間	9 ヶ月から 2 年（事件の複雑さ、および裁判日の状況による）
倉庫などの費用を含む、想定費用	法的費用は、弁護士の報酬体系および事件の複雑さによって異なる

4.4 フローチャート：

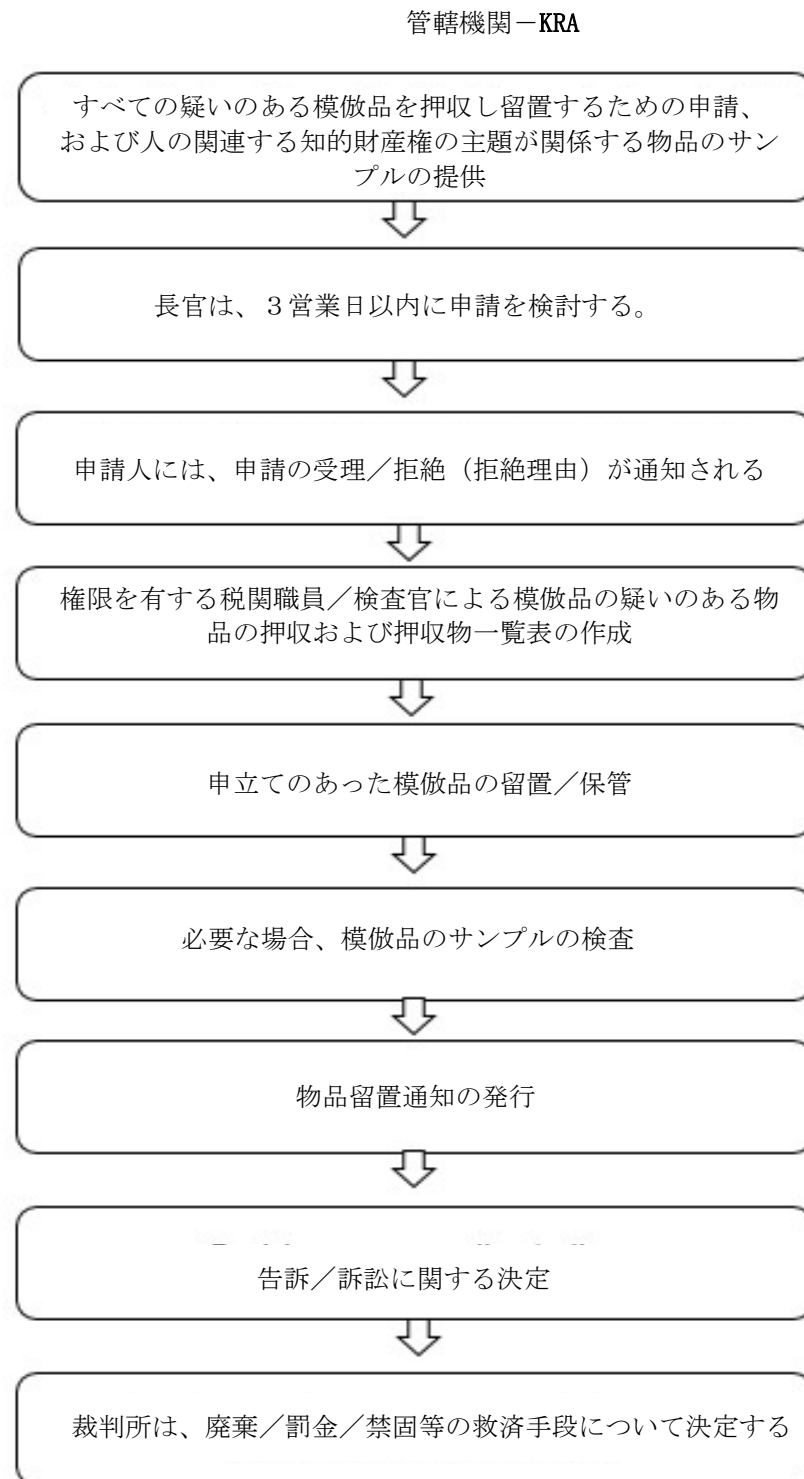
ケニアにおける商標出願手続のフローチャート



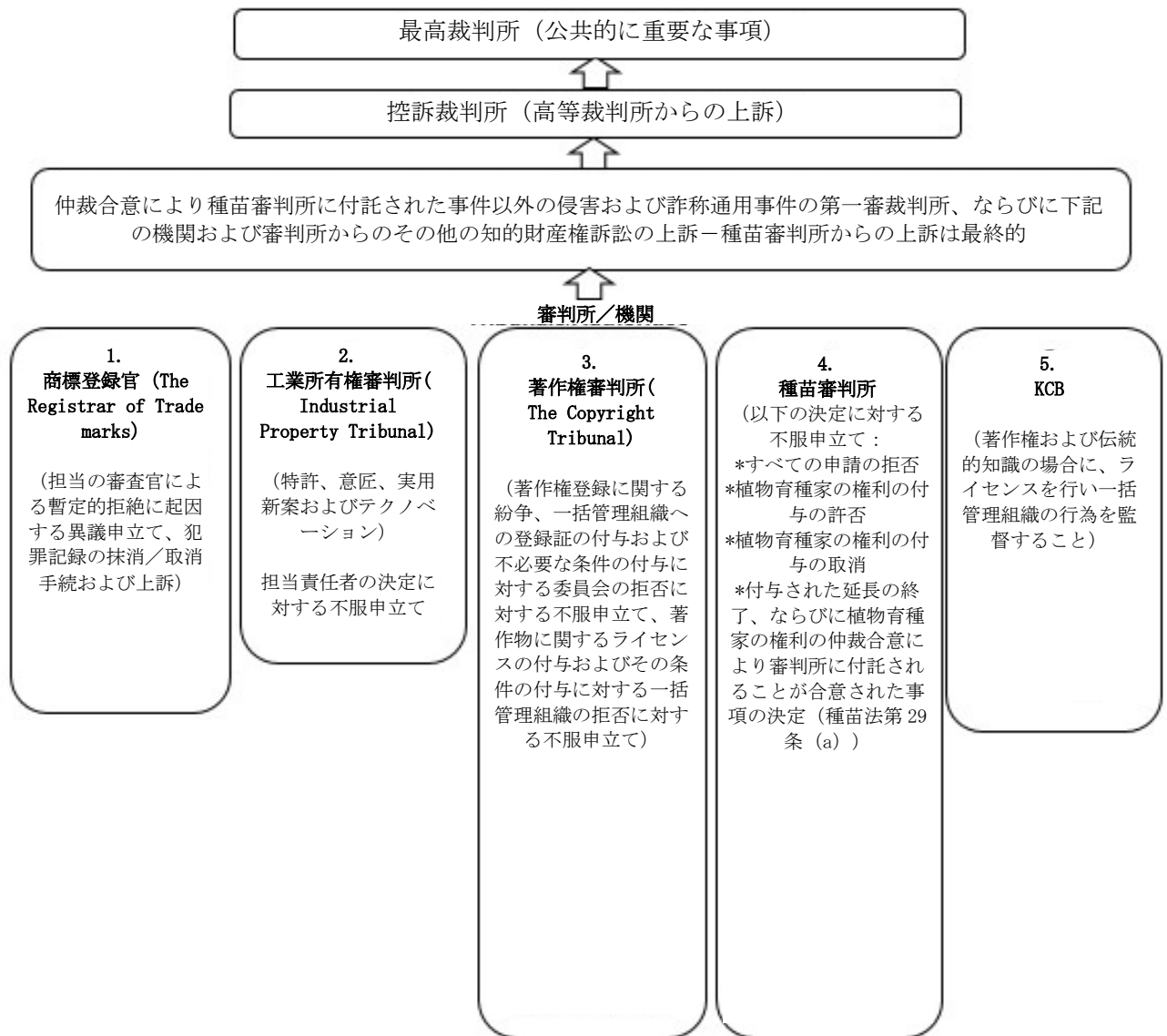
ケニアにおける行政措置のフローチャート



ケニアにおける国境対策のフローチャート

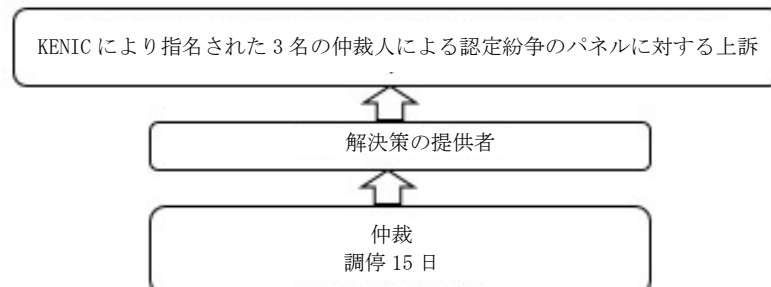


フローチャートケニアにおける裁判制度の概要

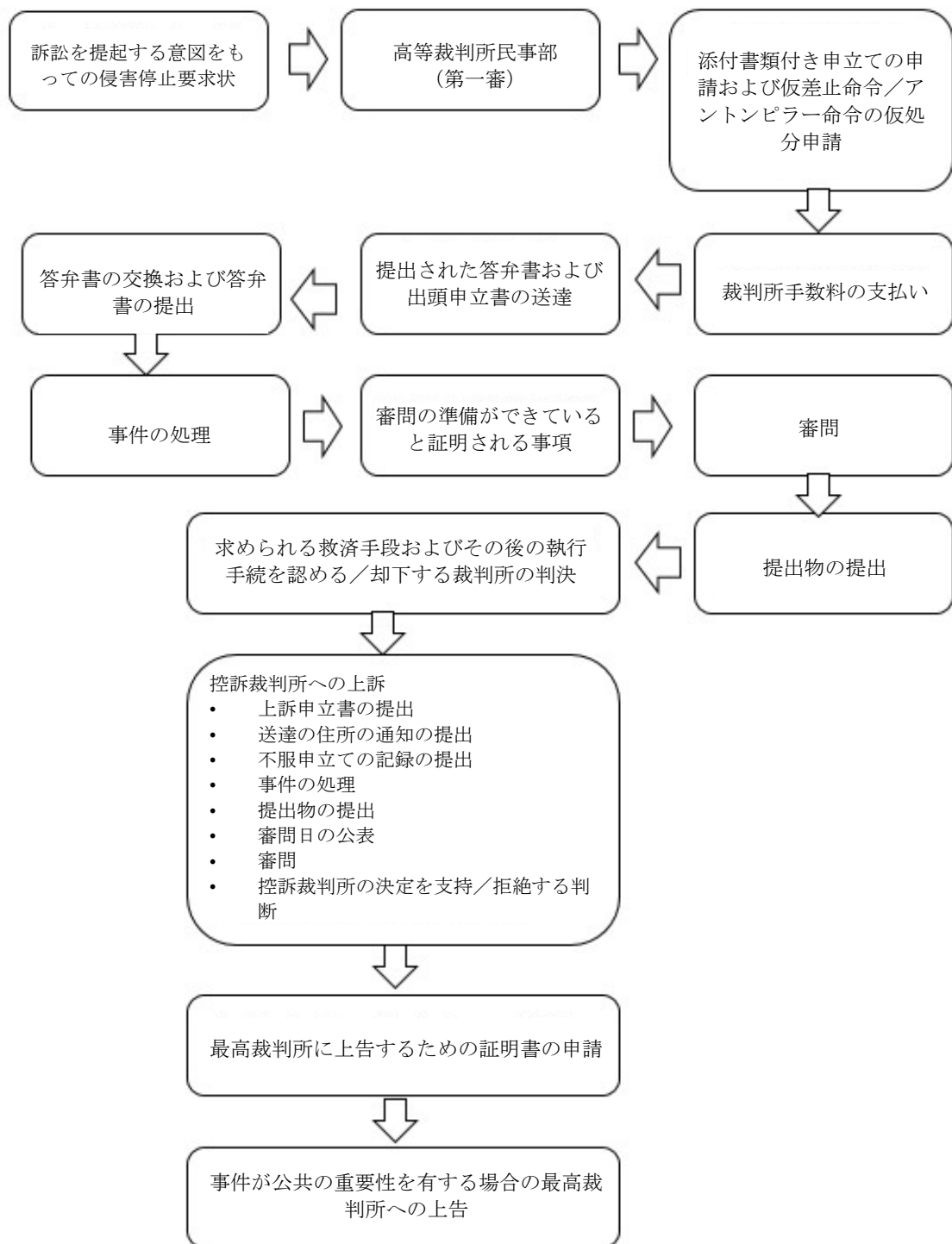


注意：

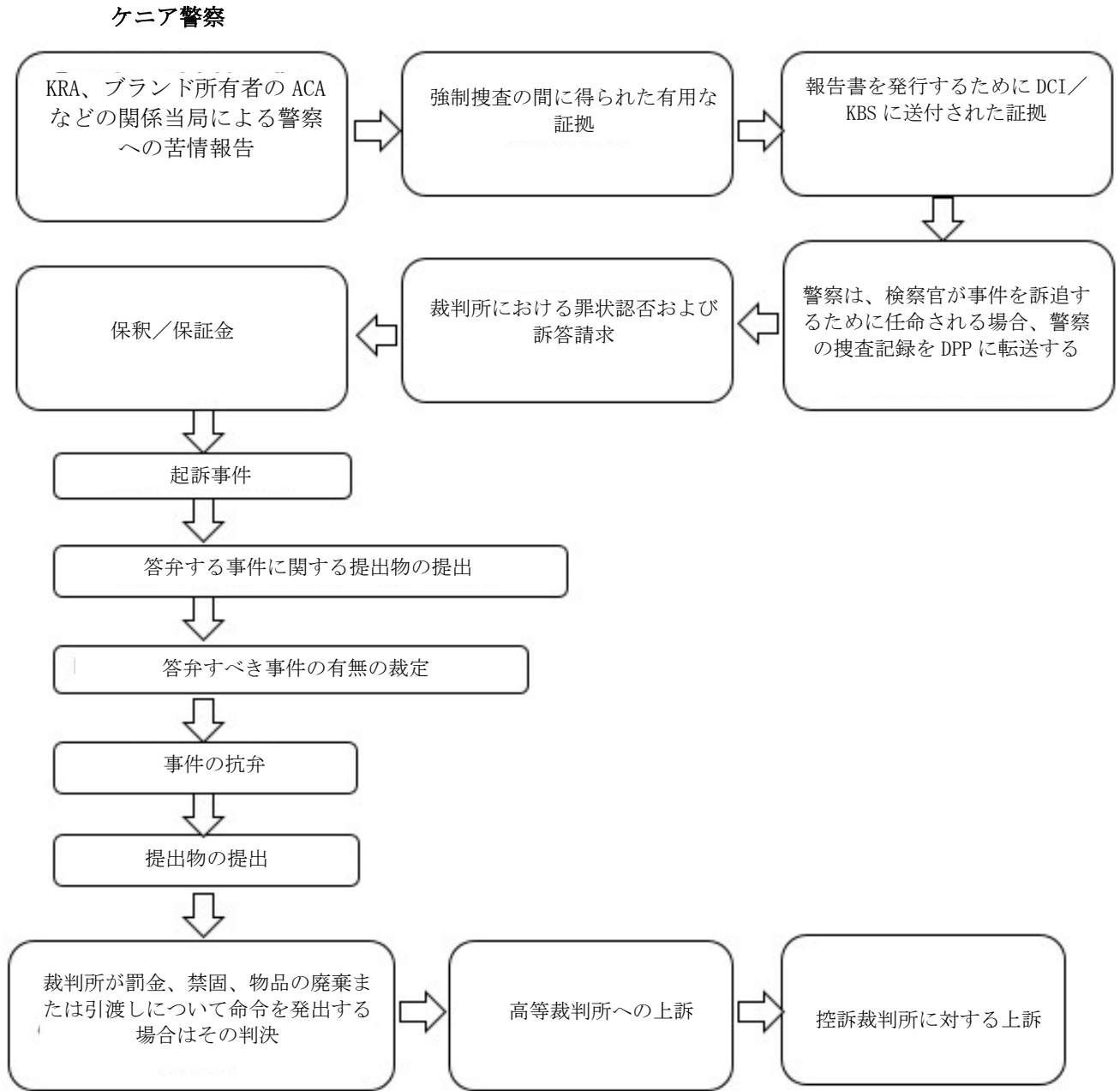
1. ARIPO を通じて登録された特許および意匠については、ARIPO 審判部に対して上訴が行われる
2. ドメイン名－ケニア・ネットワーク・インフォメーション・センター（ドメイン名



ケニアにおける民事訴訟のフローチャート：



ケニアにおける刑事訴訟のフローチャート



5. モーリシャス

5.1 当該国の知的財産の状況

新たな知的財産法の制定が現在進行中である。2019 年工業所有権法 (the Industrial Property Act 2019) が施行された場合、当該法は、現行法である 2002 年特許、意匠および商標法 (the Patents, Industrial Designs and Trademarks Act 2002) に代わるものとする。新法はまた、知的財産法の 3 分野すべてを対象とする。ただし、現時点では旧法は依然として有効である。

著作権法について、2014 年著作権法 (the Copyright Act 2014) は、かなり最新のものである。重要なもう一つの法律は、2002 年の不公正な行為に対する保護 (工業所有権) 法 (the Protection against Unfair Practices Act (Industrial Property Rights) 2002) である。1989 年関税法 (The Customs Act 1989) は、2002 年不公正な行為に対する保護 (工業所有権) 法と同様に、模倣防止の分野に関連する。

モーリシャスが署名した知的財産関連の条約には、工業所有権の保護に関するパリ条約 (1976 年 9 月 24 日) (the Paris Convention for the Protection of Industrial Property (24 September 1976)) および世界貿易機関の TRIPS 協定 (1995 年 1 月 1 日) (the TRIPS Agreement of the World Trade Organization (1 January 1995)) が含まれる。

モーリシャスにおける知的財産の管理に関しては、知財庁 (IPO : the Industrial Property Office) がこれを処理する。著作権については、関係団体はモーリシャス著作権者協会 (MASA : Mauritius Society of Authors) である。モーリシャス歳入庁 (MRA : Mauritius Revenue Authority) は、模倣防止活動に関与する組織である。

国内の知的財産法およびモーリシャスが加盟している条約

	法律の名称	発効日
特許法	2002 年特許、意匠および商標法 ⁷¹	2003 年 1 月 6 日
実用新案法	2019 年工業所有権法 ⁷²	未発効—公布待ち 2019 年知的財産法は、特許法、意匠法および商標法を規制する。すなわち、2002 年 PIDT 法に取って代わる。
意匠法	2002 年特許、意匠および商標法	2003 年 1 月 6 日
商標法	2002 年特許、意匠および商標法	2003 年 1 月 6 日
	2002 年不公正な行為に対する保護 (工業所有権) 法 ⁷³	2003 年 1 月 6 日

⁷¹ <https://wipo.int/en/text/189493>

⁷² <http://www.mauritiustrade.mu/ressources/pdf/industrial-property-act-2019.pdf>

⁷³ [https://attorneygeneral.govmu.org/Documents/Laws%20of%20Mauritius/A-Z%20Acts/P/Pr/PROTECTION%20AGAINST%20UNFAIR%20PRACTICES%20\(INDUSTRIAL%20PROPERTY%20RIGHTS\)%20ACT.%20No.%202022%20of%202002.pdf](https://attorneygeneral.govmu.org/Documents/Laws%20of%20Mauritius/A-Z%20Acts/P/Pr/PROTECTION%20AGAINST%20UNFAIR%20PRACTICES%20(INDUSTRIAL%20PROPERTY%20RIGHTS)%20ACT.%20No.%202022%20of%202002.pdf)

著作権法	2014 年著作権法 ⁷⁴	2014 年 7 月 31 日
模倣防止に特化した法律	関税法 ⁷⁵	1989 年 1 月 1 日
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)	世界貿易機関の TRIPS 協定	1995 年 1 月 1 日
パリ条約	工業所有権の保護に関するパリ条約	1976 年 9 月 24 日
PCT	該当なし	該当なし
ハーグ協定のジュネーブ改正協定	該当なし	該当なし
マドリッド協定議定書	該当なし	該当なし

モーリシャス国内の知的財産関連機関

	国内の IP 関連事務所の名称	URL
特許	知財庁 (IPO)	https://foreign.govmu.org/Pages/Industrial%20Property%20office/Industrial-Property-Office.aspx
実用新案	該当なし	該当なし
工業意匠	IPO	https://foreign.govmu.org/Pages/Industrial%20Property%20office/Industrial-Property-Office.aspx
商標	IPO	https://foreign.govmu.org/Pages/Industrial%20Property%20office/Industrial-Property-Office.aspx
著作権	モーリシャス著作者協会 (MASA)	http://masa.intnet.mu http://culture.govmu.org
模倣防止に特化した法律	MRA－知的財産権 (税関国境警備局 (Custom Border Protection))	https://www.mra.mu/index.php/customs
オンラインの商標侵害への対応、特に商標侵害情報のウェブサイトからの削除	モーリシャス歳入庁 (MRA)	https://www.mra.mu/

⁷⁴ http://www.mauritiustrade.mu/ressources/pdf/Copyright_Act_2014-1.pdf

⁷⁵ <https://www.mra.mu/download/CustomsAct1988.pdf>

5.2 知的財産権の出願

モーリシャスにおける商標出願および登録の数

モーリシャスの IPO は、この情報を我々に提供することができなかったので、出願の数値は容易に入手できないことに留意されたい。我々は、統計が公式のグローバル・イノベーション・インデックスに公表されるべきであることを了解しているが、これは未だ最終的なものではない。しかしながら、我々は、https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=MU のサイトにおいて以下に示される数字を得ることができた

年	商標出願数 商標出願に明記された区分の数	商標登録数 商標登録に明記された区分の数
2019	12, 615	10, 447
2018	13, 645	12, 202
2017	8, 523	6, 623
2016	5, 915	4, 567
2015	7, 167	6, 271

5.3 模倣防止対策

5.3.1 モーリシャスにおける模倣防止対策の概要

行政上の措置に関しては、管轄当局は警察である。2002 年不公正な行為に対する保護（工業所有権）法第 4 条は、公正な商慣習に反する行為または慣習であって、混乱を生じさせ、誤った方向に導き、信用／名声を損ね、または不正競争を引き起こす恐れのあるものは、違法であると規定している。2002 年特許、意匠および商標法第 51 条は、他人の登録意匠もしくは特許発明を実施しまたは他人の商標を使用することは違法であると規定している。

権利を侵害された当事者（権利者）は、警察に苦情を申し立てることができるが、警察は自らの判断で行動することができる（その場合には、権利者に対し、審問に協力するよう要求することができる）。警察は、事件を捜査し、該当する場合には、権利者が起こした刑事訴訟または民事訴訟の根拠となる物品を押収する。刑事訴訟手続が開始された場合、裁判所は、最高 25 万モーリシャス・ルピー（約 5,785 米ドル。以下、MUR）の罰金および最大 5 年の懲役を命じることができる。民事執行ルートが選択された場合、当該事件は、裁判所の下で後に定められたとおりに進行する。

国境対策について、関税法第 66 条は、他人の名義で登録された標章を付した製品を輸入または輸出することは違反であると規定している。

商標登録は、（2年間）税関に登録することができ、税関は、商標を侵害していると確信する物品を留置する権限を与えられる。商標所有者は、留置について通知され、留置にかかる費用の支払いを要求される。商標所有者は、同人が法的手続を開始した旨を税関に通知するために10日間の期間を有するが、商標所有者は、最大10日間の期間の延長を申請することができる。他方、物品が押収された輸入者は、発生する損害の費用を負担する旨の約束を提供するよう商標所有者に要求する命令を裁判所に求めることができる。裁判所は、当該事件について判決を下す。特に商標所有者に対し、裁判所は、罰金を科し、当該物品の廃棄を命じることができる。

裁判においては、知的財産に関する訴訟は、第一審で最高裁判所（the Supreme Court）がこれを取り扱う。自己の権利が侵害されたと感じる権利所有者は、とりわけ差止命令、損害賠償、侵害品の没収および法的費用を求める侵害訴訟を提起することができる。権利所有者（原告）は、当然、訴訟原因を定めなければならない。申立てられた侵害者は、防御する権利を有する。当該事件は審問に付され、判決が下される。敗訴した当事者は、枢密院司法委員会（the Judicial Committee of Privy Council）に上訴する権利を有する。

ブランド所有者は、（他の当事者から提供された）公務員側の汚職または賄賂の可能性を排除すべきではない。アフリカでは汚職が蔓延しており、残念ながら、賄賂により問題に直面する可能性は排除できない。

救済手段

救済手段	次の3種類の措置から選択してください。行政上、民事上、刑事上の措置
特許	民事および刑事
実用新案	該当なし
工業意匠	民事および刑事
商標	民事および刑事
著作権	民事および刑事

5.3.2 モーリシャスにおける行政措置の概要

管轄当局の名称：警察

警察の責任

管轄当局は、警察である。

2002年不正な行為に対する保護（工業所有権）法第4条は、公正な商慣習に反する行為または慣習であって、混乱を生じさせ、誤った方向に導き、信用／名声を損ね、または不正競争を引き起こす恐れのあるものは、違法であると規定している。2002年特許、意匠および商標法第51条は、他人の登録意匠もしくは特許発明を実施しまたは他人の商標を使用することは違法であると規定している。

権利を侵害された当事者（権利者）は、警察に苦情を申し立てることができるが、警察は自らの判断で行動することができる（その場合には、権利者に対し、審問に協力するよう要求することができる）。警察は、事件を捜査し、該当する場合には物品を押収する。当該物品は、刑事訴訟または権利

者により起こされた民事訴訟の基礎を構成することとなる。刑事訴訟手続が開始された場合、裁判所は、最高 25 万モーリシャス・ルピー（約 5,785 米ドル。以下、MUR）の罰金および最大 5 年の懲役を命じることができる。民事執行ルートが選択された場合、当該事件は、裁判に基づき後に定められるところに従って進められる。

警察の措置

管轄当局	警察
侵害を構成する行為	2002 年不公正な行為に対する保護（工業所有権）法に基づく： S. 4：公正な商慣行に反する行為または慣行であって、下記の原因または可能性があるもの。 1. 他者の事業または活動に関して混乱を引き起こすもの 2. 他者の信用または名声を傷つけること 3. 公衆を欺くこと 4. 他者の事業または活動の信頼性を傷つけ、ならびに 5. 不正競争の結果となるものは、違法とする。 2002 年特許、意匠および商標法に基づいて： S. 51：モーリシャスにおける登録意匠もしくは特許発明の実施または所有者以外の者による登録標章（または類似の標章）の使用であって、所有者の同意のないもの。
当局の取締対象	警察への苦情に応じて、売店、市場、税関、露天商、倉庫等。
登録および監視のシステムの有無	無、税関の国境管理措置を除く。
登録されている知的財産権	該当なし
登録にかかる期間	該当なし
登録のための正式手数料	該当なし
必要書類	該当なし
その他の事項	該当なし
登録の存続期間	該当なし
模倣防止において援用される知的財産権	モーリシャスにおいて認められているすべての知的財産権
強制捜査の場合に当局が権利者に提供する情報	当局は、通常、権利者に情報を提供しない。ただし、権利者は、強制捜査の状況下において押収されであろう物品に関する情報を要求される場合がある。
物品が確実に押収されていることを権利者が	権利者は、強制捜査に関連する通知に応答することを義務付けられていない。ただし、上記のとおり、法執行機関は、権利者に対し、同人

望む場合に、強制捜査の通知に対する権利者の応答時間	等の調査において当該機関を支援する情報を提供するように要求する場合がある。
権利者が押収／停止を継続するための方法	裁判の審判申立て。
支払わなければならない供託金	税関の段階では、権利者が裁判の係争中に税関が停止することを希望する模倣品の留置に対し、2万 MUR（約 465 米ドル）の供託金が支払われなければならない。 裁判所の申請の段階では、その製品が権利者の異議に基づき税関により留置された輸入者は、権利者に対し、輸入者が留置の結果として被ることのある損害に関して保証を与えるよう権利者に命令するよう判事に要求することができる。
処分を決定する機関	最高裁判所
適用可能な措置／罰則	2002 年不公正な行為に対する保護（工業所有権）法および 2002 年特許、意匠および商標法に基づく 刑事： - 25 万 MUR（約 5,804 米ドル）および 5 年以下の禁固刑に処する。 民事： - 不公正な行為または不法行為を防止するための差止命令 - 損害賠償 - 裁判所が適切と考える場合、不公正な行為に使用されまたはその原因となった物品または物の没収および廃棄 - 法律に定めるその他の救済手段。
物品の廃棄は任意か、その場合は費用の負担者	物品の廃棄は任意。侵害者は、廃棄について支払いを義務付けられない。
その他の措置／罰則（例、事業の停止、ライセンスの取消）の有無	なし
全プロセスにかかる期間	侵害者が押収に異議を唱えず、物品を廃棄することに同意する場合、廃棄は、合理的な期間内に、通常は権利者の代表者の立会いの下で行われる。 侵害者が押収に異議を唱え、廃棄に同意しない場合で、訴訟がある場合、裁判所が輸入を違法と決定したときは、廃棄は裁判所より命令される。そのような場合、完了までに 6 ヶ月から 1 年の期間を要する。
知的財産権者にかかると想定される総費用	無。

5.3.3 モーリシャスにおける国境対策の概要

管轄当局の名称：税関（Customs）

税関の責任

関税法第 66 条は、他人の名義で登録された標章を付した製品を輸入または輸出することは違反であると規定している。

商標登録は、（2 年間）税関に登録することができ、税関は、商標を侵害していると確信する物品を留置する権限を与えられる。商標所有者は、留置について通知され、留置にかかる費用の支払いを要求される。商標所有者は、同人が法的手続を開始した旨を税関に通知するために 10 日間の期間を有するが、商標所有者は、最大 10 日間の期間の延長を申請することができる。他方、物品が押収された輸入者は、発生する損害の費用を負担する旨の約束を提供するよう商標所有者に要求する命令を裁判所に求めることができる。

裁判所は、当該事件について判決を下す。特に商標所有者に対し、裁判所は、罰金を科し、当該物品の廃棄を命じることができる。

国境対策

管轄当局	税関
侵害を構成する行為	1988 年関税法 S. 66：所有者が登録した標章を付した製品の輸入または輸出。
登録システムの有無	あり
登録されている権利	商標。
登録プロセスにかかる典型的な期間	約 2 週間。
登録のための公式手数料	無。
登録に必要な文書	- IPO 登録証明書の認証謄本 - 委任状 - 銀行保証の形式による担保
登録に関するその他詳細事項	なし
登録の有効期間	有効期間：2 年。
物品を留置する場合に当局が提供する情報	物品の写真およびサンプル。
権利者が留置の延長を希望する場合、権利者が留置通知に応答するまでの期限	通知から 10 日以内に、長官は、訴訟手続が申請人により開始された旨を書面で通知されなければならない。

留置の延期の要件	申請人の請求により、長官は、最大 10 営業日の期間、留置期間を更に延長することができる。
供託金の支払いの有無、 有る場合の金額	権利者が裁判所に対し訴訟の結果が出るまで税関が停止することを希望している模倣品の留置について、2 万 MUR（約 465 米ドル）の供託金が支払われなければならない。
模倣者に対する罰則を決定する者	最高裁判所
罰金の金額	罰金の金額は、裁判所により決定される。（最高金額は 25 万 MUR（約 5,804 米ドル））
物品の廃棄が可能な場合、 その費用の負担者	ありこれに対して支払われる手数料はない。
その他の救済手段（営業停止、 免許取消等）の有無	なし
苦情申立てから事件にかかる 想定期間	6 ヶ月から 1 年の間。
想定される手続費用	該当なし

5.3.4 モーリシャスにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要

自己の権利が侵害されたと感じる権利所有者は、とりわけ差止命令、損害賠償、侵害品の没収および訴訟費用を求める侵害訴訟を最高裁判所に提起することができる。権利所有者（原告）は、当然、訴訟原因を明らかにしなければならず、申し立てられた侵害者は、当然、防御する権利を有する。当該事件は審問に付され、判決が下される。敗訴した当事者は、枢密院司法委員会に上訴する権利を有する。

民事訴訟

2002 年特許、意匠および商標法。第 21 条は、侵害訴訟を提起する特許権者の権利を規定し、第 32 条は、登録意匠の侵害訴訟を提起する登録所有者の権利を規定し、第 40 条は、侵害訴訟を提起する商標所有者の権利を規定し、第 50 条は、上記に関する刑事規定を規定し、第 52 条は、不正な行為および請求され得る損害賠償に関する規定を含む。2014 年著作権法は、第 6 条の経済的権利および第 7 条の著作者人格権を対象とする。

侵害を構成する行為	行政措置表参照
第一審裁判所に該当する裁判所	最高裁判所
利用可能な救済手段	- 不正な行為または不法行為を防止するための差止命令 - 損害賠償 - 裁判所が適切と考える場合、不正な行為に使用されまたはその原因となった物品または物の没収および廃棄 - 法律に定めるその他の救済手段。
事件にかかる平均期間	6 ヶ月から 1 年の間。
想定する法的費用、および保管料、公的手数料のようなその他の費用	差止命令による救済の申請に対し、6,000 米ドルから 7,500 米ドル 主要な事件：6,000 米ドルから 7,500 米ドル 上記には支払金は含まれない。 当該物品は税関で保管されることから保管料がないことに留意のこと。

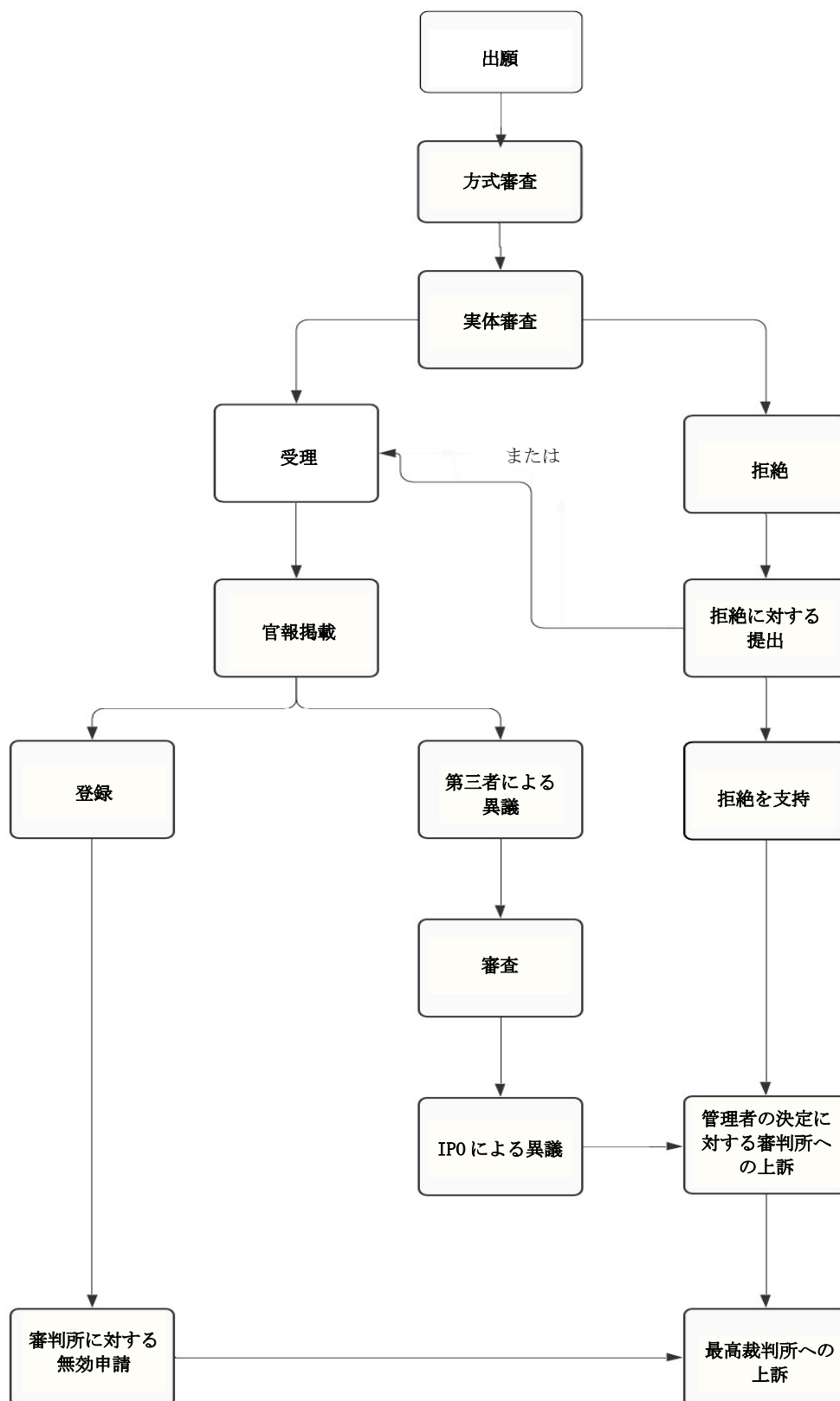
刑事訴訟

権利を侵害された当事者（権利者）は、警察に苦情を申し立てることができるが、警察は自らの判断で行動することができる（その場合には、権利者に対し、審問に協力するよう要求することができる）。警察は、事件を捜査し、該当する場合には物品を押収する。当該物品は、刑事訴訟または権利者により起こされた民事訴訟の基礎を構成することとなる。刑事訴訟手続が開始された場合、裁判所は、最高 25 万モーリシャス・ルピー（約 5,785 米ドル。以下、MUR）の罰金および最大 5 年の懲役を命じることができる。民事執行ルートが選択された場合、当該事件は、裁判に基づき後に定められるところに従って進められる。

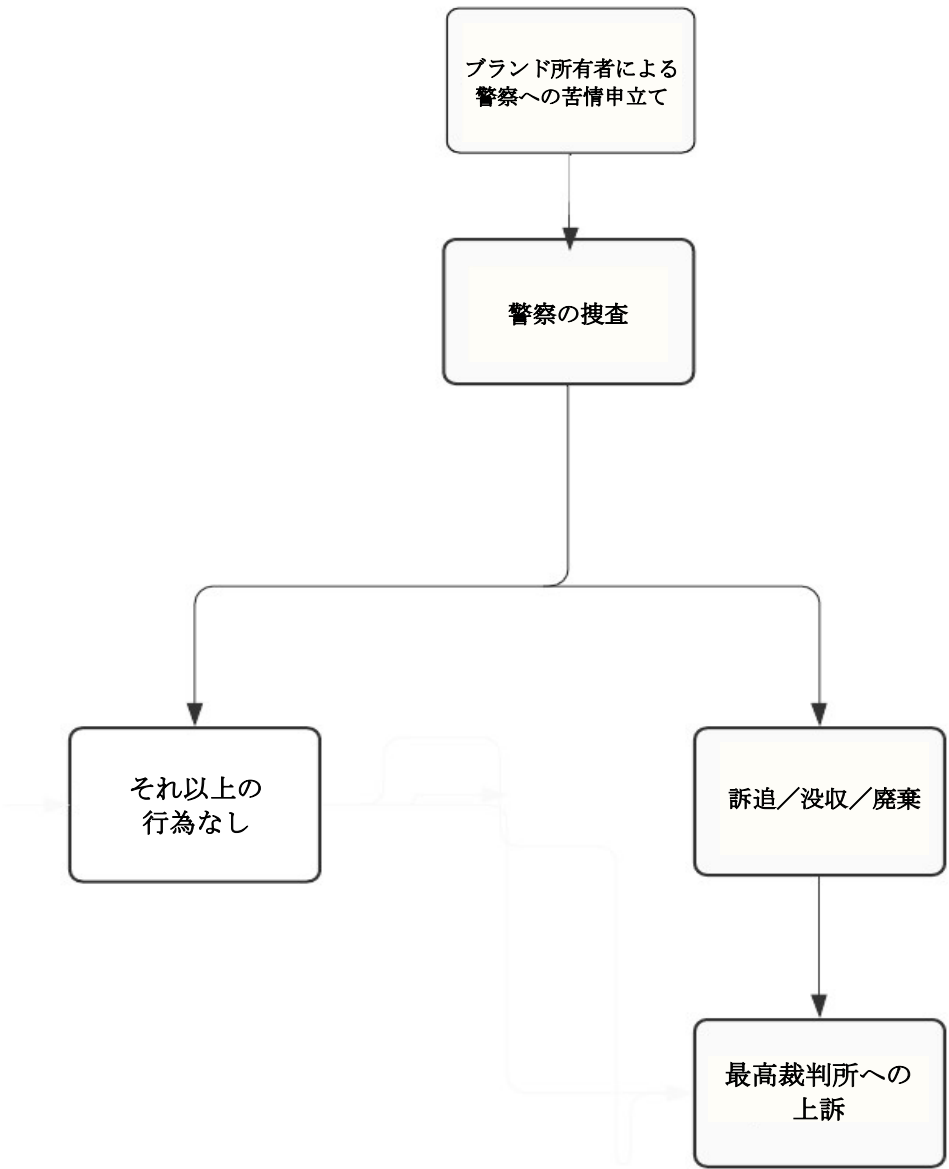
犯罪を構成する行為	行政措置表参照
申立てを受け付ける者	警察
職権上の行為の有無	なし
処分を決定する者	裁判所
罰金の有無、有の場合の金額	不公正な行為に対する保護法（PAUPA）に基づき 25 万 MUR（約 5,804 米ドル）の罰金に処する
廃棄の有無と、有の場合の費用負担者	没収および廃棄が可能である。 費用は誰も負担しない。税関は、廃棄を進める。
その他の救済手段－営業停止、免許取消	該当なし
想定される訴訟期間	1 ヶ月から 2 年の間
倉庫などの費用を含む、想定費用	権利者は、支払うべき費用を有しない。 ただし、侵害者は、有罪の場合、10 米ドルを超えない罰金（上記参照）および訴訟費用を支払う義務を負う。

5.4 フローチャート：

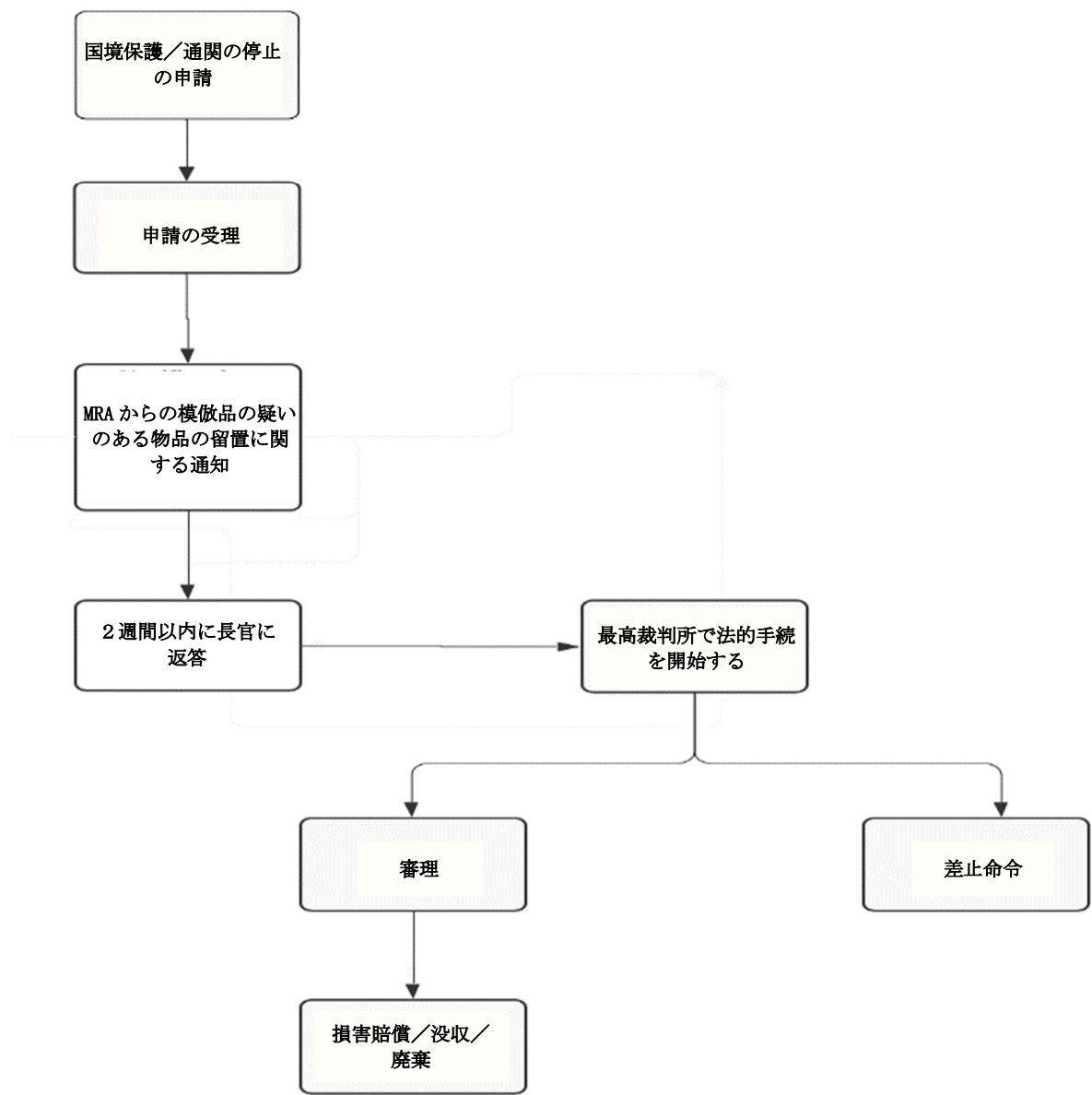
モーリシャスにおける商標出願手続のフローチャート



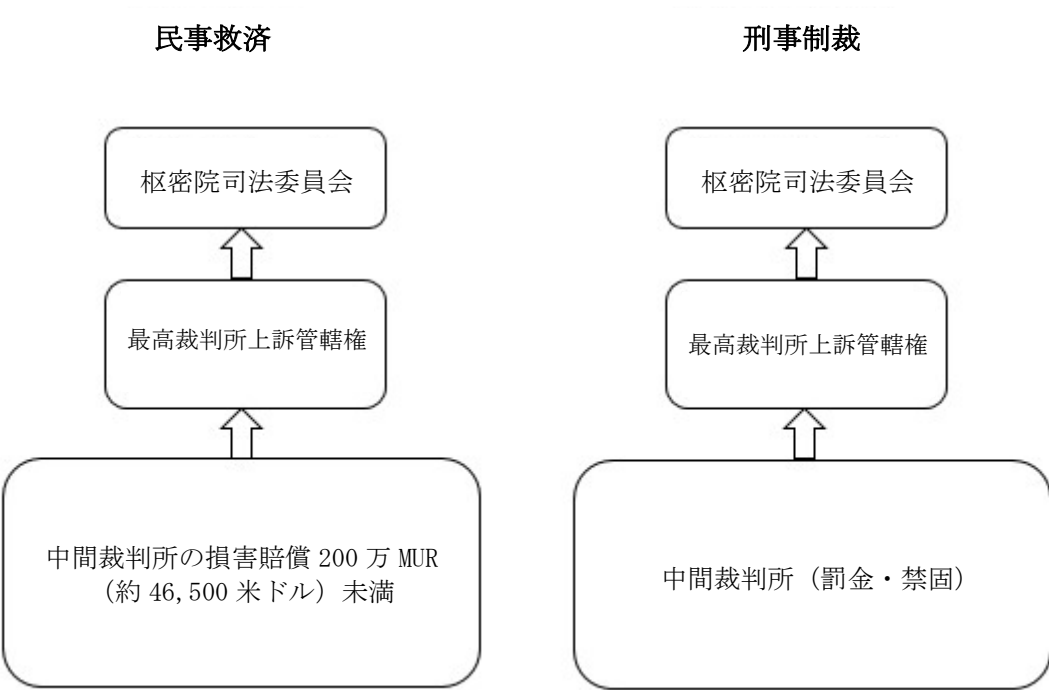
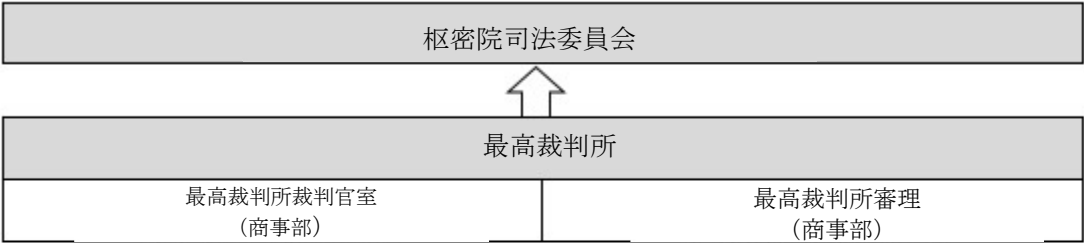
モーリシャスにおける警察の行政措置のフローチャート



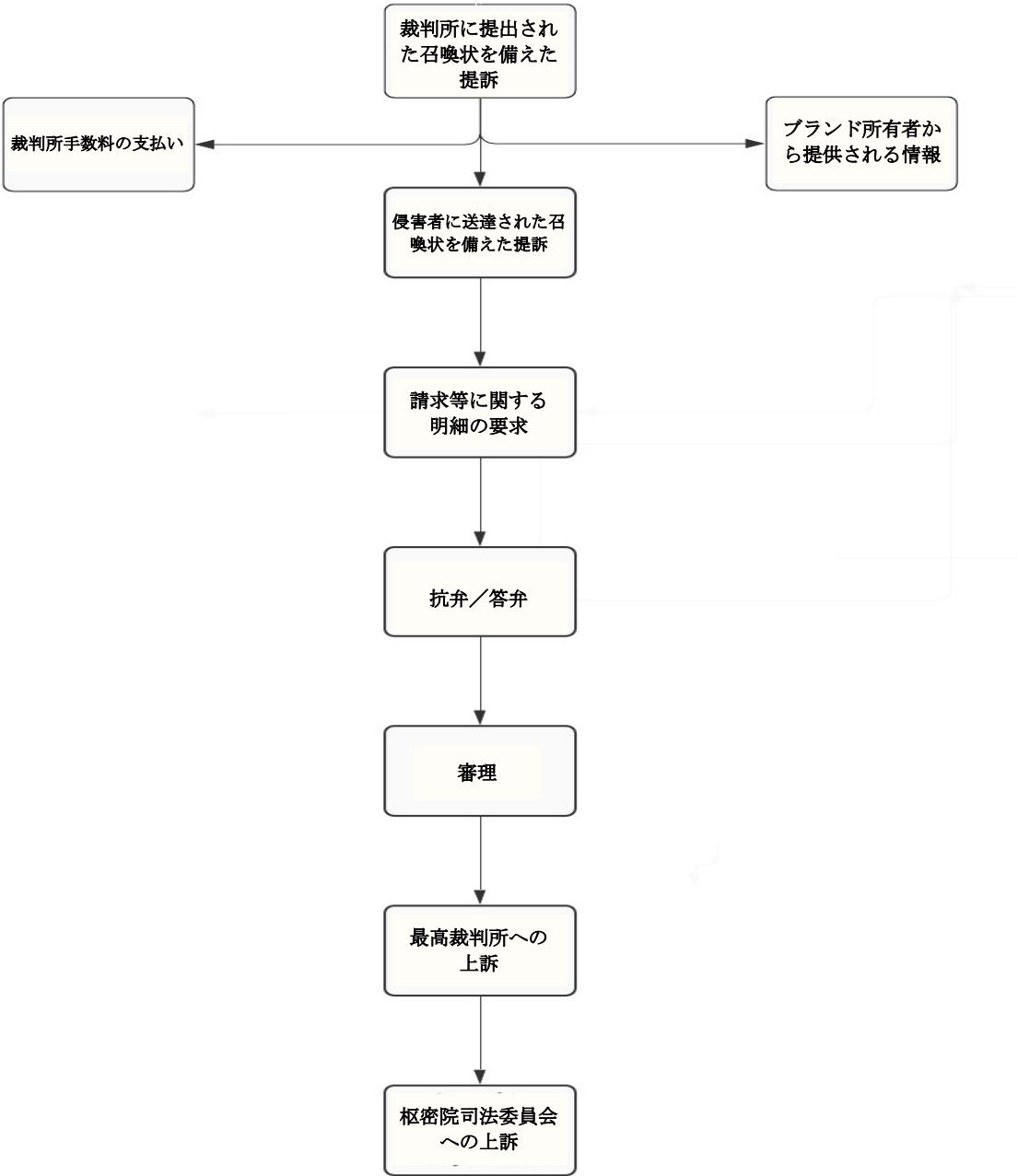
モーリシャスの税関による国境対策のフローチャート



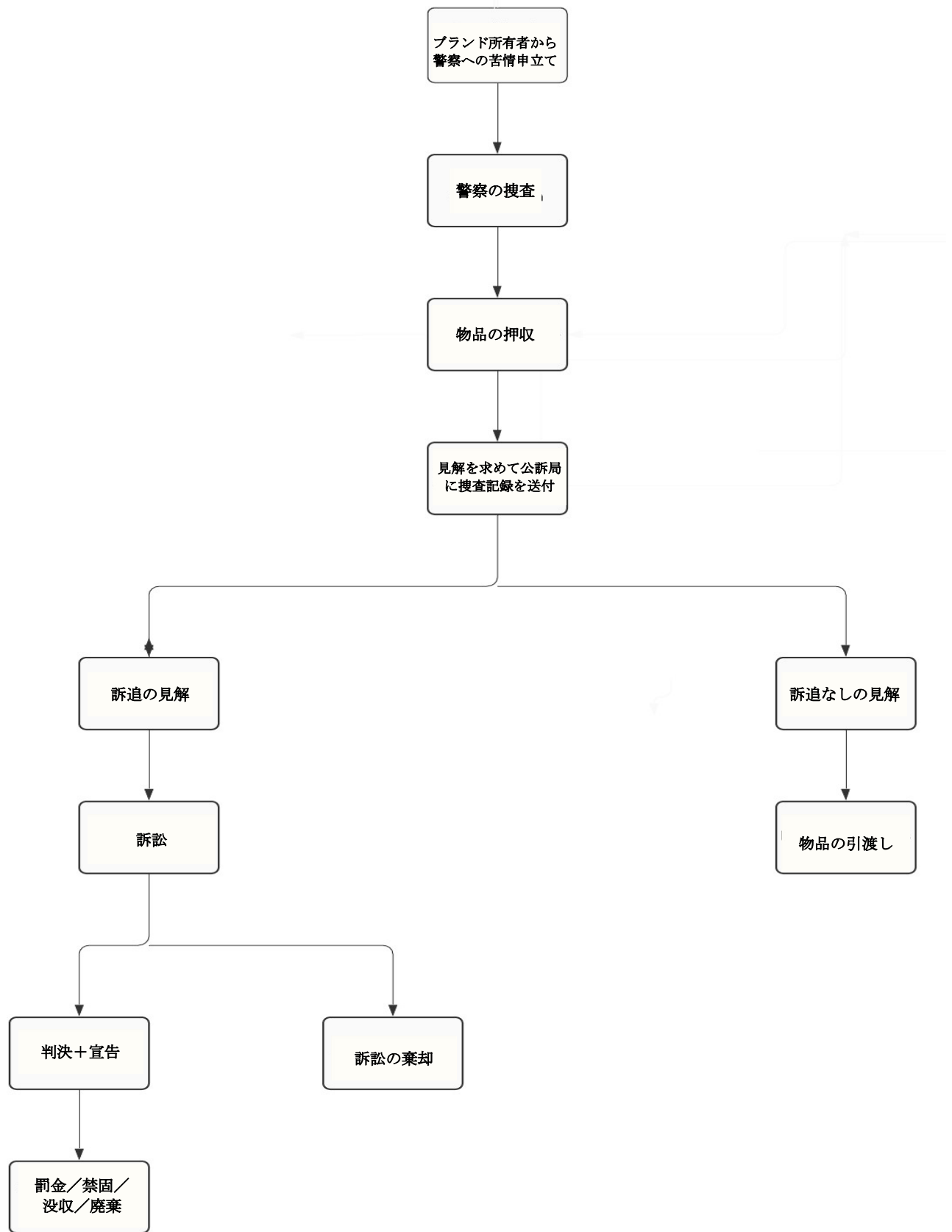
フローチャート—モーリシャスの裁判制度の概要：



モーリシャスにおける民事訴訟のフローチャート：



モーリシャスにおける刑事訴訟のフローチャート



6. ナイジェリア

6.1 当該国の知的財産の状況

ナイジェリアの特許および意匠に関する法律は、2004 年特許および意匠法（the Patents and Designs Act of 2004）に包含されており、一方、商標は、2004 年商標法（the Trademarks Act 2004）において取扱われている。知的財産および模倣防止の問題に関して他の多くの関連法があるが、一般的な模倣品取締法は存在しない。2004 年商品標章法（the Merchandise Marks Act 2004）、2004 年模倣・偽薬および不健康な加工食品法（the Counterfeit and Fake Drugs and Unwholesome Processed Foods Act 2004）、2015 年サイバー犯罪法（the Cybercrimes Act 2015）、2014 年国家食品医薬品管理局法（the National Agency for Food and Drug Administration and Control Act 2014）、2020 年会社および関連事項に関する法律（the Companies and Allied Matters Act 2020）、2004 年経済金融犯罪委員会（設立）法（EFCC 法：the Economic and Financial Crimes Commission (Establishment) Act 2004）、2015 年ナイジェリア標準化機構法（SON 法：the Standards Organisation of Nigeria Act 2015）、2018 年連邦競争消費者保護法（FCCPA：the Federal Competition and Consumer Protection Act 2018）ならびに 2015 年サイバー犯罪（禁止防止等）法（the Cybercrimes (Prohibition preventions etc.) Act 2015）。

組織については、知的財産委員会（IPCOM：the Intellectual Property Commission）の法案により新たな機関が計画されているが、ナイジェリア知財庁（IPO：Intellectual Property Office）がある。専用の模倣品取締機関はない。しかしながら、模倣防止に関係する様々な組織が存在する。すなわち連邦競争消費者保護委員会（FCCPC：the Federal Competition and Consumer Protection Commission）、ナイジェリア標準化機構（SON：the Standards Organisation of Nigeria）、ならびに食品医薬品管理局（NAFDAC：the National Agency for Food and Drug Administration and Control）である。

国内の知的財産法およびナイジェリアが加盟している条約

	法律の名称	発効日
特許法	2004 年特許意匠法（Cap P2LFN） ⁷⁶ （1990 年 Cap C344 再公布、条文変更なし） 1971 年特許規則 96（Patent Rules 96 of 1971）。 ⁷⁷	1971 年 12 月 1 日
実用新案法	該当なし	
意匠法	2004 年特許意匠法（Cap P2 LFN）（1990 年 Cap C344 再公布、条文変更なし）。 ⁷⁸ 1991 年意匠規則 97（Industrial Design Rules 97 of 1991）。	1971 年 12 月 1 日

⁷⁶ <https://wipo.int/en/text/179203>

⁷⁷ <https://wipo.int/en/text/177240>

⁷⁸ <https://wipo.int/en/text/179203>

	法律の名称	発効日
商標法	2004 年商標法 (Cap. T13LFN) ⁷⁹ (1990 年 Cap436 LFN 再公布、条文変更なし)。	1967 年 7 月 18 日
著作権法	1990 年著作権法 (Cap. 28) (Copyright Act Cap 28 1990)、2004 年 Cap. 28 として再編成。 ⁸⁰	1988 年 12 月 19 日
模倣防止に特化した法律	ナイジェリアには、特定の模倣品取締法は存在しない。 次の 1 以上の法律と共に商標法もまた考慮に値する。 2004 年商品標章法 (Cap M10 LFN)。 2004 年模倣・偽薬および不健康な加工食品法 (Cap C. 34 LFN) ⁸¹	1988 年 7 月 15 日
	2015 年サイバー犯罪 (禁止、防止等) 法 ⁸² —サイバースクワッティングを対象とし、これは潜在的に関連性がある場合がある。	2015 年 5 月 15 日
	2004 年 NAFDAC 法 Cap1 N1 (LFN) ⁸³ —これは、多くのブランド所有者に対し、ナイジェリアで商品を販売する前に、NAFDAC に自己の商標を登録することを要求する。	1992 年 10 月 1 日
	2020 年会社および関連事項に関する法律 (CAMA) は、ナイジェリアにおいて会社の名称が登録商標と抵触する場合、その名称を登録することができない旨規定している点で関連する。	2020 年 8 月 7 日
	2004 年経済金融犯罪委員会 (設立) 法 ⁸⁴ —「経済犯罪」には、違法に富を得ることを目的として行われる非暴力的な犯罪および不法行為を含み、知的財産権の窃盗および海賊行為を含む場合があることから、本法は関連する。	2002 年 12 月 13 日
	2015 年ナイジェリア標準化機構 (SON) 法 ⁸⁵	2015 年 5 月 26 日
	2018 年連邦競争消費者保護法 (FCCPA) ⁸⁶	2019 年 1 月 30 日

⁷⁹ <https://wipo.int/en/text/179197>

⁸⁰ <https://wipo.int/en/text/268735>

⁸¹ https://www.nafdac.gov.ng/wp-content/uploads/Files/Resources/Regulations/NAFDAC_Acts/COUNTERFEIT-AND-FAKE-DRUGS-AND-UNWHOLESOME-PROCESSED-FOODS-Cap-C-34.pdf

⁸² https://www.cert.gov.ng/ngcert/resources/CyberCrime_Prohibition_Prevention_etc_Act_2015.pdf

⁸³ https://www.nafdac.gov.ng/wp-content/uploads/Files/Resources/Regulations/NAFDAC_Acts/NAFDAC-ACT-Cap-N-1-LFN-2004.pdf

⁸⁴ <https://lawsofnigeria.placng.org/laws/E1.pdf>

⁸⁵ <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/nig188381.pdf>

⁸⁶ <https://placng.org/i/wp-content/uploads/2019/12/Federal-Competition-and-Consumer-Protection-Act-2018.pdf>

	法律の名称	発効日
	1958 年関税および物品税に関する法律 (Customs And Excise Management (Disposal Of Goods) Act) ⁸⁷	1959 年 4 月 1 日
	関税および物品税 (物品の処分) 法 (Customs And Excise Management (Disposal Of Goods) Act) 。 ⁸⁸	1970 年 3 月 1 日
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)	あり	1995 年 1 月
パリ条約	あり	1963 年 9 月 2 日
PCT	あり	2005 年 3 月 6 日
ハーグ協定のジュネーブ改正協定	なし	—
マドリッド協定議定書	なし	—

知的財産関連の国内機関

	国内の知的財産関連機関の名称	URL
特許	ナイジェリア IPO。 IPCOM の法案は、単一の知的財産機関を創設することを求めている。	http://www.iponigeria.com/
実用新案	該当なし	—
工業意匠	ナイジェリア IPO。	http://www.iponigeria.com/
商標	ナイジェリア IPO。	http://www.iponigeria.com/
著作権	ナイジェリア著作権委員会 (Nigerian Copyright Commission)	http://www.eregistration.copyright.gov.ng/home/index
模倣防止に特化した法律	模倣防止を目的とする特殊な法律は存在しない。模倣防止活動に関連する様々な団体がある。	
	ナイジェリア関税局 (NCS : Nigeria Customs Service)	https://customs.gov.ng/
	連邦競争消費者保護委員会 (FCCPC)	https://www.fccpc.gov.ng/

⁸⁷ https://customs.gov.ng/?page_id=3107

⁸⁸ <https://lawsofnigeria.placng.org/print.php?sn=102>

	国内の知的財産関連機関の名称	URL
	ナイジェリア標準化機構 (SON)	https://son.gov.ng/
	NAFDAC	https://www.nafdac.gov.ng/
	商事委員会 (The Corporate Affairs Commission)	https://www.cac.gov.ng/
オンラインの商標侵害への対応、特に商標侵害情報のウェブサイトからの削除	ナイジェリアコンピューター緊急対応チーム (NGCERT : The Nigeria Computer Emergency Response Team)	https://www.cert.gov.ng/
	ナイジェリアインターネット登録協会 (NIRA : Nigerian Internet Registration Association)	https://www.nira.org.ng/

6.2 知的財産権の出願

ナイジェリアにおける商標出願および登録の数

我々は、ナイジェリア商標局（the Nigerian Trade Marks Office）が商標出願統計を監視もしくは公表しておらず、また我々が登録局に要求のうえそれを受領したことを指摘しなければならない。情報の正確さを保証することはできない。

年	商標出願数	商標登録数
2019	24, 000	利用不可
2018	18, 500	利用不可
2017	12, 500	利用不可
2016	40, 000	利用不可
2015	36, 500	利用不可

6.3 模倣防止対策

6.3.1 ナイジェリアにおける模倣防止対策の概要

行政措置に関しては、ナイジェリアには専用の／総合的な模倣品取締機関はない。しかしながら、同委員会には、模倣品との闘いに関与する多数の異なる組織があり、それらは、FCCPC、SON、NAFDAC および経済金融犯罪委員会（EFCC：The Economic and Financial Crimes Commission）である。

商標法第5条（侵害条項）は、他の様々な法律の部分と同様に適用される。これらの組織のいくつかには、登録手続が存在することに留意することが重要である。これらの組織への登録は模倣自体を防止するものではないが、一旦発生した模倣を処理するための道を開くことを理解することもまた重要である。模倣には重大な罰則があり、罰金や禁固も含まれる。

国境対策については、ここではNCSが関連当事者である。すべての模倣品は完全禁止品リストに載っており、これはNCSが模倣品を取り締まることができることを意味する。しかしながら、NCSは、未だ制度を整備しておらず、登録制度は存在しない。これは、NCSが行動する前に権利者が裁判所の訴訟を提起しなければならないことを意味する。権利者は、商標法の侵害規定に依拠することとし、場合によっては、商品標章法、ならびに模倣・偽薬および不健康な加工食品法の規定に依拠することとする。

裁判については、ナイジェリアの裁判制度は連邦裁判所および州裁判所から構成されている。知的財産に関する事項は、連邦高等裁判所（the Federal High Court）で審理される。上訴が提起された場合、

控訴裁判所（the Court of Appeal）に提起され、更に最高裁判所（the Supreme Court）に上訴することができる。

知的財産の権利侵害問題は、一般に、権利所有者および侵害の疑いのある者が関与する民事上の問題であり、その根拠は、商標侵害、詐称通用または著作権侵害である。緊急の場合には、アンテンピラー命令、すなわち緊急事態として侵害の疑いのある者に対する通知なしに行うことができる、証拠収集／押収命令の要求がある場合もある。民事事件においては、救済手段は、差止命令、侵害品の引渡しおよび廃棄、ならびに訴訟費用の支払いの形をとる。民事訴訟は、18 カ月から 36 カ月間継続する可能性がある。ここで使用される法律は、商標法および著作権法である。

ただし、州当局が侵害を訴追することを希望する場合、侵害は刑事問題として取扱われる場合がある。検察当局は、警察および権利者と連携し、権利者は当該権利の証拠を提供することを要求される。刑事事件においては、有罪の判決は、罰金および禁固になることがある。ここで使用される法律には、商品標章法、ならびに模倣・偽薬および不健康な加工食品法が含まれる。

ブランド所有者は、（他の当事者から提供された）公務員側の汚職または賄賂の可能性を排除すべきではない。アフリカでは汚職が蔓延しており、残念ながら、賄賂により問題に直面する可能性は排除できない。

救済手段

救済手段	次の3種類の措置から選択してください。 行政上、民事上、刑事上の措置
特許	民事、刑事および行政
実用新案	該当なし
工業意匠	民事、刑事および行政
商標	民事、刑事および行政
著作権	民事、刑事および行政

6.3.2 ナイジェリアにおける行政措置の概要

ナイジェリアには、専用の／総合的な模倣品取締機関はないが、多くの異なる組織が、模倣品の取締りに関与している。FCCPC、SON、NAFDAC、およびEFCC。

商標法第5条（侵害条項）は、その他の様々な法律の部分と同様に適用される。これらの組織のいくつかには、登録手続が存在することに留意することが重要である。これらの組織への登録は、一度発生した模倣を処理するための道を開くものではあるが、模倣自体を妨げるものではないことを理解することもまた重要である。模倣には重大な罰則があり、罰金や禁固も含まれる。

措置

管轄当局	ナイジェリアには、専用の模倣品取締機関はない。しかし、知的財産を管轄する多数の行政機関を有している。そのような機関は次のとおり。 FCCPC：当該委員会は消費者が関わる不公正または欺瞞的な行為の処理を任務とする。これには、偽造商標の使用も対象として含まれる。FCCPCは、裁判所の命令なしに強制捜査を行う権利を有する。 SONは、施設に立ち入り、危険もしくは標準以下の物品、またはSON法の規定に違反するその他の物品を押収する権限を有する。権利者は、その製品をSONに登録すべきものとする。 NAFDACは、未登録の模倣食品、医薬品、化粧品、化学薬品および医療機器を押収し、廃棄する権限を有している。かかる物品は、法律によりNAFDACに登録されなければならない。 EFCCは、経済および金融犯罪を訴追する権限を有する。知的財産の窃盗および海賊行為の罪は、その権限の範囲内に含まれる。
------	---

侵害を構成する行為	登録商標に類似する商標の使用－関連法には以下が含まれる。 商標法第 5 条（１）、商品標章法第 3 条、第 16 条および第 18 条、ならびに、模倣・偽薬および不健康な加工食品法第 1 条。 SON 法第 30 条 FCCPA の第 XIV 章は、虚偽または誤解を招く情報となる行為を含め、消費者に対する特定の違反行為を扱っており、第 XV 章は、消費者の権利の侵害を扱っている。 EFCC 法第 18 条は、経済的および財政的犯罪に関連する違反を扱う。 NAFDAC－NAFDAC 法の第 25 条は、同法に関連する違反を取扱うものであり、一連の規則は、更に詳細に述べている。
当局の取締対象	当局は、既知の市場、地元の商店、倉庫または提供のあった情報に基づくその他の場所を対象とする。捜査は、通常、訴訟前に実施される。
登録および監視のシステムの有無	NAFDAC には登録手続があり、一定の物品はそれらが輸入を許可される前に登録されなければならない。 現地の製造業者は、製品を SON に登録することもできる。
登録されている知的財産権	知的財産権自体は登録されていないが、NAFDAC への登録の要件となっている。NAFDAC は、承認された商標登録またはナイジェリアにおいて登録された商標登録を要求する。ナイジェリアにおける食品、人および動物の消費用の医薬品、ならびに医療機器の輸入および頒布は、ナイジェリアにおいて当該製品の製造・輸入・輸出・宣伝・販売・頒布が行われる前に NAFDAC により承認されなければならない。
登録にかかる期間	関係書類が整備された後、NAFDAC への登録には約 6 ヶ月から 9 ヶ月かかる。
登録のための正式手数料	料金は製品によって異なり、NAFDAC のウェブサイトでご覧することができる。 https://www.nafdac.gov.ng/resources/nafdac-tariff/
必要書類	文書要件は、登録される物品によって異なるが、まず最初に以下が要求される。 ● 商標権の証拠 ● 委任状 ● 製造または自由販売の証明書 ● 分析証明書 ● 公正証書 ● ナイジェリアにおける販売店／代理店の設立証書 ● 工場検査の案内書
その他の事項	NAFDAC への製品の登録は必ずしも模倣を防止するものではないが、製造者またはブランド所有者に対して、強制捜査を指図して、取引で遭遇する既知の模倣品に対処する機会を与えていることに留意すべきである。物品がナイジェリアに輸入される場合（すなわち、現地で製造されない場合）、現地の代表者は、外国の製造業者に代わって NAFDAC で手続を開始することができる。
登録の存続期間	5 年

模倣防止において援用される知的財産権	商標、特許、意匠、著作権およびその他知的財産関連規制上の権利。
強制捜査の場合に当局が権利者に提供する情報	物品の写真およびサンプルを要求される場合がある。
物品が確実に押収されていることを権利者が望む場合に、強制捜査の通知に対する権利者の応答時間	一般的に言えば、強制捜査の実施を要求するのは権利者であり、NAFDAC は、未登録の製品および模倣品を押収し廃棄する権限を有する。
権利者が押収／停止を継続するための方法	NAFDAC が物品を没収し留置する場合、NAFDAC がその分析を完了するために合理的に必要な期間、当該物品を留置することができる。
支払わなければならない供託金	該当なし
処分を決定する機関	NAFDAC 担当官は、刑事訴訟手続を開始するか（連邦高等裁判所により審問される）、または未登録もしくは模倣品を廃棄する権限を有する。
適用可能な措置／罰則	NAFDAC に関しては、違反を犯した者は、製品の種類によって異なる関連規則に規定された罰則に対して有罪の責任を負う。例えば、食品医薬品規則（the Food and Drugs Regulations）には、犯罪者は5万ナイジェリアナaira（約128米ドル。以下、NGN）の罰金もしくは2年の禁固、またはその両方の責任を負うことが規定されている。本規則に罰則が規定されていない場合、その者は5万NGN（約128米ドル）の罰金もしくは1年の禁固またはその両方の責任を負うものとする。
物品の廃棄は任意か、その場合は費用の負担者	任意で廃棄が可能。一般的に、NAFDAC が関与する場合、費用はNAFDAC によって負担される。
その他の措置／罰則（例、事業の停止、ライセンスの取消）の有無	なし
全プロセスにかかる期間	18 ヶ月から 24 ヶ月
知的財産権者にかかると想定される総費用	模倣防止に取り組むための専用の手続が存在せず、侵害に基づいて様々な法律および規則が検討されるので、意味のある見積を出すことは非常に困難である。

6.3.3 ナイジェリアにおける国境対策の概要

管轄当局の名称：ナイジェリア関税局（NCS : Nigeria Customs Service）

NCS の責任

NCS は、ここでは関連当事者である。すべての模倣品は完全禁止品リストに載っており、これは NCS が模倣品を取り締まることができることを意味する。しかしながら、NCS は、未だ制度を整備しておらず、登録制度は存在しない。これは、NCS が行動する前に権利者が裁判所の訴訟を提起しなければならないことを意味する。権利者は、商標法の侵害規定に依拠することとし、場合によっては、商品標章法、ならびに模倣・偽薬および不健康な加工食品法の規定に依拠することとする。

国境対策

管轄当局	ナイジェリア関税局（NCS）。すべての模倣品／違法コピーの材料または物品は完全禁止品リストに掲載されており、 ⁸⁹ NCS は模倣品を取り締まる権限が与えられている。しかしながら、NCS は、国境において模倣品を扱うための特定の制度を未だ整備していない。NCS が行動する前に訴訟を提起することは権利者の義務である。
侵害を構成する行為	登録商標関連法規に類似した商標を付した製品の輸入－関連法には、商標法第 5 条（1）、商品標章法第 3 条、第 16 条および第 18 条、ならびに模倣・偽薬および不健康な加工食品法第 1 条、または侵害に応じたその他の規制条項が含まれる。
登録システムの有無	無。NCS には登録制度はない。
登録されている権利	該当なし
登録プロセスにかかる典型的な期間	該当なし
登録のための公式手数料	該当なし
登録に必要な文書	該当なし
登録に関するその他詳細事項	該当なし
登録の有効期間	該当なし
物品を留置する場合に当局が提供する情報	該当なし
権利者が留置の延長を希望する場合、権利者が留置通知に応答するまでの期限	該当なし

⁸⁹ https://customs.gov.ng/?page_id=3077

留置の延期の要件	該当なし
供託金の支払いの有無、有る場合の金額	該当なし
模倣者に対する罰則を決定する者	該当なし
罰金の金額	該当なし
物品の廃棄が可能な場合、その費用の負担者	該当なし
その他の救済手段（営業停止、免許取消等）の有無	該当なし
苦情申立てから事件にかかる想定期間	該当なし
想定される手続費用	該当なし

6.3.4 ナイジェリアにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要

ナイジェリアの裁判制度は、連邦裁判所と州裁判所からなる。知的財産に関する事項は、連邦高等裁判所で審理される。上訴が提起された場合、控訴裁判所に提起され、更に最高裁判所に上訴することができる。

知的財産の侵害問題は、一般的に、権利所有者および侵害の疑いのある者が関与する民事上の問題であり、その根拠は、商標侵害、詐称通用、著作権侵害である。緊急の場合には、アントンピラー命令、すなわち緊急事態として侵害の疑いのある者に対する通知なしに行うことができる、証拠収集／押収命令の要求がある場合もある。民事事件においては、救済手段は、差止命令、侵害品の引渡しおよび廃棄、ならびに訴訟費用の支払いの形をとる。民事訴訟は、18 ヶ月から 36 ヶ月間継続する可能性がある。ここで使用される法律は、商標法および著作権法である。

ただし、州当局が侵害を訴追することを希望する場合、侵害は刑事問題として取扱われる場合がある。検察当局は、警察および権利者と連携し、権利者は当該権利の証拠を提供することを要求される。刑事事件においては、有罪の判決は、罰金および禁固になることがある。ここで使用される法律には、商品標章法、ならびに模倣・偽薬および不健康な加工食品法が含まれる。

ナイジェリアには 2 種類の裁判所がある。

連邦—連邦裁判所とは、最高裁判所、控訴裁判所および連邦高等裁判所をいう。

州—州裁判所には、高等裁判所（the High Court）、州の慣習法控訴裁判所（the Customary Court of Appeal of a State）および州のシャリーア法控訴裁判所（the Sharia Court of Appeal of a State）が含まれる。

民事訴訟

侵害を構成する行為	登録の対象となる物品または物品の説明に関して同一のまたは紛らわしいほど類似する標章を使用することは、商標法第 5 条（1）に基づく商標侵害を構成する。 コモンロー上の詐称通用の場合もある。 最後に、類似の装置またはラベル（第 14 条）の場合には、著作権侵害事件となり得る。
第一審裁判所に該当する裁判所	連邦高等裁判所は第一審であり、控訴裁判所、最終的には最高裁判所への上訴が可能である。
利用可能な救済手段	場合によっては、いわゆるアントンピラー命令、すなわち侵害品の押収を認める緊急命令が、正式手続が開始される前であっても利用できる場合がある。被告に通知は与えられない。 また、主要な訴訟の判決が出るまで被告が侵害行為を行うことを制限する仮差止命令を得ることもできる。 正式商標侵害クレームの場合、差止命令、損害賠償、不当利得および法的費用の計算をすべて利用できる。
事件にかかる平均期間	裁判は、典型的には 18 ヶ月から 36 ヶ月以上継続する。
想定する法的費用、および保管料、公的手数料のようなその他の費用	合計手数料は、6 万米ドルから 8 万米ドルの範囲である。

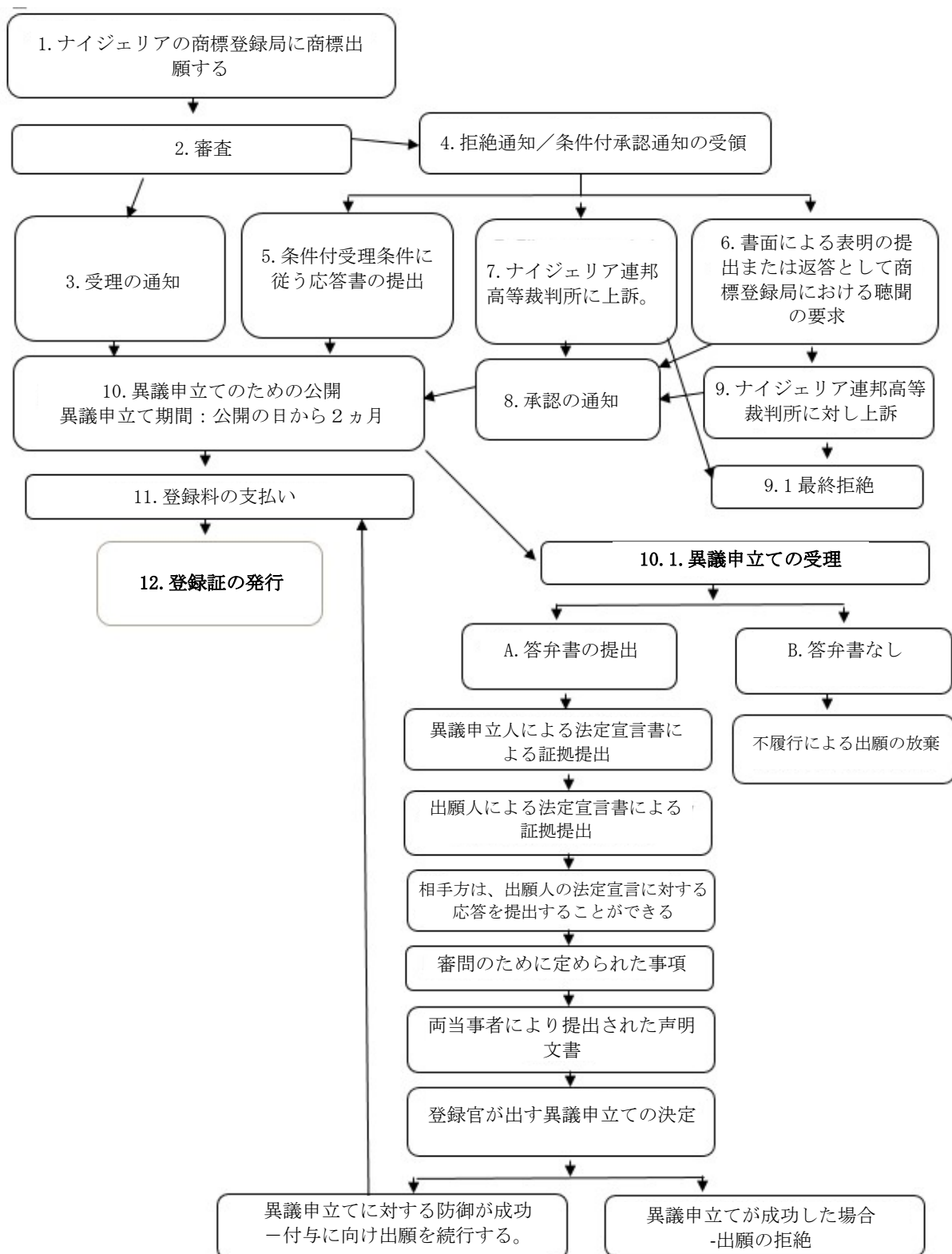
刑事訴訟

犯罪を構成する行為	商標の偽造、虚偽の取引表示、商標を偽造するために使用される機器の製造、販売または所有、商標の虚偽の申請および使用—これらはすべて、刑法犯罪を構成する—商品標章法第 3 条、第 16 条および第 18 条 模倣品、混ぜ物処理を行った食品および医薬品の生産、輸入、販売—これらは、模倣・偽薬および不健康な加工食品法第 1 条に基づく犯罪を構成する。
申立てを受け付ける者	告訴は、関連法規に従って行動する権限を与えられた警察その他の規制機関に対し行われ、その後当該事件は、検察当局が対処する。 警察は、通常、捜査の実施を援助し、また裁判所に対して捜索および押収命令を要求することができる。事件は連邦高等裁判所で審理される。

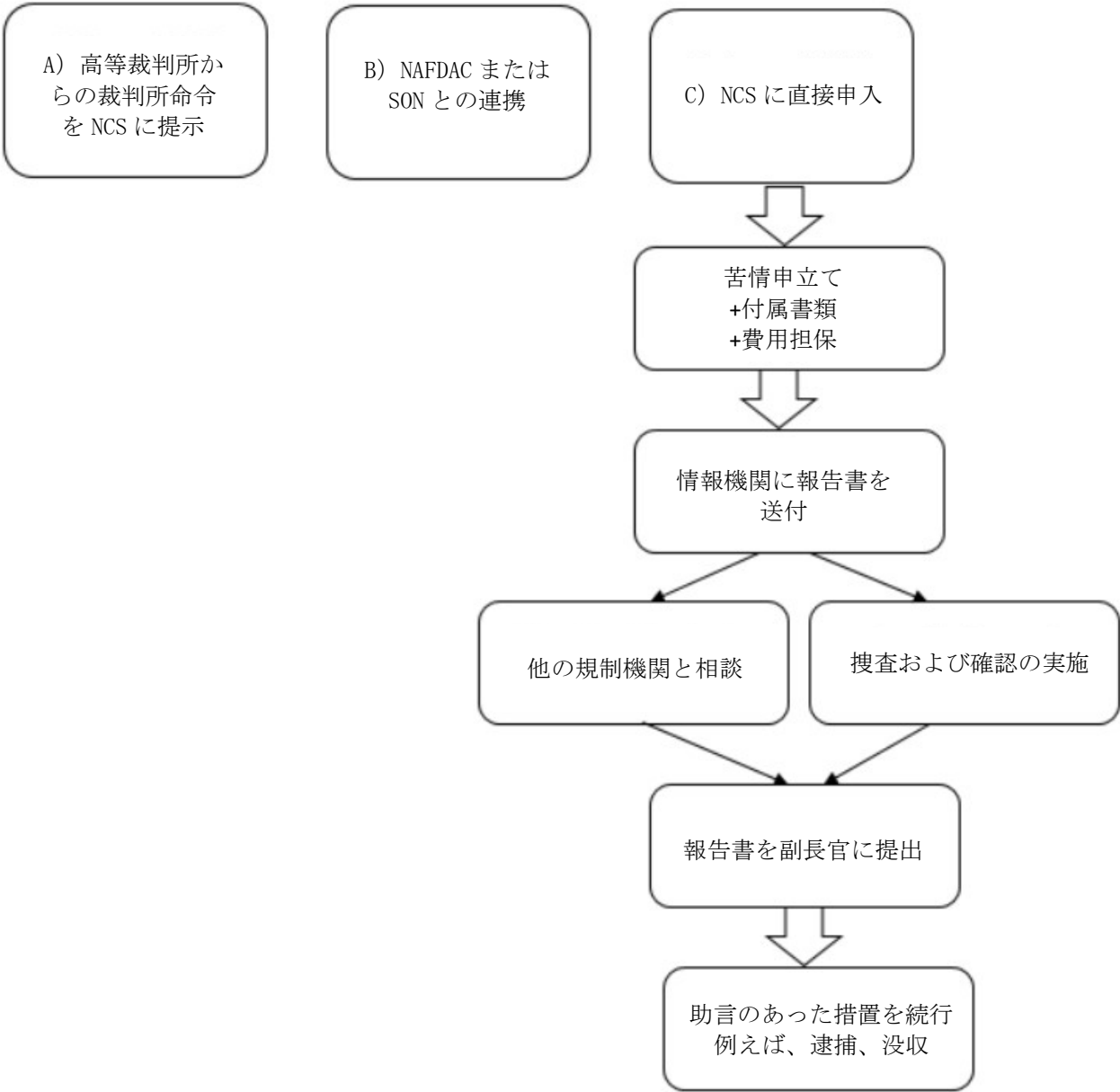
職権上の行為の有無	裁判所は、容疑者の出頭を要求する召喚状を発行することができ、容疑者の逮捕に対する令状を発行することができ、かつ容疑者の敷地を捜索するための令状を発行することができる。
処分を決定する者	裁判所。
罰金の有無、有の場合の金額	有、最大約 1,400 米ドル。
廃棄の有無と、有の場合の費用負担者	廃棄は裁判所に選択権がある。
その他の救済手段－ 営業停止、免許取消	5 年から 15 年の禁固。
想定される訴訟期間	3 年から 5 年、迅速化することは難しい。
倉庫などの費用を含む、 想定費用	監視の指示が行われた場合、費用は、費やされた時間によって約 2 万 500 米ドルから 3 万 4,150 米ドルになると思われる。

6.4 フローチャート：

ナイジェリアにおける商標出願手続のフローチャート：

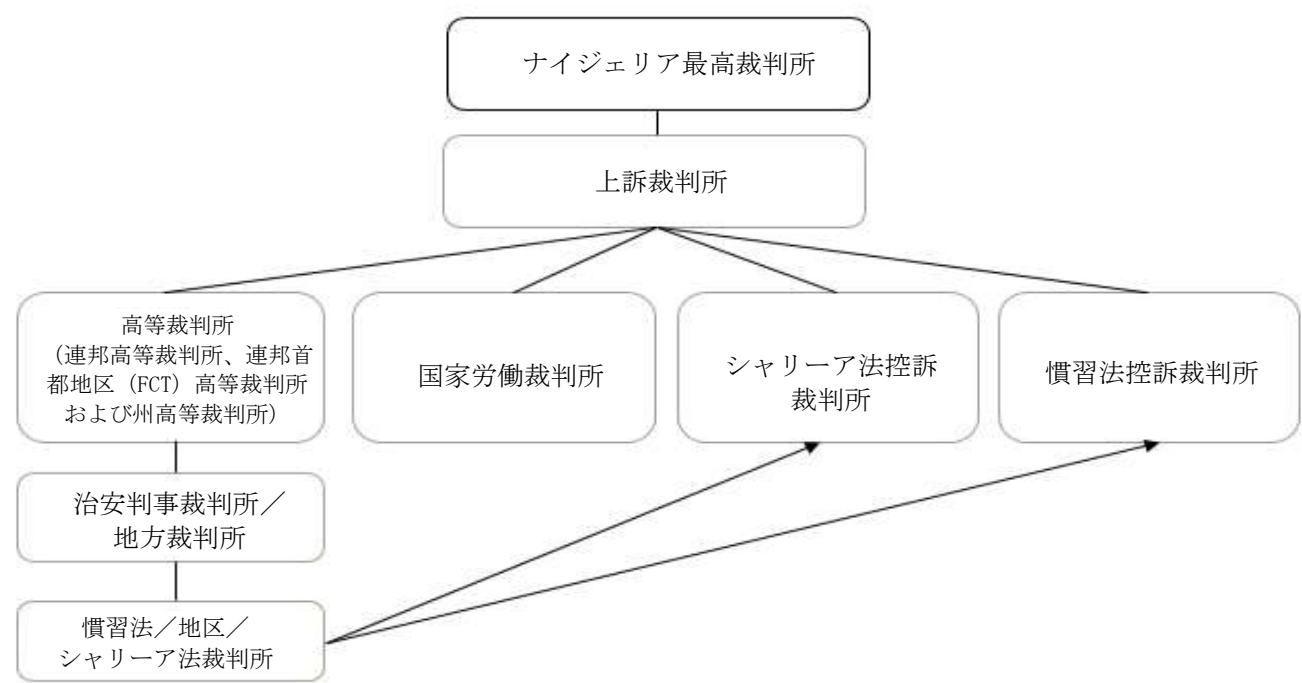


ナイジェリアにおける行政措置のフローチャート

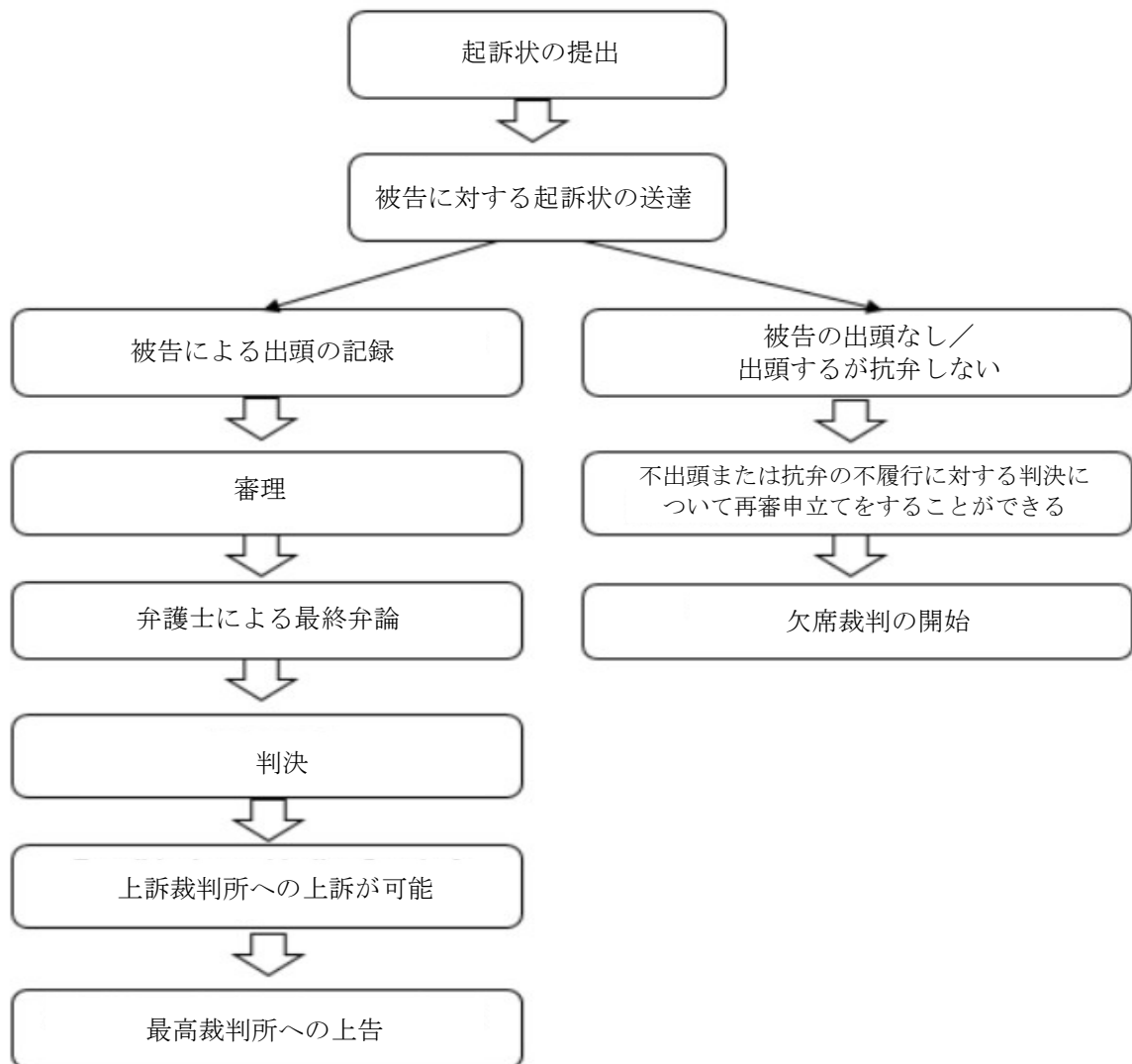


ナイジェリアにおける国境対策のフローチャートー適用外
ナイジェリアには、国境において模倣品を取り締まる特別な制度がない。

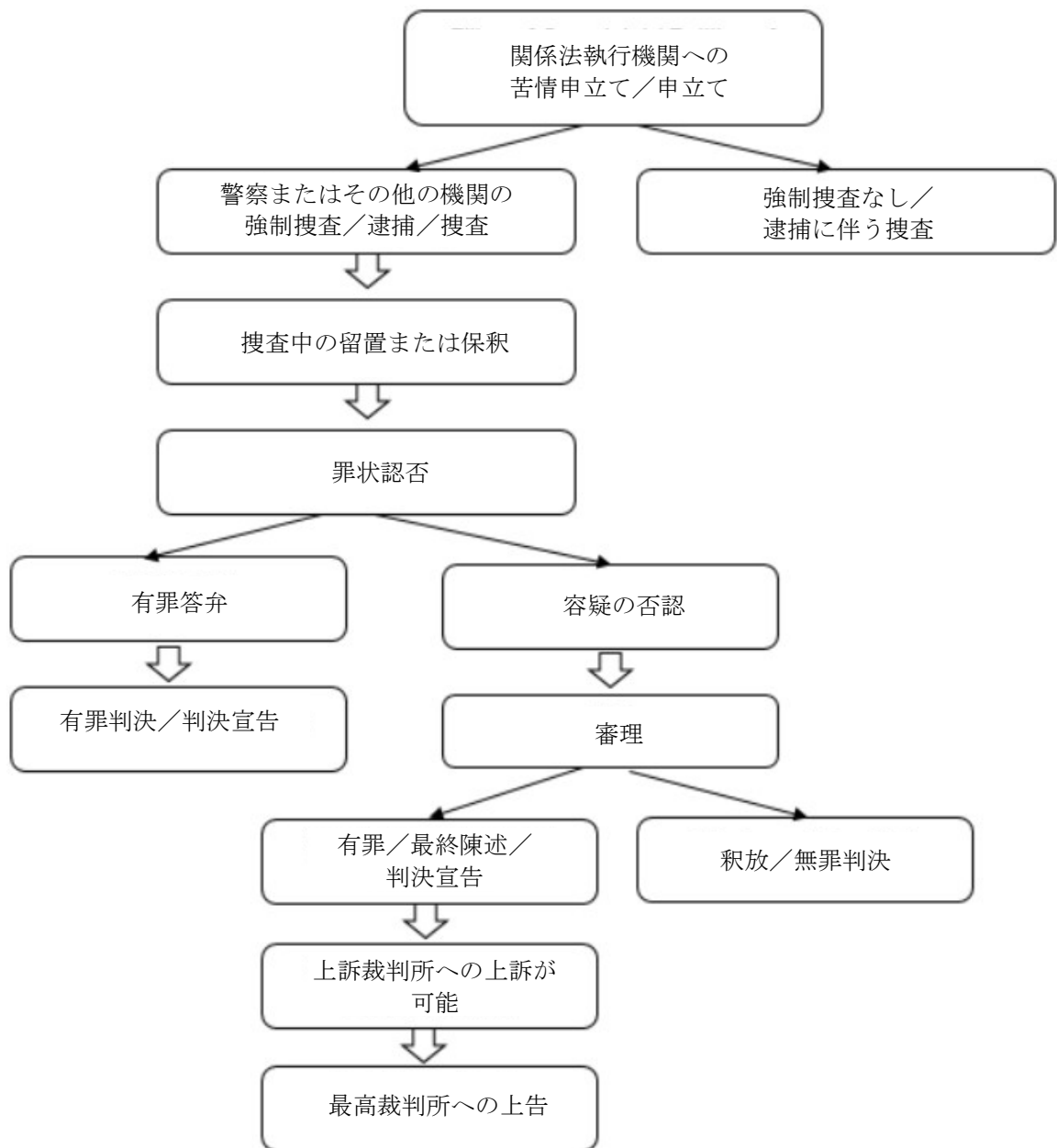
フローチャートーナイジェリアの裁判制度の概要：



ナイジェリアにおける民事訴訟のフローチャート：



ナイジェリアにおける刑事訴訟のフローチャート



7. 南アフリカ

7.1 当該国の知的財産の状況

南アフリカは、特許、意匠、商標、著作権および模倣を対象とする特定の法律を有しており、その法律は、1978 年法律第 57 号特許法 (the acts are the Patents Act 57 of 1978)、1993 年法律第 195 号意匠法 (the Designs Act 195 of 1993)、1993 年法律第 194 号商標法 (the Trade Marks Act, 194 of 1993) および 1978 年法律第 98 号著作権法 (he Copyright Act 98 of 1978)、ならびに 1997 年法律第 37 号模倣品取締法 (the Counterfeit Goods Act 37 of 1997) である。南アフリカは多くの国際知的財産協定に署名しており、パリ条約 (the Paris Convention)、TRIPS および特許協力条約 (PCT: the Patent Cooperation Treaty) の加盟国である。南アフリカはハーグ協定のジュネーブ改正協定 (the Hague Geneva Act) の加盟国ではない。南アフリカもまた、マドリッド協定議定書 (the Madrid Protocol) の加盟国ではないが、これが近いうちに実現するという話がある。知的財産登録機関は、企業・知的所有権委員会 (CIPC: the Companies and Intellectual Property Commission) として知られている。南アフリカ歳入庁 (SARS: The South African Revenue Service) は、模倣防止活動に関与している。

オンライン商標侵害に対する権利の執行に関しては、インターネット・サービス・プロバイダ協会 (ISPA: the Internet Service Providers' Association) を通じて行うことができる。

国内の知的財産法および南アフリカが加盟している条約

	法律の名称	発効日
特許法	改正 1978 年特許法 57 ⁹⁰	1979 年 1 月 1 日
実用新案法	該当なし	該当なし
意匠法	改正 1993 年意匠法 195 ⁹¹	1995 年 5 月 1 日
商標法	1993 年商標法 194 ⁹²	1995 年 5 月 1 日
著作権法	1978 年著作権法 98 ⁹³	1978 年 6 月 30 日
模倣防止に特化した法律	1997 年模倣品取締法 37 ⁹⁴	1998 年 1 月 1 日
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)	あり	2016 年 2 月 23 日
パリ条約	あり	1947 年 12 月 1 日
PCT	あり	1999 年 3 月 16 日

⁹⁰ <https://www.gov.za/documents/patents-act-9-apr-2015-0827>

⁹¹ <https://www.gov.za/documents/designs-act>

⁹² <https://www.gov.za/documents/trade-marks-act>

⁹³ <https://www.gov.za/documents/copyright-act-16-apr-2015-0942>

⁹⁴ <https://www.gov.za/documents/counterfeit-goods-act>

	法律の名称	発効日
ハーグ協定のジュネーブ改正協定	なし	-
マドリッド協定議定書	近いうちに批准するつもりはない。南アフリカにおけるマドリッド協定議定書の実施については、少なくともあと2年遅延が予想される。 COVID-19 のパンデミックの結果としての経済的な制限と減速により、この遅延はより長くなりそうである。企業・知的所有権委員会（CIPC）は、パンデミックによって生じた困難のため、また特にそのスタッフの 50% が在宅勤務しているため、マドリッド協定議定書のすべての進展を当面保留している。提案のあった法律の修正および影響調査は、依然として議会および国際関係・協力省の承認を受けなければならない。	該当なし

知的財産関連の国内機関

	国内の IP 関連事務所の名称	URL
特許	企業・知的所有権委員会（CIPC）	http://www.cipc.co.za/za/
実用新案	該当なし	該当なし
意匠	CIPC	http://www.cipc.co.za/za/
商標	CIPC	http://www.cipc.co.za/za/
著作権	CIPC*は、シネマトグラフ映画にのみ適用される	http://www.cipc.co.za/za/
模倣防止に特化した法律	SARS 南アフリカ警察庁（SAPS : South African Police Service） 貿易産業省（DTI : Department of Trade and Industry）	https://www.sars.gov.za/customs-and-excise/customs-offices-and-contacts/
オンライン商標侵害に対する執行、特にウェブサイトから商標侵害情報を削除すること	これは、ウェブサイト固有のものであるが、「インターネット・サービス・プロバイダ協会」を通じて行うこともできる	https://ispa.org.za/about-ispa/

7.2 知的財産権の出願

南アフリカにおける商標出願および登録の数

この情報は、CIPC (www.cipc.co.za) の登録簿から入手したものであり、一般に公開されている。

年	商標出願の数	商標登録の数
2019	37,344	30,767
2018	38,293	32,117
2017	37,572	19,718
2016	37,597	11,442
2015	36,710	27,228

7.3 模倣防止対策

7.3.1 南アフリカにおける模倣防止対策の概要

行政手続に関しては、管轄当局は、SAPS および DTI である

模倣品取締法は、模倣品を所有し、製造し、輸入し、輸出し、頒布しまたは販売することを違法行為と規定している。模倣品とは、商標または著作権法のいずれかに基づく権利を侵害する物品と定義される。模倣品取締法は、SAPS および DTI に対し、苦情を申し立てることなく、模倣品と疑わしい物品を押収する権限を与える。警察は、倉庫、店舗、市場等を取締対象とする。知的財産権を SAPS に登録するプロセスは存在しない。

押収の後、訴訟手続は、権利所有者が行う民事訴訟の方法で開始することができ、救済が付与される場合には、差止命令、損害賠償、侵害品の引渡しおよび法的費用が含まれることがあり得る（これは裁判所の下で別途議論される）。一方で、刑事訴訟を開始することができ、それは警察が検察当局と協力して行う。刑事訴追の場合、罰金および禁固（可能性あり）を含む。第9条に関して、物品の押収から10日以内に刑事訴訟または民事訴訟が提起されない場合、物品は、申し立てられた加害者に対して引き渡される。

国境対策に関しては、管轄当局は、SARS の一部門である関税局である。適用される法律は、模倣品の所有、製造、販売、輸入、頒布または処分が違法であることを規定する模倣品取締法第2条（1）である。権利登録制度があり、これらの権利は商標および著作権とすることができ、登録は2年間存続する（登録の要件は商標登録である）。

当局が模倣品の可能性を発見した場合、当局は、当該物品を留置し、当該物品のサンプルを権利者またはその授權された代理人に提供する。権利者は、留置を延長することを希望するか否かを確認す

るために5営業日の期間を有するが、供託金は支払われない。その後、事件は裁判が提起される。刑事事件として進行した場合は、罰金または懲役を科すことができる。それが民事事件として進行する場合、差止命令、引渡しおよび損害賠償のような通常の救済手段が裁定され得る。

第5条(2)に関連して、模倣品取締法および関税・物品税法の双方が、警察およびSARSの当局者に対し、苦情申立てなしに疑わしい模倣品を押収する権限を与えていることは注目に値する。

裁判については、知的財産に関連する刑事事件は、下級裁判所である治安判事裁判所(the Magistrates' Court)に提起することができる。当該請求は、模倣品の所有、製造、展示、頒布、輸入または販売に関するものとする。

しかし、すべての民事訴訟を含むほとんどの知的財産訴訟は、高等裁判所(the High Court)で開始される。上訴の場合には、これは最高控訴裁判所(the Supreme Court of Appeal)に送付される。ごくまれに憲法上の問題が関係する場合には、憲法上の事件に関する最高裁判所である憲法裁判所(the Constitutional Court)に上訴される場合がある。

民事訴訟においては、原告は、その権利が侵害されたことを立証する必要がある。成功した場合、権利者は、差止命令、侵害商標の除去または物品の廃棄命令、損害賠償、または不当利得の返還を受けることができる。

ブランド所有者は、(他の当事者から提供された)公務員側の汚職または賄賂の可能性を排除すべきではない。アフリカでは汚職が蔓延しており、残念ながら、賄賂により問題に直面する可能性は排除できない。

救済手段

救済手段	次の3種類の措置から選択してください。行政上、民事上、刑事上の措置
特許	行政(登録簿からの削除)
	民事(差止命令、引渡し、損害賠償、妥当なロイヤルティ)
実用新案	該当なし
工業意匠	行政(登録簿からの削除)
	民事(差止命令、引渡し、損害賠償、妥当なロイヤルティ)
商標	行政(登録簿からの削除)
	民事(差止命令、引渡し、損害賠償、妥当なロイヤルティ)
	刑事(模倣品) (罰金および禁固またはそのいずれか)
著作権	行政(登録簿からの削除は、シネマトグラフ映画にのみ適用される)
	民事(差止命令、引渡し、損害賠償、妥当なロイヤルティ)

	刑事（模倣品）（罰金および禁固またはそのいずれか）
--	---------------------------

7.3.2 南アフリカにおける行政措置の概要

管轄当局の名称：南アフリカ警察庁（SAPS：South African Police Service）および貿易産業競争省（the Department of Trade Industry and Competition）

SAPS の責任

管轄当局は、SAPS である。

模倣品取締法は、模倣品を所有、製造、輸入、輸出、頒布または販売することを犯罪と規定している。模倣品とは、商標法または著作権法のいずれかに基づく権利を侵害する物品と定義される。模倣品取締法は、模倣品の疑いのある物品を苦情申立てなしに押収する権限を警察に与える。警察は、倉庫、店舗、市場等を取締対象とする。知的財産権を警察に登録するプロセスは存在しない。

押収の後、侵害訴訟は、権利者により行なわれる民事訴訟により進行することができ、そこで付与される救済には、差止命令、損害賠償、侵害品の引渡しおよび訴訟費用を含むことができる（これは、裁判所の下で別途議論される）。一方で、侵害訴訟は刑事訴訟の方法で進行することができ、それは警察が検察当局と協力して行うものである。刑事事件の場合、罰金および禁固（可能な場合）を含む。物品の押収から 10 日以内に刑事訴訟または民事訴訟が提起されない場合、物品は、申し立てられた加害者に引き渡される。

SAPS の措置

管轄当局	1) 南アフリカ警察庁（SAPS）および貿易産業省（DTI）。
侵害を構成する行為	模倣品取締法第 2 条（1）には、禁止行為および違反を構成する行為を明記している。 模倣品である物品について、以下を行うことはできない。 a) 当該物品を取引する目的の事業の過程において、ある者の占有またはその支配下に置くこと。 b) 物品を製造、生産または作成した者の私的および家庭での使用以外の目的で、製造、生産または作成すること。 c) 販売、または販売のために提案もしくは陳列すること。 d) それぞれ輸入者または輸出者の私的使用および家庭での使用のために輸入または輸出する場合を除き、共和国に輸入するかもしれない共和国を経由して輸入し、または共和国から輸出するかもしれない共和国を経由して輸出すること。 e) 以下の目的で頒布すること i) 取引目的、または ii) その他の目的であって、特定の保護対象物品に関する知的財産権者が侵害を受ける範囲のもの。または f) 取引の過程でその他の方法で処分すること

	模倣品取締法第2条（1）は、保護対象品が商標法および著作権法またはそのいずれかの点で侵害を構成することを要求している。
--	---

当局の取締対象	国境管理：コンテナ／航空運送／車両／個々の乗客 市場内：倉庫／工場／建物／正規のショッピングモール／非公式の業者／フリーマーケット。
登録および監視のシステムの有無	無一税関のみが登録制度を有している。
登録されている知的財産権	該当なし
登録にかかる期間	該当なし
登録のための正式手数料	規定手数料なし
必要書類	該当なし
その他の事項	該当なし
登録の存続期間	該当なし
模倣防止において援用される知的財産権	著作権および商標
強制捜査の場合に当局が権利者に提供する情報	写真／一覧表／押収品のサンプル
物品が確実に押収されていることを権利者が望む場合に、強制捜査の通知に対する権利者の応答時間	通常 10 日間
権利者が押収／停止を継続するための方法	民事訴訟
支払わなければならない供託金	該当なし（模倣の場合、法律事務所は、法執行機関に対して、捜索および押収活動を支援するためのいかなる金額も支払わない。法執行機関へのいかなる支払いも、賄賂とみなされることになる）。
処分を決定する機関	関連する高等裁判所（High Court）（管轄権に基づく）。
適用可能な措置／罰則	刑事事件の場合 初犯の場合－ 1 品目につき最高 5,000 南アフリカランド（約 330 米ドル。以下、ZAR）の罰金、または 3 年を超えない期間の禁固。 再犯の場合）－ 1 品目につき 1 万 ZAR（約 650 米ドル）の罰金または 5 年を超えない期間の禁固。 民事事件の場合 1) 損害賠償 2) 廃棄のための押収品の引渡し 3) 商標／著作権侵害に対する差止命令 4) 合理的なロイヤルティ

物品の廃棄は任意か、その場合は費用の負担者	あり裁判所の命令または和解がない場合、原告（訴訟依頼人）が費用を負担することになる。
その他の措置／罰則 （例、事業の停止、ライセンスの取消）の有無	無。ただし、地主・家主の責任は問われる。
全プロセスにかかる期間	留置から廃棄まで、おおよそ6ヵ月から12ヵ月。
知的財産権者にかかると想定される総費用	押収後：おおよそ373英ポンド（GBP）の追加費用（支払金を除く）には、税関からの留置品の正式な押収の通知の受領、押収通知の受領と精査、押収の報告、事件の最終的な解決までの保管のために、押収品を模造品保管庫に輸送する手配への参加、様々な救済を求める輸入者への要求書の送付、輸入者との和解交渉への参加および輸入者からの署名済みの誓約書の受領、模倣品の廃棄を承認する引渡通知の取得、物品を廃棄させる手配への参加および廃棄の確認書の受領が含まれる。 筆者は、事件が友好的に解決されない場合には、輸入者に対して民事訴訟を提起することが必要であることを述べる。これは、義務的なプロセスであり、これに従わない場合、結果として、模倣品が輸入者の手に渡ることになる。我々は、訴訟（召喚状および請求の詳細）により手続を開始し、被告に関する書類を送達するため高等裁判所の保安官と打ち合わせる。これらの出席に関連した費用は、支払金を除いておおよそ600GBPとする。 被告は、その後、（召喚状を受領した日から）10日の期間を有し、その期間内に被告の抗弁意思通知を提出する。当該通知が割り当てられた期間内に交付されない場合、我々は、単に裁判所に対し不履行による命令（Order by Default）を申請する。この出席に関連する費用は、おおよそ300GBPとする（支払金を除く）。不履行による命令を得ることにより、我々は、手続を進め、模倣品を廃棄し、被告に対して費用を請求することができる。

7.3.3 南アフリカにおける国境対策の概要

管轄当局の名称：南アフリカ歳入庁（SARS：South African Revenue Service）

SARS の責任

管轄当局は、SARS の一部門である関税局である。適用される法律は、模倣品の所有、製造、販売、輸入、頒布または処分が違法であることを規定する模倣品取締法第2条（1）である。権利登録制度が設けられており、これらの権利は、商標および著作権とすることができ、登録は、2年間存続する（登録の要件は、商標登録である）。

当局は、模倣品の可能性のある物品を発見した場合、留置命令を発行し、物品のサンプルを権利者に提供する。権利者は、留置を延長することを希望していることを確認するために5営業日の期間を有するが、供託金は支払われない。その後、事件は裁判が提起される。刑事事件として進行した場合

は、罰金または懲役を科すことができる。それが民事事件として進行する場合、差止命令、引渡しおよび損害賠償のような通常の救済手段が裁定され得る。

模倣品取締法および関税・物品税法の双方が、警察および SARS の当局者に対し、苦情申立てなしに疑わしい模倣品を押収する権限を与えていることは注目に値する。

国境対策

管轄当局	南アフリカ歳入庁（SARS）、関税・物品税局（Department of Customs and Excise）
侵害を構成する行為	模倣品取締法第 2 条（1）には、禁止行為および違反を構成する行為を定める。 模倣品である物品について、以下を行うことはできない。 g) 当該物品を取引する目的の事業の過程において、ある者の占有またはその支配下に置くこと。 h) 物品を製造、生産または作成した者の私的および家庭での使用以外の目的で、製造、生産または作成すること。 i) 販売、または販売のために提案もしくは陳列すること。 j) それぞれ輸入者または輸出者の私的使用および家庭での使用のために輸入または輸出する場合を除き、共和国に輸入するかもしれない共和国を経由して輸入し、または共和国から輸出するかもしれない共和国を経由して輸出すること。 k) 以下の目的で頒布すること iii) 取引目的、または iv) その他の目的であって、特定の保護対象物品に関する知的財産権者が侵害を受ける範囲のもの。または 1) その他の方法で取引の過程で処分すること 模倣品取締法第 2 条（1）は、保護対象品が商標法および著作権法またはそのいずれかの点で侵害を構成することを要求している。
登録システムの有無	あり
登録されている権利	商標および著作権
登録プロセスにかかる典型的な期間	2 年
登録のための公式手数料	規定手数料なし
登録に必要な文書	1) 税関登録文書（商標のリスト） 2) 委任状 3) 補償状 4) 最低数量通知書 登録の証拠。
登録に関するその他詳細事項	文書は、電子的に提出することができる。一つの文書に署名する者は、すべての文書に署名しなければならない。
登録の有効期間	証明書の日付から 2 年間。

物品を留置する場合に 当局が提供する情報	通常はサンプル。
権利者が留置の延長を 希望する場合、権利者 が留置通知に応答する までの期限	通常、サンプル受領の日から 5 営業日。依頼者が 5 日以内に物品を検 査することができる場合、延長を求めることができる。
留置の延期の要件	適合宣誓供述書の提出
供託金の支払いの有 無、有る場合の金額	なし
模倣者に対する罰則を 決定する者	関連する高等裁判所（管轄権に基づく）。
罰金の金額	刑事事件の場合 初犯の場合－ 1 品目につき最高 5,000 南アフリカランド（約 330 米ド ル。以下、ZAR）の罰金、または 3 年を超えない期間の禁固。 再犯の場合－ 1 品目につき 1 万 ZAR（約 650 米ドル）の罰金または 5 年を超えない期間の禁固。 民事事件の場合 1) 損害賠償 2) 廃棄のための押収品の引渡し 3) 商標／著作権侵害に対する差止命令 4) 合理的なロイヤルティ
物品の廃棄が可能な場 合、その費用の負担者	あり裁判所の命令または和解がない場合、原告（訴訟依頼人）が費用 を負担することになる。
その他の救済手段（営 業停止、免許取消等） の有無	税関の場合には、当該品目の関税に基づく罰金。
苦情申立てから事件に かかる想定期間	留置の日から物品の廃棄まで－ 6 ヶ月から 12 ヶ月。
想定される手続費用	記載されている見積料金は、通貨固有のものであることに留意されたい。 宣誓供述書：4,500ZAR の手数料（支払金を除く） 引渡通知：2,250ZAR の手数料（支払金を除く） 廃棄：2,250ZAR の手数料（支払金を除く） 支払金総額：270ZAR 宣誓供述書：手数料 510 ユーロ（支払金を除く） 引渡通知：手数料 255 ユーロ（支払金を除く） 廃棄：手数料 255 ユーロ（支払金を除く） 支払金総額：72 ユーロ 宣誓供述書：手数料 373GBP（支払金を除く） 引渡通知：手数料 186.50GBP（支払金を除く） 廃棄：手数料 186.50GBP（支払金を除く） 支払金総額：72GBP

	宣誓供述書-手数料 580 米ドル（支払金を除く） 引渡通知-手数料 290 米ドル（支払金を除く） 廃棄手数料 290 米ドル（支払金を除く） 支払金合計 78 米ドル
--	--

7.3.4 南アフリカにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要

知的財産に関する刑事事件は、下級裁判所である治安判事裁判所に提起することができる。当該請求は、模倣品の所有、製造、展示、頒布、輸入または販売に関するものとする。

しかし、すべての民事事件を含むほとんどの知的財産事件は、高等裁判所で開始される。上訴の場合には、これは最高控訴裁判所に送付される。ごくまれに憲法上の問題が関係する場合には、当該国の最高裁判所である憲法裁判所に上訴される場合がある。

民事訴訟においては、原告は、その権利が侵害されたことを立証する必要がある。成功した場合、権利者は、差止命令、侵害商標の除去または物品の廃棄命令、損害賠償、または不当利得の返還を受けることができる。

民事訴訟

1993 年法律第 195 号意匠法第 35 条は、意匠創作者が侵害訴訟を提起することを許容している。1993 年法律第 194 号商標法第 34 条は、商標所有者が侵害訴訟を提起することを許容している。一方、第 35 条は、周知の標章に対する保護を規定している。1978 年法律第 98 号著作権法第 23 条および第 24 条は、著作権者が侵害訴訟を提起することを許容している。1978 年法律第 57 号特許法第 65 条は、特許権者が侵害訴訟を提起することを許容している。

侵害を構成する行為	- 模倣品を取引する目的での模倣品の所持 - 模倣品の製造 - 模倣品の販売、借用、破壊、交換または販売のための紹介 - 模倣品の販売目的での公開展示 - 模倣品の頒布 - 模倣品の輸入 - 取引の過程における何らかの方法による模倣品の処分。
第一審裁判所に該当する裁判所	高等裁判所
利用可能な救済手段	- 差止命令 - 侵害商標の除去命令または除去が不可能な場合は引渡命令 - 損害賠償 - 損害賠償の代わりに、ロイヤルティ
事件にかかる平均期間	2 年
想定する法的費用、および保管料、公的手数料のようなその他の費用	10 万 ZAR（約 6,520 米ドル）、押収の数量により異なる

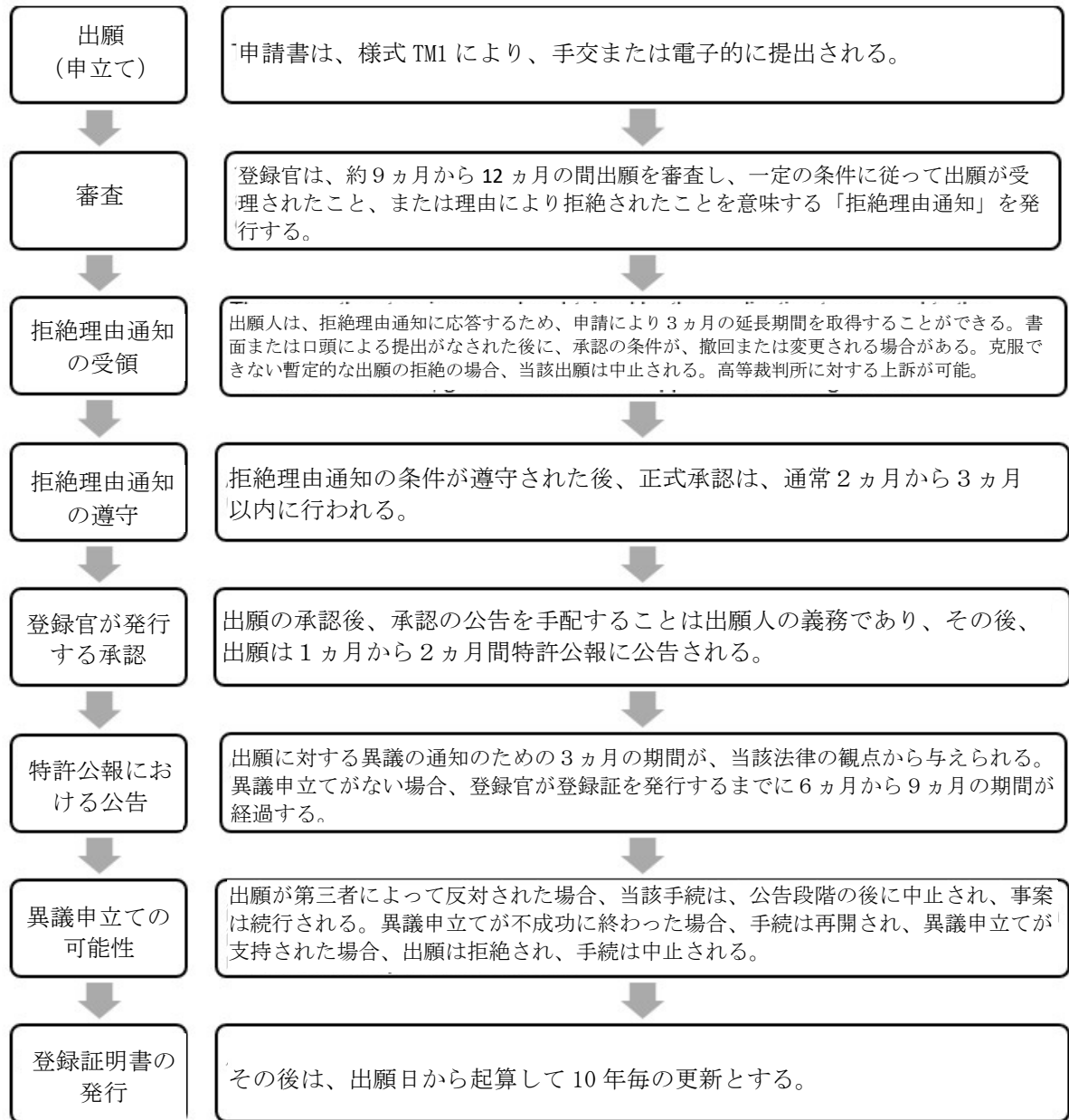
刑事訴訟

1997 年法律第 37 号模倣品取締法第 2 条は、模倣品の取引として分類される一連の行為に対する刑事犯罪を定めている。模倣品は、商標権および著作権を対象とし得る。

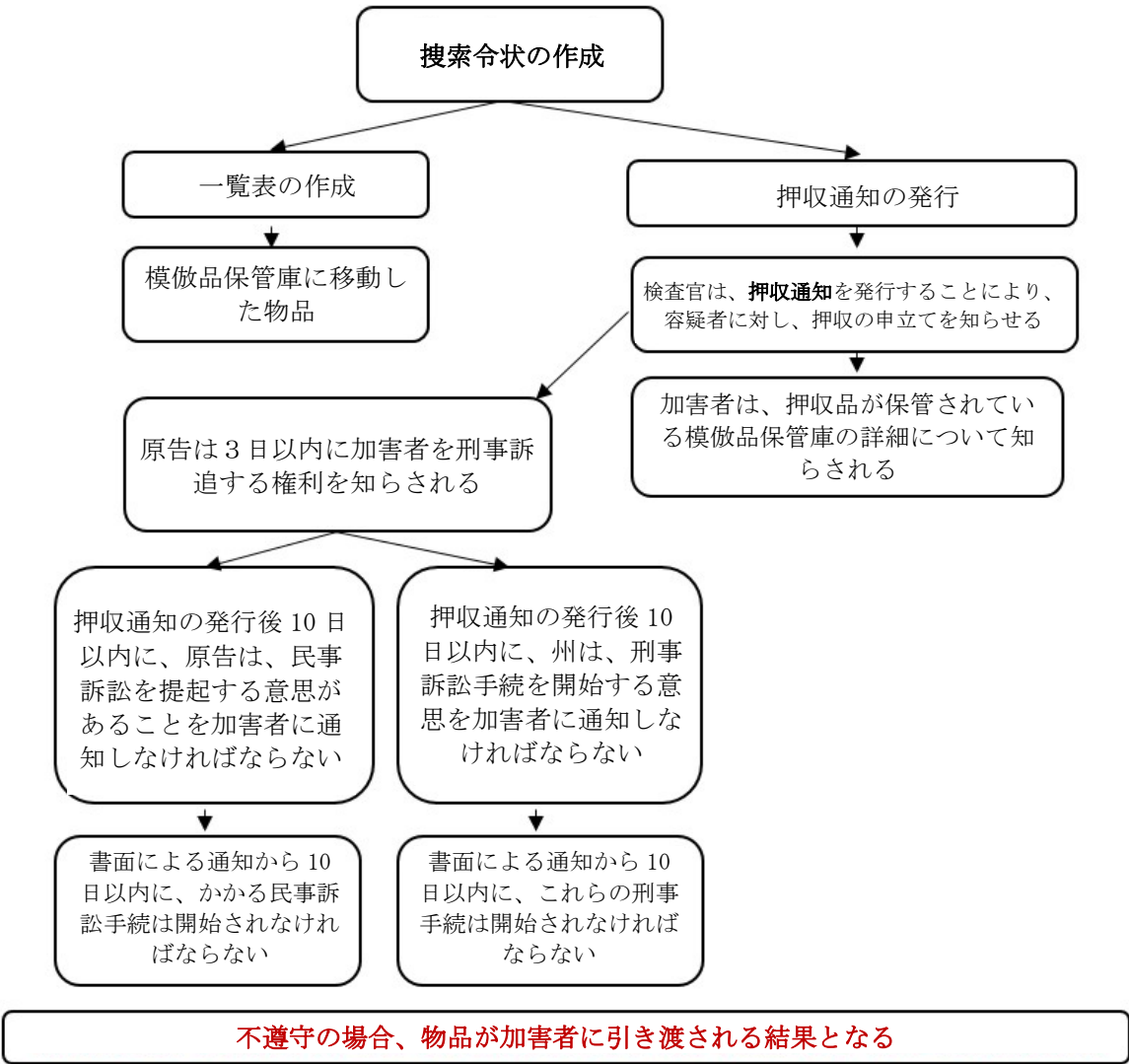
犯罪を構成する行為	- 模倣品を取引する目的での模倣品の所持 - 模倣品の製造 - 模倣品の販売、借用、破壊、交換または販売のための紹介 - 模倣品の販売目的での公開展示 - 模倣品の頒布 - 模倣品の輸入 - 取引の過程における何らかの方法による模倣品の処分
申立てを受け付ける者	- 警察 - SARS 長官 - 貿易産業省(The Ministry of Trade and Industry)。
職権上の行為の有無	あり。模倣品取締法および関税・物品税法は、警察および SARS の当局者に対し、事前の告訴の必要なしに、疑わしい模倣品を押収する権限を与えている
処分を決定する者	南アフリカの裁判所（通常は高等裁判所）
罰金の有無、有の場合の金額	初犯については 1 商品につき最高 5,000 南アフリカランド（約 330 米ドル。以下、ZAR）、再犯については 1 条品目につき最高 1 万 ZAR（約 650 米ドル）とする。
廃棄の有無と、有の場合の費用負担者	ブランド保有者
その他の救済手段—営業停止、免許取消	なし
想定される訴訟期間	1 年から 3 年
倉庫などの費用を含む、想定費用	1 万 ZAR（約 650 米ドル）、差押えの数量により異なる。

7.4 フローチャート

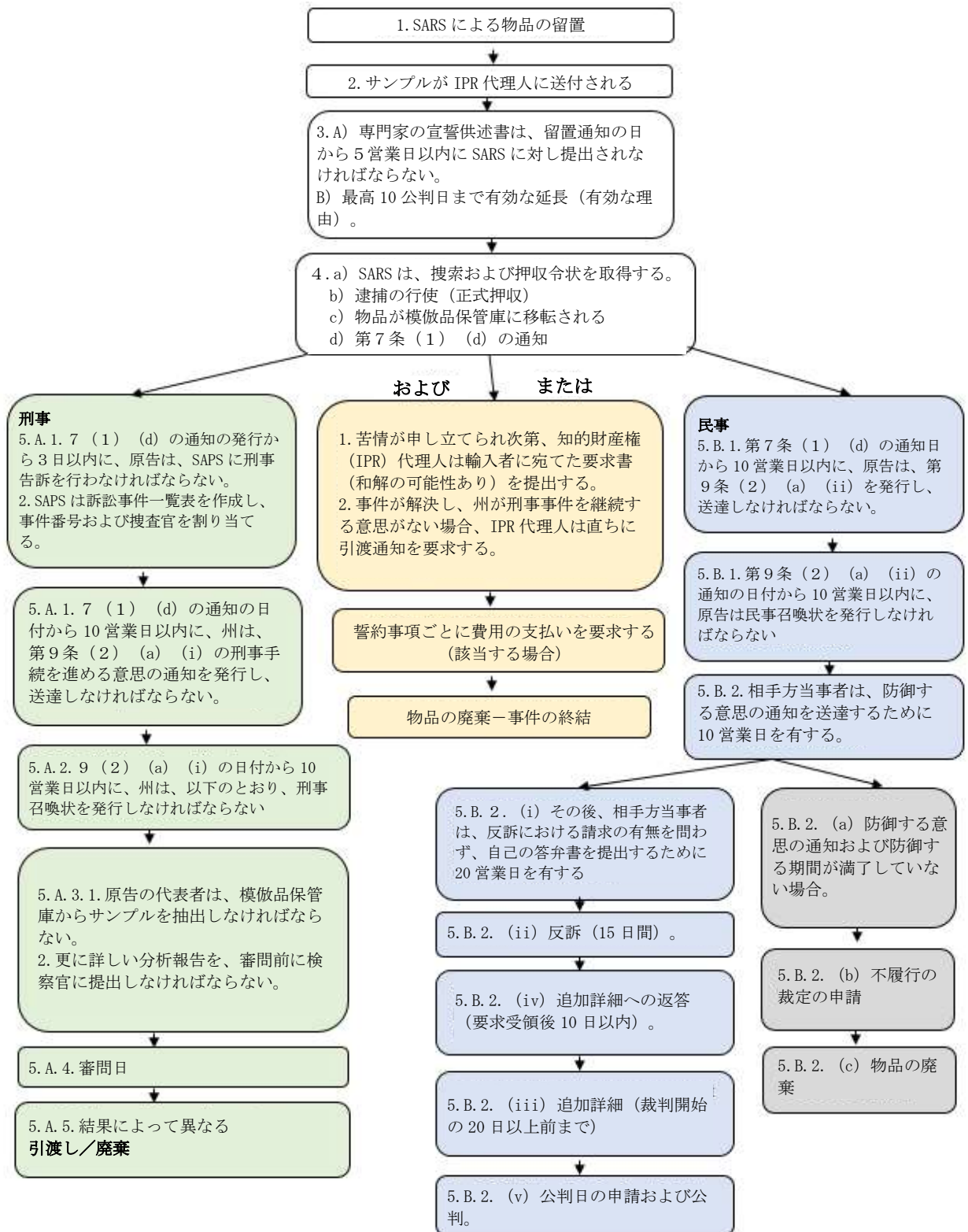
南アフリカにおける商標出願手続のフローチャート



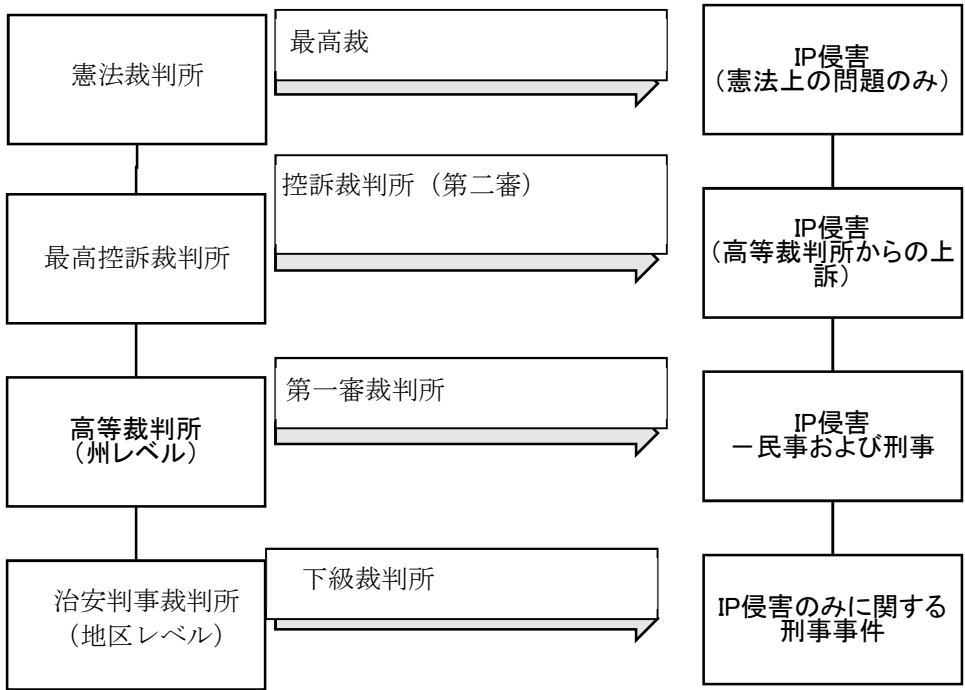
南アフリカにおける行政措置のフローチャート



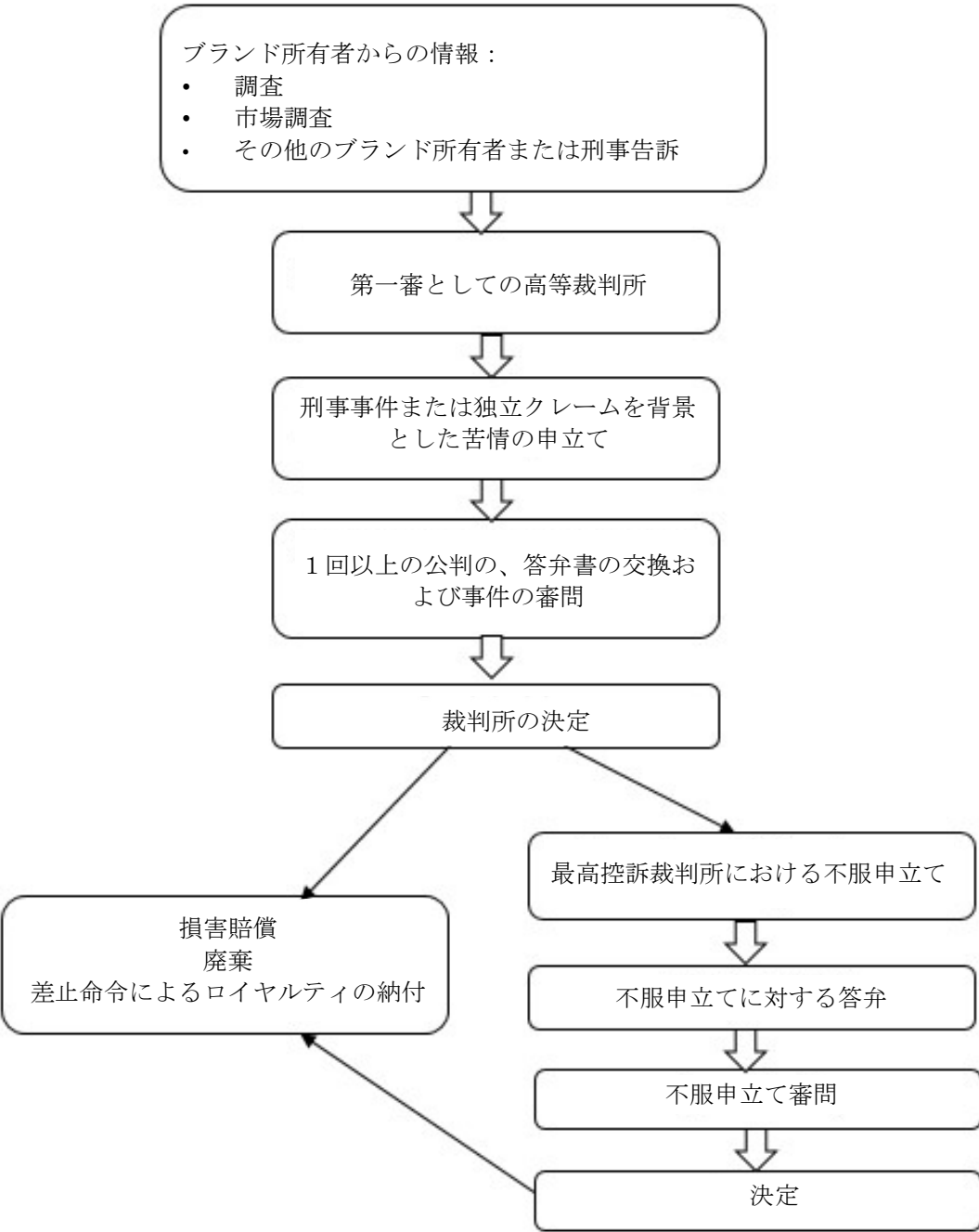
南アフリカにおける国境対策のフローチャート



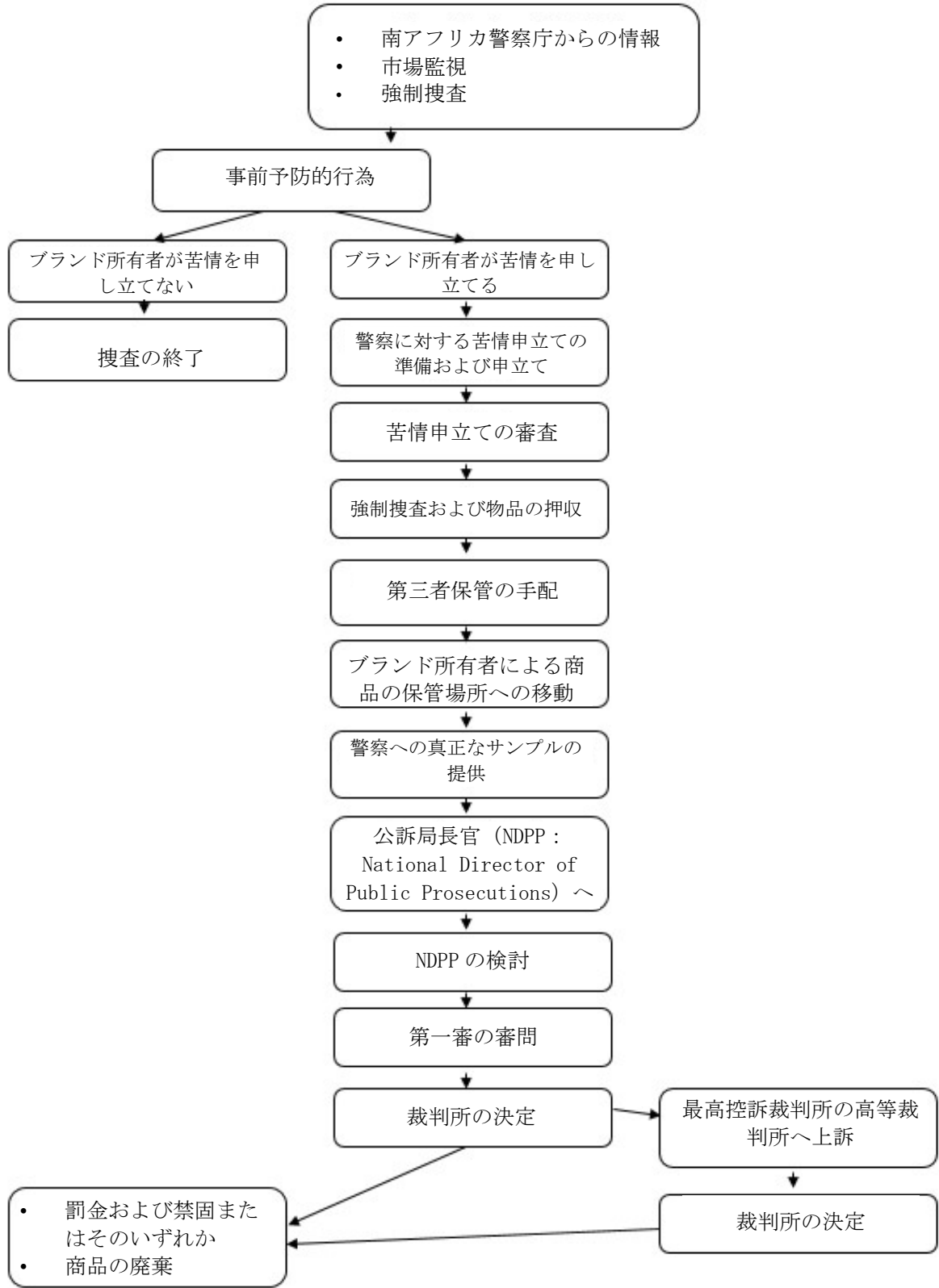
フローチャートー南アフリカの裁判制度の概要：



南アフリカにおける民事訴訟のフローチャート：



南アフリカにおける刑事訴訟のフローチャート



8. タンザニア

8.1 当該国の知的財産の状況

タンザニアにおける知的財産法は、1994 年特許（登録）法（the Patents (Registration) Act 1994）、1994 年商標およびサービスマーク法（the Trade and Services Marks Act 1994）、2005 年商品標章法（the Merchandise Marks Act 2005）および 2006 年著作権および著作隣接権法（the Copyright and Neighbouring Rights Act 2006）から成る。国際的合意に関しては、タンザニアはアフリカ広域知的財産機関の枠組内における特許および意匠に関するハラレ議定書（the Harare Protocol on Patents and Industrial Designs within the Framework of the African Regional Intellectual Property Organisation (ARIPO)）、ならびにパリ条約（the Paris Convention）および特許協力条約（PCT: the Patent Cooperation Treaty）に加盟している。

著作権以外のすべての権利に関する知的財産機関は、営業登録・実施許諾局（the Business Registrations and Licensing Agency）である。著作権については、タンザニア著作権協会（the Copyright Society of Tanzania）がある。模倣防止活動に関して責任のある機関は、公正競争委員会（FCC: the Fair Competition Commission）である。オンラインの商標侵害を取扱う代理人は、営業登録・実施許諾局である。

国内の知的財産法およびタンザニアが加盟している条約

	法律の名称	発効日
特許法	特許（登録）法（Cap217） ⁹⁵	1994 年 9 月 1 日
実用新案法	特許（登録）法（Cap217）	1994 年 9 月 1 日
意匠法	アフリカ広域知的財産機関の枠組内における特許および意匠に関するハラレ議定書（1982 年 ⁹⁶	1999 年 9 月 1 日
商標法	商標およびサービスマーク法（Cap326）	1994 年 10 月 1 日
著作権法	著作権および著作隣接権法 ⁹⁷	2006 年 8 月 4 日
模倣防止に特化した法律	商品標章法	2005 年 4 月 15 日
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）	あり	2016 年 3 月 14 日
パリ条約	工業所有権の保護に関するパリ条約	1963 年 6 月 16 日
PCT	PCT	1999 年 9 月 14 日

⁹⁵ https://www.brela.go.tz/brela_uploads/documents/5_2002.pdf

⁹⁶ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2020/01/Harare-Protocol-2020-Edition-1.pdf>

⁹⁷ <https://wipolex.wipo.int/en/text/179714>

ハーグ協定のジュネーブ改正協定	関連性なし	関連性なし
マドリッド協定議定書	関連性なし	関連性なし

タンザニア国内の知的財産関連機関

	国内の IP 関連事務所の名称	URL
特許	営業登録・実施許諾局	https://www.brela.go.tz
実用新案	営業登録・実施許諾局	https://www.brela.go.tz
工業意匠	アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）	https://www.aripo.org
商標	営業登録・実施許諾局	https://www.brela.go.tz
著作権	タンザニア著作権協会	http://www.cosota.go.tz/
模倣防止に特化した法律	公正競争委員会（FCC）	https://www.competition.or.tz
オンラインの商標侵害への対応、特に商標侵害情報のウェブサイトからの削除	営業登録・実施許諾局	https://www.brela.go.tz

8.2 知的財産権の出願

タンザニアにおける商標出願および登録の数

年	商標出願数	商標登録数
2019	非公開	非公開
2018	非公開	非公開
2017	非公開	非公開
2016	非公開	非公開
2015	非公開	非公開

8.3 模倣防止対策

8.3.1 タンザニアにおける模倣防止対策の概要

商標、特許および著作権はすべて、模倣品取締法事件において取り上げられ得るが、商標侵害が圧倒的に最も一般的な訴訟原因であることは注目に値する。

行政措置に関しては、管轄当局は、営業登録・実施許諾局、タンザニア著作権協会および FCC である。

当局は、侵害品を押収する権利を有し、市場、店舗および倉庫を取締対象とする。模倣品の疑いがある物品が押収された場合、主席検査官は、権利者に担保を提供するよう要求するか、または物品の不当な押収に対する異議申立ての費用を負担することの約束を要求することができる。主席検査官は、適切な罰金を決定し、これには罰金または禁固を含むことができる。物品の廃棄も命令することができる。

国境対策については、管轄当局はタンザニア歳入庁（TRA：Tanzania Revenue Authority）である。TRA には権利登録制度が存在しないという事実にもかかわらず、保護された商品と実質的に類似したコピー（「模倣品」という用語も使用される）が製造または販売のために提供される場合には、TRA は介入する権限を有する。実質的に類似したコピーが発見された場合、TRA は、販売停止通知を発行し、権利者に対し、侵害の疑いのある物品のサンプルを提供する。権利者は、販売停止の延長を求めるために 3 日の期間を有する。主席検査官（Chief Inspector）はまた、権利者に対して、物品の不当な押収に対する請求の結果生じる可能性のある費用または損害について、担保を提供するよう要求することができる。主席検査官が当該事件について決定を下す。主席検査官は、実質的な罰金命令を発行することができ、また模倣者に物品を廃棄する費用を支払うことを要求することができる。

裁判に関しては、主席検査官が処理した事件（前述の「行政」参照）は、公正競争委員会裁判所（Fair Commission Tribunal）に上訴され、最終的にはタンザニア控訴裁判所（the Court of Appeal of Tanzania）に上訴される。

商標、特許または著作権に関する民事侵害訴訟については、これらは地方裁判所（the District Court）および高等裁判所（High Court）で最初に審理される。利用可能な救済手段には、侵害の宣言、差止命令、不当利得、侵害に使用された機器の差押えおよび損害賠償が含まれる。上訴は、控訴裁判所（the Court of Appeal）に提起される。

刑事手続に関しては、次の事件を対象とする。知的財産権を侵害する目的でコンピューターシステムを使用すること、意図的に著作権を侵害すること、模倣品を製造、輸入または取引すること、模倣品製造に使用される機械を所有すること、偽装表示を行うこと。ここでの苦情申立ては、主席検査官によって受理され、同人は、当該事件について決定を下す。懲罰は、重大な罰金の形態をとり得る。

ブランド所有者は、（他の当事者から提供された）公務員側の汚職または賄賂の可能性を排除すべきではない。アフリカでは汚職が蔓延しており、残念ながら、賄賂により問題に直面する可能性は排除できない。

救済手段

救済手段	次の3種類の措置から選択してください。行政上、民事上、刑事上の措置
特許	民事上の措置
実用新案	民事上の措置
工業意匠	民事上の措置
商標	民事上の措置および刑事上の措置
著作権	民事上および刑事上の措置

8.3.2 タンザニアにおける行政措置の概要

管轄当局の名称：様々

様々な組織の責任：

行政措置に関しては、管轄当局は、営業登録・実施許諾局、タンザニア著作権協会および FCC である。

当局は、侵害品を押収する権利を有し、市場、店舗および倉庫を取締対象とする。模倣品の疑いのある物品が押収された場合、商品の主席検査官は、権利者に担保を提供することを要求するか、または物品の不当な押収に対するいかなる請求の費用も負担することを約束することを要求することができる。主席検査官は、適切な罰金を決定し、これには罰金または禁固を含むことができる。物品の廃棄も命令することができる。

諸機関の措置：

管轄当局	営業登録・実施許諾局
	タンザニア著作権協会
	公正競争委員会（FCC）
侵害を構成する行為	登録商標と同一または酷似する商標の使用（1986 年商標およびサービスマーク法第 32 条（1））
	特許権者以外の者であって、授權されていない者が、法律第 36 条に基づく行為を行う場合。（特許（登録）法第 66 条）
当局の取締対象	市場および倉庫
登録および監視のシステムの有無	なし
登録されている知的財産権	該当なし

登録にかかる期間	該当なし
登録のための正式手数料	該当なし
必要書類	該当なし
その他の事項	該当なし
登録の存続期間	該当なし
模倣防止において援用される知的財産権	商標およびサービスマーク
	特許
	著作権
強制捜査の場合に当局が権利者に提供する情報	該当なし
物品が確実に押収されていることを権利者が望む場合に、強制捜査の通知に対する権利者の応答時間	該当なし
権利者が押収／停止を継続するための方法	商品標章主席検査官（Chief Inspector of Merchandise Marks）命令
支払わなければならない供託金	商品の主席検査官は、物品が侵害品でないことが判明した場合には、申立人／原告に対し、十分な担保を提供するか、または請求に起因する費用もしくは責任を補償する約束もしくは保証状を引き受けることを要求することができる。
処分を決定する機関	商品標章の主席検査官
適用可能な措置／罰則	罰金および禁固
物品の廃棄は任意か、その場合は費用の負担者	任意。費用は、貨物取扱人／模倣者が負担することとする。
その他の措置／罰則（例、事業の停止、ライセンスの取消）の有無	なし

全プロセスにかかる期間	当局の都合による。
知的財産権者にかかると想定される総費用	1,300 米ドルから 2,500 米ドル

8.3.3 タンザニアにおける国境対策の概要

管轄当局の名称：タンザニア歳入庁（TRA：Tanzania Revenue Authority）

TRA の責任

管轄当局は TRA とする。

TRA には権利登録制度が存在しないという事実にもかかわらず、保護された商品と実質的に類似したコピー（「模倣品」という用語も使用される）が製造または販売のために提供される場合には、TRA は介入する権限を有する。実質的に類似したコピーが発見された場合、TRA は、販売停止通知を発行し、権利者に対し、侵害の疑いのある物品のサンプルを提供する。権利者は、販売停止の延長を求めるために 3 日の期間を有する。また、商品の主席検査官は、権利者に対して、物品の不当な押収に対する請求の結果生じ得る、すべての費用または損害に対する担保を提供することを要求することができる。商品の主席検査官が当該事件について決定を下す。主席検査官は、実質的な罰金命令を発行することができ、また模倣者に物品を廃棄する費用を支払うことを要求することができる。

国境対策

管轄当局	タンザニア歳入庁（TRA）
侵害を構成する行為	2008 年商品標章規則は、第 1 部第 2 条において、次のものが侵害行為（模倣をいう）とみなされる旨規定している。 「保護対象物品に関して、タンザニア国内またはその他の地域に存在するいかなる知的財産権の所有者の権限も有しない場合には (a) タンザニア国内であるか、その他の地域であるかを問わず、いずれかの物品の製造、生産、梱包、ラベル貼付または作成であって、それによるその他の物品が保護対象物品と同一または実質的に類似しているもの。 (b) タンザニアまたはその他の地域を問わず、当該知的財産権の主題であるものまたはその模倣品を製造し、生産しまたは作成することにより、その他の物品が、前記権利者の保護対象物品であるか、または前記権利者の許諾に基づいて製造、生産もしくは作成された物品であるとして混同するか、そのように受け取られること。 (c) 著作者の権利または関連する権利を侵害して、タンザニアまたはその他の地域においてコピーを製造、生産または作成すること。

登録システムの有無	なし
登録されている権利	該当なし
登録プロセスにかかる典型的な期間	該当なし
登録のための公式手数料	該当なし
登録に必要な文書	該当なし
登録に関するその他詳細事項	該当なし
登録の有効期間	該当なし
物品を留置する場合に当局が提供する情報	物品のサンプル
権利者が留置の延長を希望する場合、権利者が留置通知に応答するまでの期限	通知受領後 3 営業日
留置の延期の要件	商品標章主席検査官命令
供託金の支払いの有無、有る場合の金額	商品の主席検査官は、物品が侵害品でないことが判明した場合には、申立人／原告に対し、十分な担保を提供するか、または請求に起因する費用もしくは責任を補償する約束もしくは保証状を引き受けることを要求することができる。
模倣者に対する罰則を決定する者	商品標章の主席検査官 公正競争裁判所
罰金の金額	初犯の場合： （a）違反が関係する模倣品を取引するという特定の行為に関連する、事件または品目について、物品の時価での総小売価格の 3 倍を下回らない金額か、または 1,000 万シリングを超えない金額のうち、高い方の金額の罰金に処する。または 再犯での有罪判決の場合： （b）違反が関係する模倣品を取引する特定の行為に関連する、事件または品目について、物品の時価での小売価格の 5 倍を下回らない金額か、または 5,000 万シリング以上の金額のうち、高い方の金額の罰金に処する
物品の廃棄が可能な場合、その費用の負担者	任意。費用は、貨物取扱人／模倣者が負担することとする。
その他の救済手段（営業停止、免許取消等）の有無	なし

苦情申立てから事件にかかる想定期間	当局の都合による
想定される手続費用	1,300 米ドルから 2,500 米ドル

8.3.4 タンザニアにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要

商品標章主席検査官（上記の行政を参照）によって処理された事件は、公正競争委員会裁判所に上訴することができ、最終的にはタンザニア控訴裁判所に上訴することができる。

商標、特許または著作権に関する民事侵害訴訟については、これらは地方裁判所および高等裁判所で最初に審理される。利用可能な救済手段には、侵害の宣言、差止命令、不当利得、侵害に使用された機器の差押えおよび損害賠償が含まれる。民事上の請求の場合は、事件は地方裁判所または高等裁判所で始まり、いずれの場合も、控訴裁判所に対する上訴権がある。

刑事手続に関しては、次の事件を対象とする。知的財産権を侵害する目的でコンピューターシステムを使用すること、意図的に著作権を侵害すること、模倣品を製造、輸入または取引すること、模倣品製造に使用される機械を所有すること、偽装表示を行うこと。ここでの苦情申立ては、商品標章の主席検査官によって受領され、同人は事件について裁定する。懲罰は、重大な罰金の形態をとり得る。

民事訴訟

侵害を構成する行為	登録商標と同一または酷似する商標の使用（1986 年商標およびサービスマーク法第 32 条（1）） 特許権者以外の者であって、授權されていない者が、法律第 36 条に基づく行為を行う場合。（特許（登録）法第 66 条） （i）著作物、録音もしくは放送番組の複製を防止もしくは制限すること、または作成されたコピーの品質を損なうことを意図した装置または手段を回避するために特別に設計または採用された装置または手段を、販売または賃貸するために製造または輸入する行為。 （ii）放送されまたはその他の方法で公共（衛星を含む）に伝達される暗号化されたプログラムを、そのプログラムを受信する権利を有しない者が受信することを可能にするかまたは支援することができる装置または手段を、販売または賃貸するために製造または輸入する行為。 （iii）権限なく電子著作権管理情報を削除または変更すること （iv）権限なく電子著作権管理情報が削除または変更されたことを知って、または知るべき理由がある状態で、著作物、実演、録音または放送番組を権限なく頒布、頒布のための輸入、放送、公衆への通信または公衆利用に供すること。 （2）（1）（i）で言及する違法な装置および手段、ならびに著作権管理情報が削除されるかまたは当該情報が変更されたコピーは、著作物の侵害コピーとみなされるものとし、本項（1）で言及する違法な行為は、民事救済および刑事制裁が適用される著作権または隣接権の侵害として取扱われるものとする。
第一審裁判所に該当する裁判所	地方裁判所および高等裁判所
利用可能な救済手段	侵害の宣言

	差止命令 侵害行為を通じて得られた富（不当利得）の放棄 侵害のために使用された手段または機器および侵害の標識が付された製品の差押え 損害賠償の請求
事件にかかる平均期間	裁判所の都合による
想定する法的費用、および保管料、公的手数料のようなその他の費用	不明

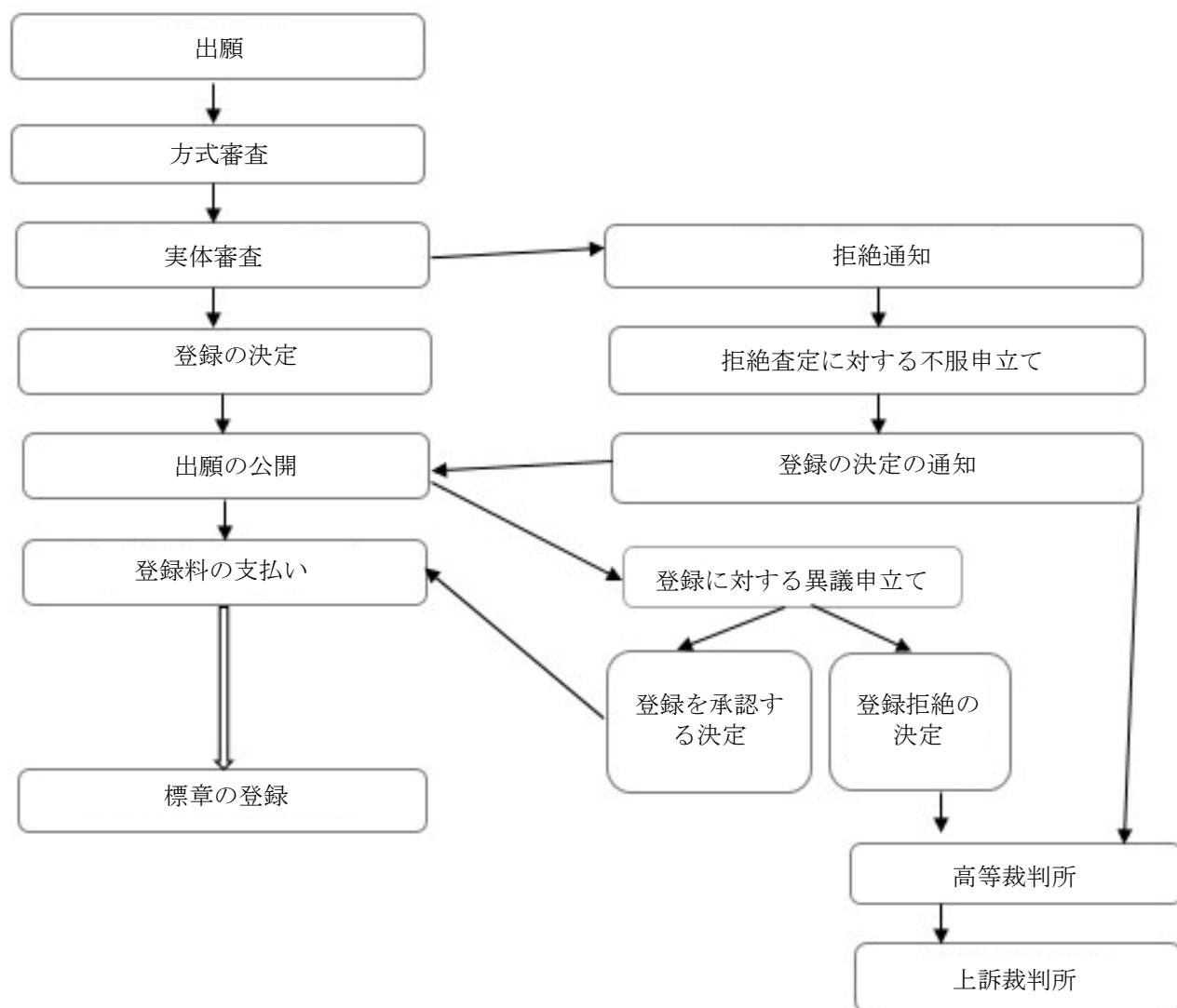
刑事訴訟

犯罪を構成する行為	すべての成文法に基づいて保護された知的財産権に違反する意図のあるコンピューターシステムの使用。 個人が故意に、著作権および著作隣接権法に基づき保護される権利を侵害しまたは侵害されるようにさせる場合。 i. 模倣品の所有、占有または管理 ii. 模倣品の製造、生産または作成 iii. 模倣品の販売、借用、交換、申込、または販売の申込を行うこと、模倣品を陳列または展示すること iv. 模倣品の頒布 v. 模倣目的での使用のために、いずれかの金型、ブロック、機械またはその他の器具を所有または占有もしくはは管理していること vi. 輸入者または輸出者による私的または家庭内使用の場合を除き、タンザニア内外に輸入し、輸出し、通過させまたは積替えさせること vii. 物品に虚偽の取引表示を貼付すること、または viii. 他の方法による模倣品の処分
申立てを受け付ける者	商品標章の主席検査官
職権上の行為の有無	なし
処分を決定する者	商品標章の主席検査官
罰金の有無、有の場合の金額	初犯の場合： （a）違反が関係する模倣品を取引するという特定の行為に関連する、事件または品目について、物品の時価での総小売価格の3倍を下回らない金額か、または1,000万シリングを超えない金額のうち、高い方の金額の罰金に処する。または 再犯での有罪判決の場合： （b）違反が関係する模倣品を取引する特定の行為に関連する、事件または品目について、物品の時価での小売価格の5倍を下回らない金額か、または5,000万シリング以上の金額のうち、高い方の金額の罰金に処する
廃棄の有無と、有の場合の費用負担者	任意。費用は、貨物取扱人／模倣者が負担することとする。

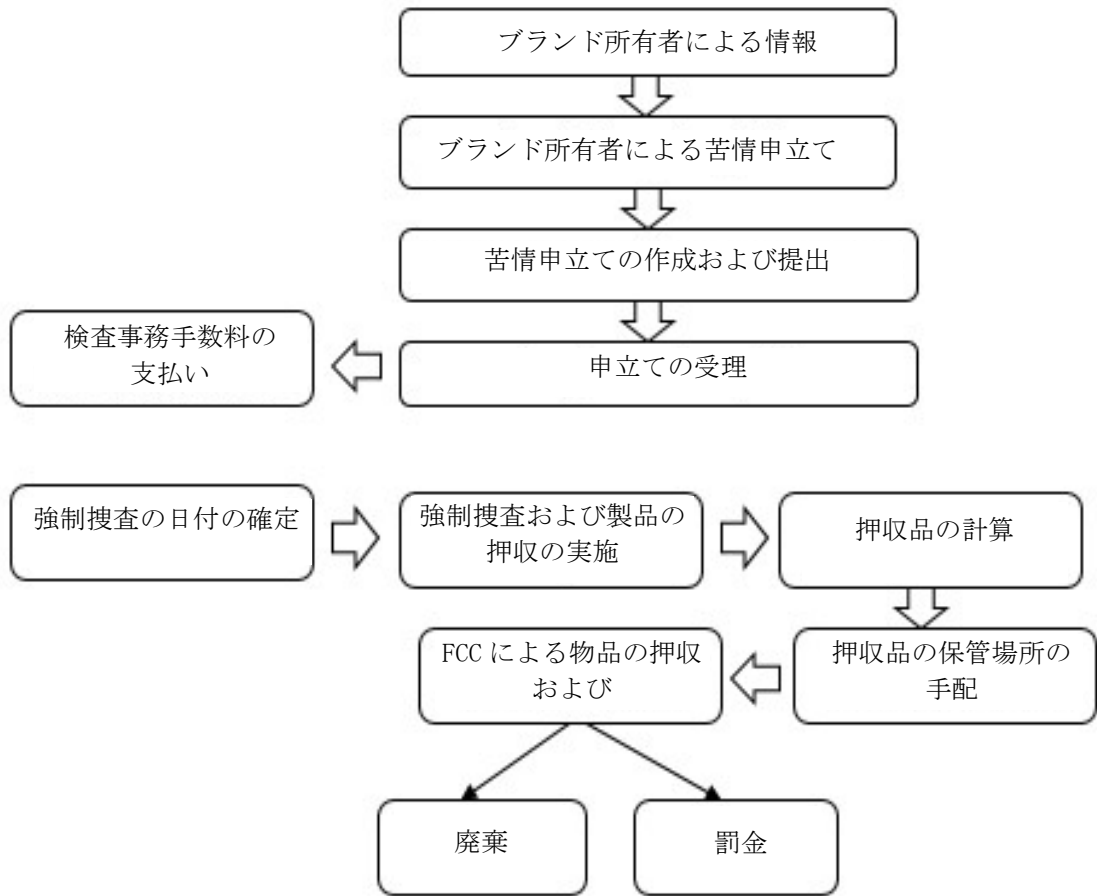
その他の救済手段－営業停止、免許取消	なし
想定される訴訟期間	当局の都合による
倉庫などの費用を含む、想定費用	保管費用は、苦情申立人または権利者が負担し、補償契約に備えて確保しておくものとする。

8.4 フローチャート

タンザニアにおける商標出願手続のフローチャート



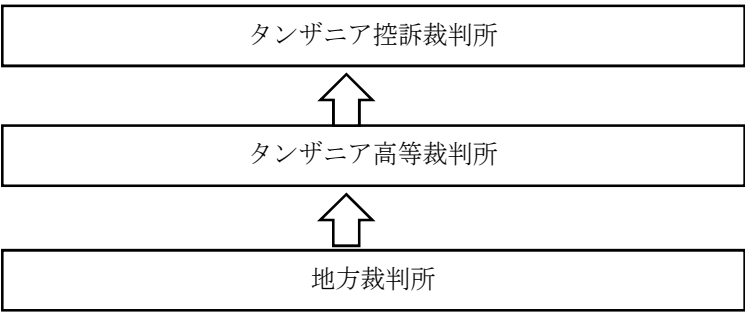
タンザニアにおける行政措置のフローチャート



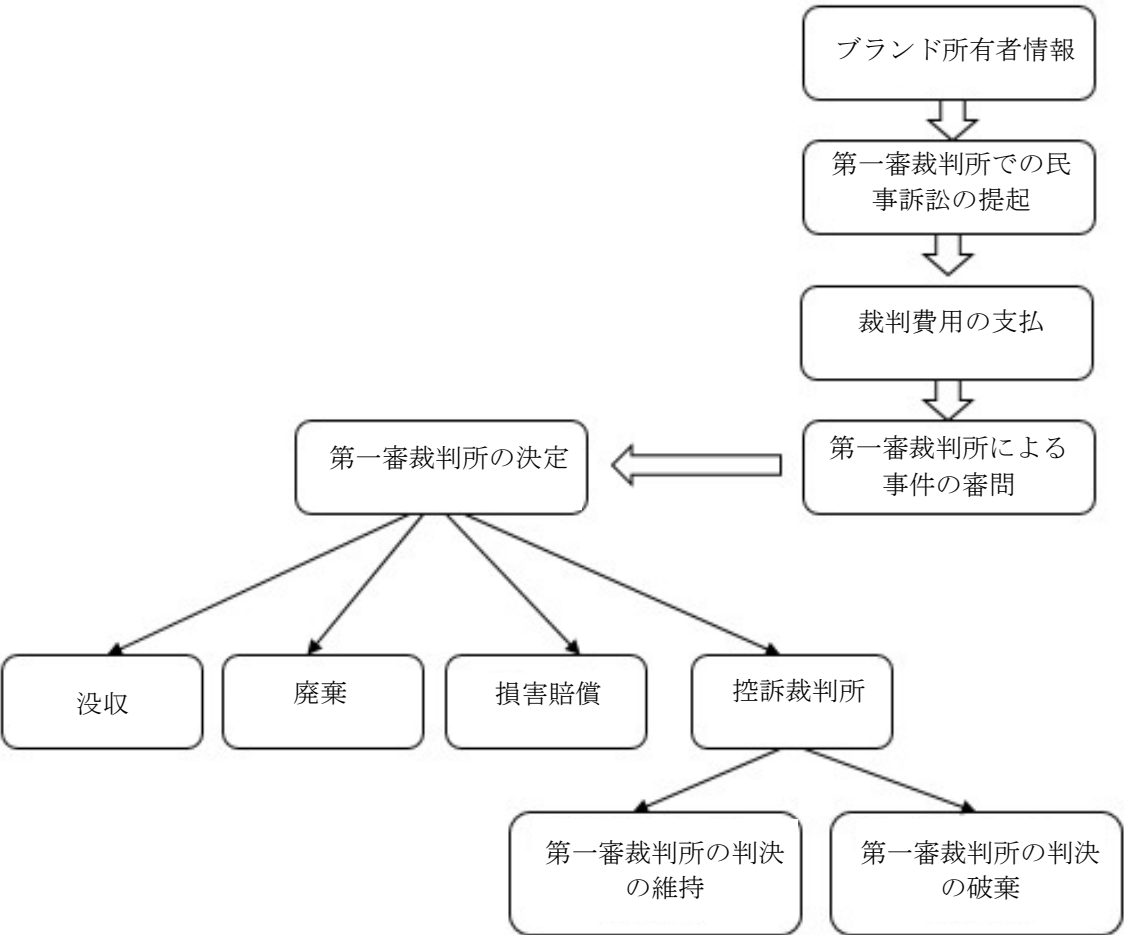
タンザニアにおける国境対策のフローチャートー該当なし

タンザニアには特定の権利登録制度は存在しない。

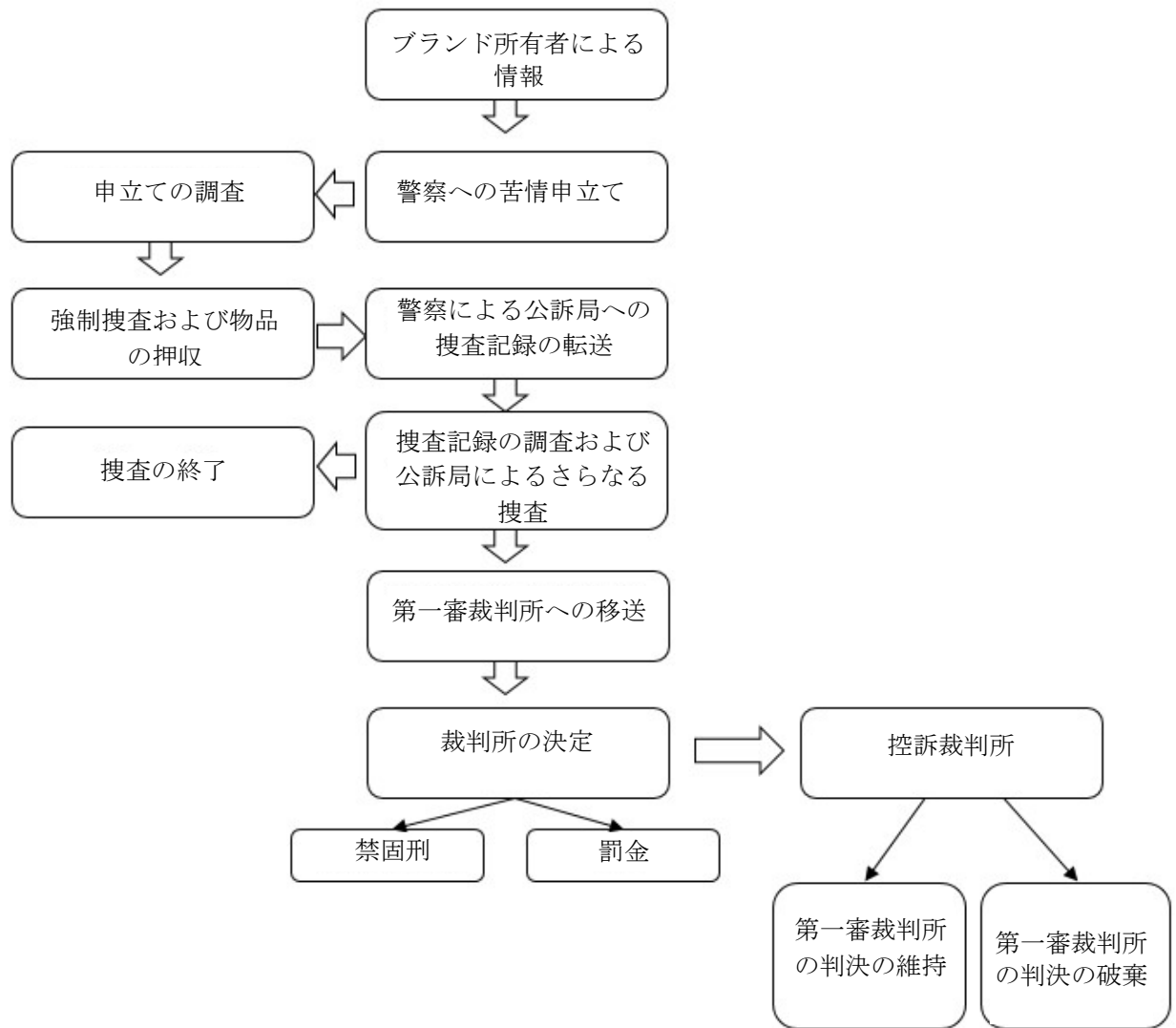
フローチャートータンザニアの裁判制度の概要：



タンザニアにおける民事訴訟のフローチャート：



タンザニアにおける刑事訴訟のフローチャート



9.ウガンダ

9.1 当該国の知的財産の状況

ウガンダには、かなりの知的財産法および知的財産関連法がある。特許および意匠は 2014 年工業所有権法 (the Industrial Property Act 2014) の、商標は 2010 年商標法 (the Trademarks Act 2010) の、著作権は 2006 年著作権および著作隣接権法 (the Copyright and Neighbouring Rights Act 2006) の、ならびに営業秘密は 2009 年営業秘密法 (the Trade Secrets Act 2009) の対象とされる。2011 年電子取引法 (The Electronic Transactions Act of 2011) は、ノーティス・アンド・テイクダウン、およびインターネット・サービス・プロバイダの責任について規定している。2009 年国家環境法 (The National Environment Act 2009) および国家環境 (遺伝資源へのアクセスおよび利益分配) 規則 (the National Environment (Access to Genetic Resources and Benefit Sharing) Regulations) は、いずれも遺伝資源を扱う。

審理中の法律もある。2015 年の模倣品取締法案 (the Anti-Counterfeiting Goods Bill of 2015) は、未だ可決されておらず、一方 2013 年の地理的表示法 (the Geographical Indications Act 2013) は、未だ施行されていない。2014 年種苗法 (The Plant Variety Protection Act 2014) も、未だ発効していない。

国際条約に関しては、ウガンダは TRIPS、パリ条約 (the Paris Convention)、特許協力条約 (PCT: the Patent Cooperation Treaty)、著作権および盲人の権利を扱うマラケシュ条約 (the Marrakesh Treaty dealing with copyright and the rights of blind people)、ハラレ議定書 (the Harare Protocol) およびバンジュール議定書 (the Banjul Protocol) (共に ARIPO を扱っている)、著作権の任意登録に関するカンパラ議定書 (the Kampala Protocol on Voluntary Registration of Copyright)、文化表現の多様性の保護および促進に関する条約 (the Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions)、生物多様性条約 (the Convention on Biological Diversity) および遺伝資源へのアクセスに関する名古屋議定書 (the Nagaya Protocol on Access to Genetic Resources) に署名している。

特許、意匠、商標および著作権に関する知的財産登録機関は、知的財産局 (Directorate of Intellectual Property) のウガンダ登録サービス局 (URSB: Uganda Registration Services Bureau) である。特殊な模倣品取締部門はない。

ウガンダ国内の知的財産法

	法律の名称	発効日
特許法	工業所有権法 (2014 年第 3 号) ⁹⁸	2015 年 4 月 1 日
	工業所有権規則 (Industrial Property Regulations) (2017 年 S. I. No. 12) ⁹⁹	2017 年 2 月 10 日
	工業所有権 (手数料) 規則 (Industrial Property (Fees) Regulations) (2017 年 S. I. No. 32) ¹⁰⁰	2017 年 6 月 2 日
実用新案法	工業所有権法 (2014 年第 3 号) ¹⁰¹	2015 年 4 月 1 日
	工業所有権規則 (2017 年 S. I. No. 12)	2017 年 2 月 10 日

⁹⁸ <https://ursb.go.ug/wp-content/uploads/2018/08/Industrial-Property-Act-2014-1.pdf>

⁹⁹ <https://ursb.go.ug/wp-content/uploads/2018/08/INDUSTRIAL-PROPERTY-REGULATIONS.pdf>

¹⁰⁰ <https://ursb.go.ug/wp-content/uploads/2018/08/Industrial-Property-Fees-Regulations-2017.pdf>

¹⁰¹ <https://ursb.go.ug/wp-content/uploads/2018/08/Industrial-Property-Act-2014-1.pdf>

	法律の名称	発効日
	工業所有権（手数料）規則（2017 年 S. I. No. 32）	2017 年 6 月 2 日
意匠法	工業所有権法（2014 年第 3 号）	2015 年 4 月 1 日
	工業所有権規則（2017 年 S. I. No. 12）	2017 年 2 月 10 日
	工業所有権（手数料）規則（2017 年 S. I. No. 32）	2017 年 6 月 2 日
商標法	商標法（2010 年） ¹⁰²	2010 年 9 月 3 日
	商標規則（The Trademarks Regulations）（2012 年 S. I. No. 58） ¹⁰³	2010 年 9 月 4 日
	商標（修正）規則（The Trademarks（Amendment） Regulations）（2021 年 S. I. No. 9） ¹⁰⁴	2021 年 2 月 5 日
著作権法	著作権および著作隣接権法（2006 年第 19 号） ¹⁰⁵	2006 年 8 月 4 日
	著作権および著作隣接権規則（The Copyright and Neighbouring Rights Regulations）（2010 年 S. I. No. 1） ¹⁰⁶	2010 年 1 月 15 日
電子取引法	電子取引法（2011 年第 8 号） ¹⁰⁷ （（インターネット）サービスプロバイダの責任およびノーティス・アンド・テイクダウンに関して規定する。）	2011 年 4 月 15 日
模倣防止に特化した法律	専用の模倣品取締法はない	
	模倣品取締法案 2015 年法律第 30 号	2015 年 10 月 16 日官報に掲載されたが、未採択。
地理的表示法	地理的表示法（2013 年第 8 号） ¹⁰⁸	（開始証書の官報掲載）
	地理的表示規則（The Geographical Indications Regulations）（2018 年 S. I. No. 42）	2018 年 10 月 12 日
営業秘密法	営業秘密保護法（2009 年第 2 号） ¹⁰⁹	2009 年 6 月 12 日

¹⁰² <https://ursb.go.ug/wp-content/uploads/2018/08/TRADEMARKS-ACT-2010.pdf>

¹⁰³ <https://ursb.go.ug/wp-content/uploads/2018/08/TRADEMARKS-REGULATIONS-2012.pdf>

¹⁰⁴ <https://ursb.go.ug/wp-content/uploads/2021/05/THE-TRADEMARKS-AMENDMENT-REGULATIONS-2021-final.pdf>

¹⁰⁵ <http://judiciary.go.ug/files/downloads/Act%20No%2019%20of%202006%20Copyright%20and%20Neighbouring%20RightsAct.pdf>

¹⁰⁶ <https://ursb.go.ug/wp-content/uploads/2018/08/THE-COPYRIGHT-AND-NEIGHBOURING-RIGHTS-REGULATIONS-2010.pdf>

¹⁰⁷ <https://ulii.org/akn/ug/act/2011/8/eng%402011-03-18>

¹⁰⁸ <https://ursb.go.ug/wp-content/uploads/2018/08/Geographical-Indications-Act-No.-8-of-2013.pdf>

¹⁰⁹ <http://judiciary.go.ug/files/downloads/Act%20No%202%20of%202009%20Trade%20Secrets%20Protection%20Act.pdf>

	法律の名称	発効日
種苗法	植物品種保護法 (The Plant Variety Protection Act, 2014) (2014 年) (未施行。憲法裁判所の憲法判断待ち。)	2014 年 12 月 24 日
遺伝資源法	国家環境法 (The National Environment Act) (2009 年第 5 号) ¹¹⁰	2019 年 6 月 27 日
	国家環境 (遺伝資源へのアクセスおよび利益分配) 規則 (The National Environment Act) (2005 年 S. I. No. 30) ¹¹¹	2005 年 3 月 18 日

ウガンダが加盟している条約

ウガンダは、国際法と国内法の関係について二元論に立脚する国家である。従って、国際的または地域的条約が署名および批准またはそのいずれかがなされている場合、それは純粋に説得力を有しかつ有益であるが、そのような条約または協定がウガンダにおいて完全な法的効力を有するためには、議会による国内法化の手続が必要となる。

IP 条約／協定	批准／加盟	発効日	国内法および日付
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)	1995 年 1 月 1 日	1995 年 1 月 1 日	なし
パリ条約	1965 年 5 月 14 日	1965 年 6 月 14 日	なし
PCT	1994 年 11 月 9 日	1995 年 2 月 9 日	特許 (修正) 法 (2002 年 4 月 5 日)
ハーグ協定のジュネーブ改正協定	非当事者	-	-
マドリッド協定議定書	非当事者	-	-
マラケシュ条約 (WIPO) : 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するための条約	2018 年 4 月 23 日	2018 年 7 月 23 日	なし
特許および意匠に関するハラレ議定書 (ARIPO)	1984 年 4 月 25 日	1984 年 4 月 25 日	工業所有権法 (2014 年第 3 号)、2015 年 4 月 1 日

¹¹⁰ <https://nema.go.ug/sites/all/themes/nema/docs/National%20Environment%20Act.%20No.%205%20of%202019.pdf>

¹¹¹ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/AccesstoGeneticResources2005.pdf>

IP 条約／協定	批准／加盟	発効日	国内法および日付
バンジュール議定書 (ARIPO)		2000 年 11 月 21 日	なし
著作権および関連する 権利の任意登録に関する カンパラ議定書 (ARIPO)	2021 年 8 月 28 日	未決	-
2005 年文化表現の多 様性の保護および促進 に関する条約	2015 年 4 月 8 日	2015 年 7 月 8 日	なし
生物多様性条約	1993 年 9 月 8 日	1993 年 12 月 29 日	なし
2000 年の生物多様性 条約のカルタヘナ議定 書	2001 年 11 月 30 日	2003 年 9 月 11 日	なし
遺伝資源の取得の機会 およびその利用から生 ずる利益の公正かつ衡 平な配分に関する名古 屋議定書 (2010 年)	2014 年 6 月 25 日	2014 年 10 月 12 日	なし

ウガンダ国内の知的財産関連機関

	国内の IP 関連事務所の名称	URL
特許	URSB—知的財産局 URSB 執行部 (URSB Enforcement Unit)	https://ursb.go.ug
	ウガンダ警察 (Uganda Police)	https://www.upf.go.ug/
	司法裁判所 (Courts of Judicature)	http://judiciary.go.ug/
実用新案	URSB—知的財産局 URSB 執行部	https://ursb.go.ug
	ウガンダ警察	https://www.upf.go.ug/
	司法裁判所	https://judiciary.go.ug/
工業意匠	URSB—知的財産局 URSB 執行部	https://ursb.go.ug

	ウガンダ警察	https://www.upf.go.ug/
	司法裁判所	https://judiciary.go.ug/
商標	URSB－知的財産局 URSB 執行部	https://ursb.go.ug
	ウガンダ警察	https://www.upf.go.ug/
	司法裁判所	https://judiciary.go.ug/
著作権	URSB－知的財産局 URSB 執行部	https://ursb.go.ug
	ウガンダ警察	https://www.upf.go.ug/
	司法裁判所	https://judiciary.go.ug/
	ウガンダパフォーミングライツ協会 (UPRS : Uganda Performing Right Society) －一括管理組織 (CMO : Collective Management Organization)	https://uprs.go.ug/
	ウガンダ映画産業連盟 (UFMI : Uganda Federation of Movie Industry) －CMO	http://ufmi.blogspot.com/p/home.html
	ウガンダ複製権機構 (URRO : Uganda Reproduction Rights Organisation) －CMO	https://www.ifrro.org/members/uganda-reproduction-rights-organisation
模倣防止に特化した法律	なし	
オンラインの商標侵害への対応、特に商標侵害情報のウェブサイトからの削除	URSB 執行部	https://ursb.go.ug
	ウガンダ警察	https://www.upf.go.ug/
	司法裁判所	https://judiciary.go.ug/

9.2 知的財産権の出願

ウガンダにおける商標出願および登録の数

ウガンダ知的財産局－登録サービス局より提供された統計

年	商標出願数	商標登録数
2019	3, 215	2, 830
2018	3, 225	2, 700
2017	2, 880	2, 756
2016	3, 107	2, 159
2015	2, 821	2, 254

9.3 模倣防止対策

9.3.1 ウガンダにおける模倣防止対策の概要

模倣防止を扱う行政機関がないので、**行政措置はない**。また、ウガンダには模倣品取締機関がないため、**国境対策も存在しない**。これにより、従来の侵害訴訟手続は裁判所に委ねられる。

ウガンダでは、知的財産事件の第一審は高等裁判所（the High Court）（商事部または民事部（Commercial or Civil Division））である。当該裁判所からの上訴は、控訴裁判所（the Court of Appeal）に提起される。更に高等裁判所である最高裁判所（the Supreme Court）に上訴する権利がある。

商標侵害は、当事者が登録の対象となる商品もしくは役務に関連して登録商標と同一もしくは酷似する商標を使用するか、または混同を招く恐れのある類似の商品もしくは役務を使用する場合に発生する。裁判所は、差止命令、損害賠償、侵害品の引渡し、侵害品の廃棄命令、不当利得および確認命令を含む一連の措置を付与することができる。裁判所はまた、アンテンピラー命令を付与することができ、これは緊急事態として求めることができる証拠保全調査命令である。

刑事訴訟に関しては、商標を偽造もしくは模倣し、登録簿の登録を偽造し、商標を登録されたものとして虚偽に表示し、商標を虚偽もしくは違法に除去し、虚偽の商標を付した商品を販売し、侵害商標を付した商品を輸入する等の様々な犯罪がある。この種の苦情申立ては、URSB 執行部または警察および公訴局長官（DPP: the Directorate of Public Prosecutions）に対し申し立てることができる。罰金が科せられる場合、600 米ドル以上の罰金が科せられる。

ブランド所有者は、（他の当事者から提供された）公務員側の汚職または賄賂の可能性を排除すべきではない。アフリカでは汚職が蔓延しており、残念ながら、賄賂により問題に直面する可能性は排除できない。

救済手段

救済手段	次の３種類の措置から選択してください。行政上、民事上、刑事上の措置
特許	刑事・民事
実用新案	刑事・民事
工業意匠	刑事・民事
商標	刑事・民事
著作権	刑事・民事

9.3.2 ウガンダにおける行政措置の概要

管轄当局の名称：該当なし

ウガンダには、模倣に対抗する行政措置を実施できる行政機関は存在しない。

管轄当局	該当なし
侵害を構成する行為	該当なし
当局の取締対象	該当なし
登録および監視のシステムの有無	該当なし
登録されている知的財産権	該当なし
登録にかかる期間	該当なし
登録のための正式手数料	該当なし
必要書類	該当なし
その他の事項	該当なし
登録の存続期間	該当なし
模倣防止において援用される知的財産権	該当なし
強制捜査の場合に当局が権利者に提供する情報	該当なし

物品が確実に押収されていることを権利者が望む場合に、強制捜査の通知に対する権利者の応答時間	該当なし
権利者が押収／停止を継続するための方法	該当なし
支払わなければならない供託金	該当なし
処分を決定する機関	該当なし
適用可能な措置／罰則	該当なし
物品の廃棄は任意か、その場合は費用の負担者	該当なし
その他の措置／罰則 (例、事業の停止、ライセンスの取消)の有無	該当なし
全プロセスにかかる期間	該当なし
知的財産権者にかかると想定される総費用	該当なし

9.3.3 ウガンダにおける国境対策の概要

管轄当局の名称：該当なし

ウガンダには、税関の登録制度はなく、また、模倣品の輸入を防止するために用いることのできる一般的手段もない。

国境対策

管轄当局	該当なし
侵害を構成する行為	該当なし
登録システムの有無	該当なし
登録されている権利	該当なし
登録プロセスにかかる典型的な期間	該当なし
登録のための公式手数料	該当なし
登録に必要な文書	該当なし
登録に関するその他詳細事項	該当なし
登録の有効期間	該当なし
物品を留置する場合に当局が提供する情報	該当なし
権利者が留置の延長を希望する場合、権利者が留置通知に応答するまでの期限	該当なし
留置の延期の要件	該当なし
供託金の支払いの有無、有る場合の金額	該当なし
模倣者に対する罰則を決定する者	該当なし

罰金の金額	該当なし
物品の廃棄が可能な場合、その費用の負担者	該当なし
その他の救済手段（営業停止、免許取消等）の有無	該当なし
苦情申立てから事件にかかる想定期間	該当なし
想定される手続費用	該当なし

9.3.4 ウガンダにおける民事訴訟および刑事訴訟の概要

知的財産事件の第一審は、高等裁判所（商事部または民事部）とする。当該裁判所からの上訴は、控訴裁判所に提起される。更に高等裁判所である最高裁判所に上訴する権利がある。

商標侵害は、登録の対象となる商品または役務または類似の商品もしくは役務に関連して登録商標と同一または酷似する商標を当事者が使用する場合に発生し、その結果、混乱が生じる可能性がある。裁判所は、差止命令、損害賠償、侵害品の引渡し、侵害品の廃棄命令、不当利得および確認命令を含む一連の措置を付与することができる。裁判所はまた、アントンピラー命令を付与することができ、これは緊急事態として求めることができる証拠保全調査命令である。

民事訴訟

商標侵害に関する民事訴訟に関する法律規定は、法律第 34 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条に定める。

訴訟は、詐称通用というコモンロー上の訴訟に依拠して、第 34 条に基づく商標登録なしに提起することもできる。商標所有者は、差止命令および損害賠償等の救済を裁判所に求める。訴訟は、請求の詳細を記載した召喚状で開始され、被告は、書面で応答する機会を有する。訴訟は、最終的には口頭審理を実施し、その後判決が下される。

侵害を構成する行為	商標は、登録商標と同一もしくは酷似する標章であって、同一の内容の商品または役務に関して取引の過程で誤認を生じまたは混乱を招く恐れのあるものを使用する場合、およびその使用が混乱を招く恐れのある場合に、侵害されたものとみなされる。 詐称通用に対するコモンロー上の訴訟
第一審裁判所に該当する裁判所	高等裁判所
利用可能な救済手段	- 差止命令 - 損害賠償 - 廃棄命令 - アントンピラー命令 - 廃棄のための引渡命令

	• 不当利得の返還命令 • 確認命令
事件にかかる平均期間	3年
想定する法的費用、および保管料、公的手数料のようなその他の費用	2万5,000米ドルから6万5,000米ドル

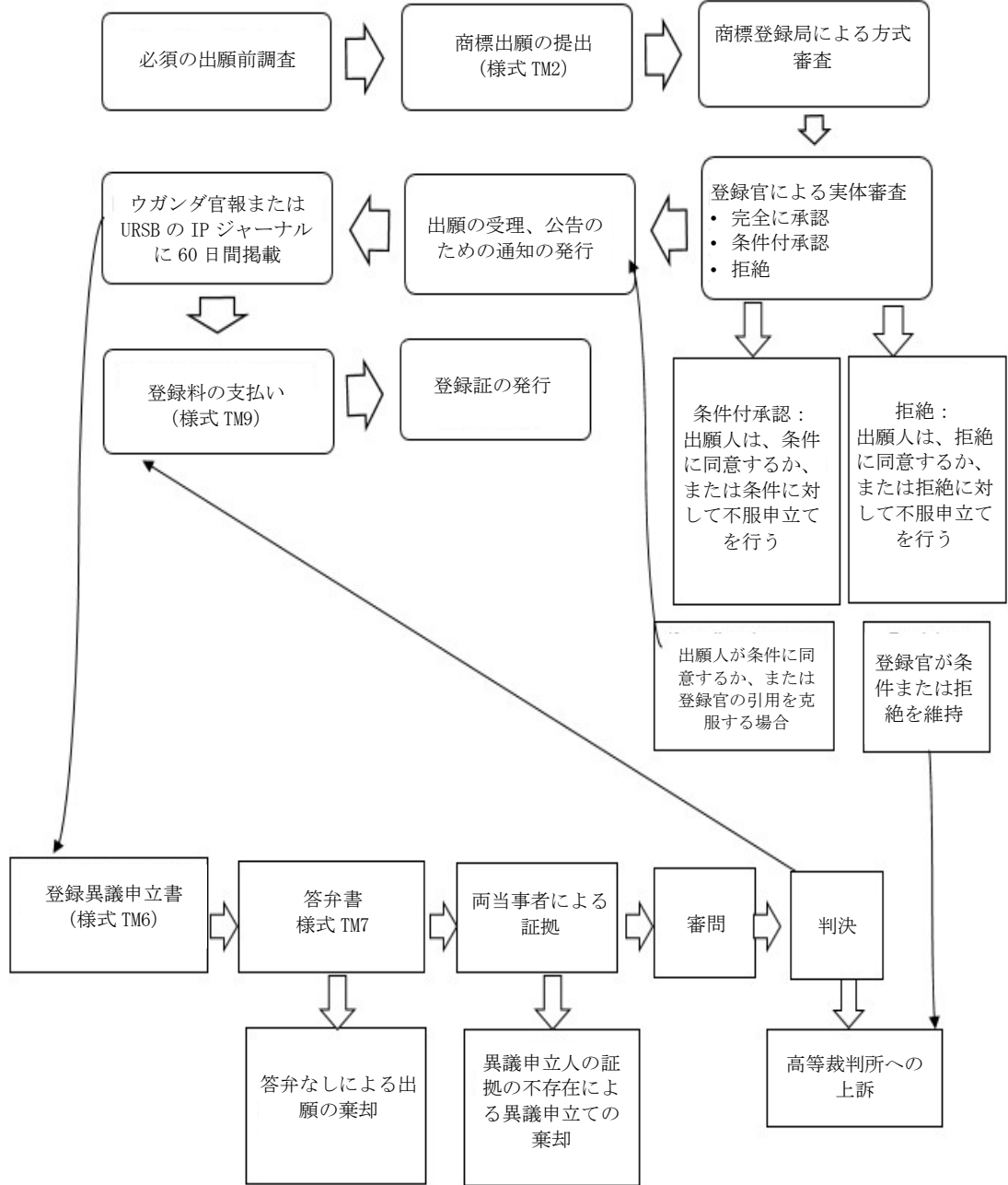
刑事訴訟

刑事訴訟に関しては、商標を偽造もしくは模倣し、登録簿の登録を偽造し、商標を登録されたものとして虚偽に表示し、商標を虚偽もしくは違法に除去し、虚偽の商標を付した商品を販売し、侵害商標を付した商品を輸入する等の様々な犯罪がある。苦情申立ては、URSB 執行部または警察および DPP に対し申し立てることができる。罰金が科せられる場合、それは少なくとも 600 米ドルになる。

犯罪を構成する行為	• 商標の偽造または模倣。 • 登録簿の記載事項の改ざん • 登録商標の虚偽表示。 • 登録商標の偽造または違法除去。 • 登録商標の虚偽出願 • 犯罪に使用するための金型の製造および所有 • 虚偽標章を付した物品の販売 • 侵害商標を付した物品の輸出入
申立てを受け付ける者	URSB 執行部ならびにウガンダ警察および DPP またはそのいずれか
職権上の行為の有無	なし
処分を決定する者	裁判所が実際の処分を決定する一方、法律は上限を規定する
罰金の有無、有の場合の金額	有、最低 600 米ドル。累積金額は、裁判所により決定される。
廃棄の有無と、有の場合の費用負担者	有罪宣告を受けた者。これは通常、司法取引の道具として使用される。
その他の救済手段—営業停止、免許取消	• 損害賠償 • 差止命令 • 不当利得
想定される訴訟期間	2年から4年
倉庫などの費用を含む、想定費用	1万米ドルから2万米ドル

9.4 フローチャート

ウガンダにおける商標出願手続のフローチャート



ウガンダにおける行政措置のフローチャートー該当なし

ウガンダには、模倣に対抗する行政措置を実施できる行政機関は存在しない。

ウガンダにおける国境対策のフローチャートー該当なし

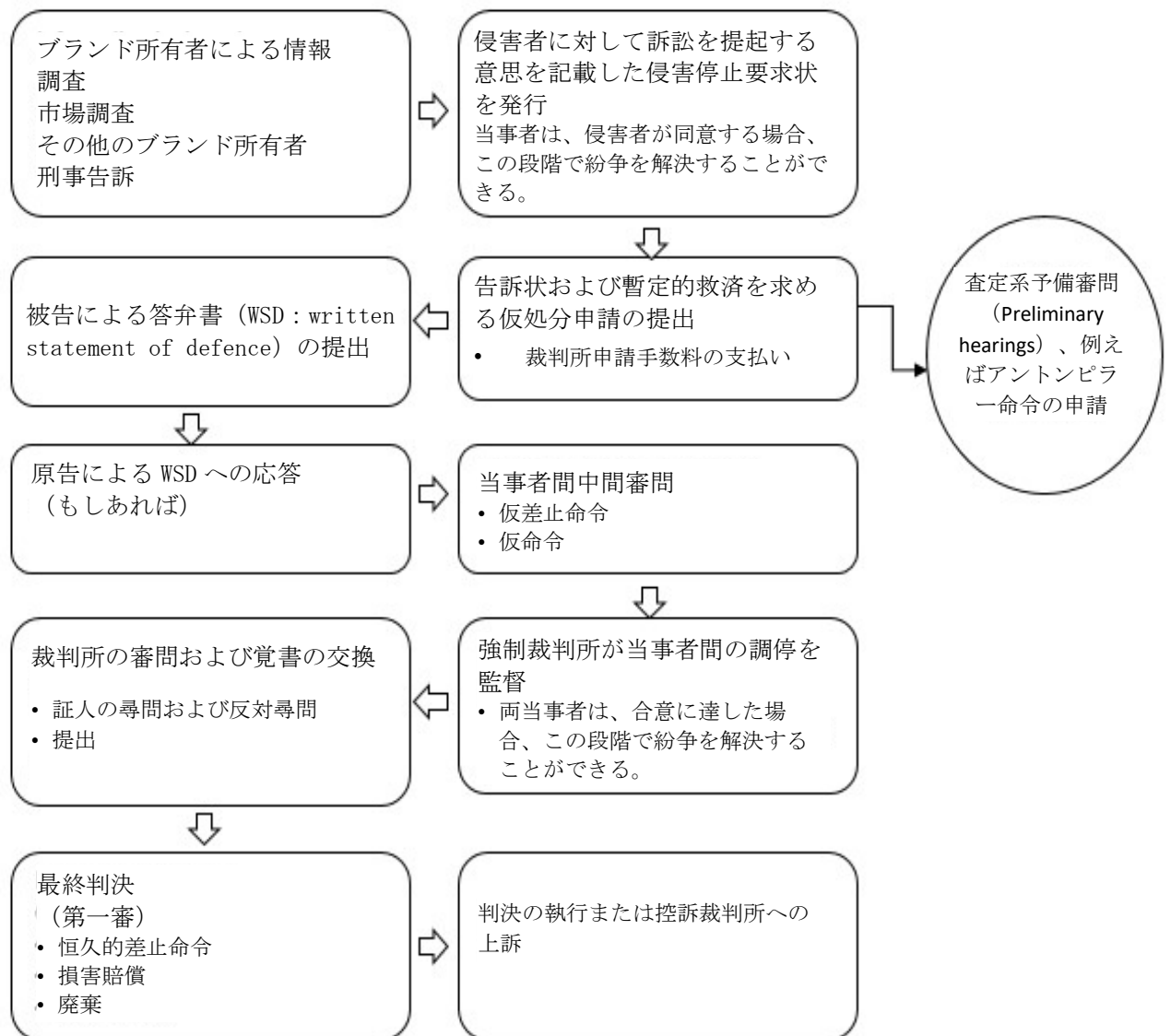
ウガンダには、税関の登録制度はなく、また、模倣品の輸入を防止するために用いることのできる一般的手段もない。

フローチャートーウガンダの裁判制度の概要：

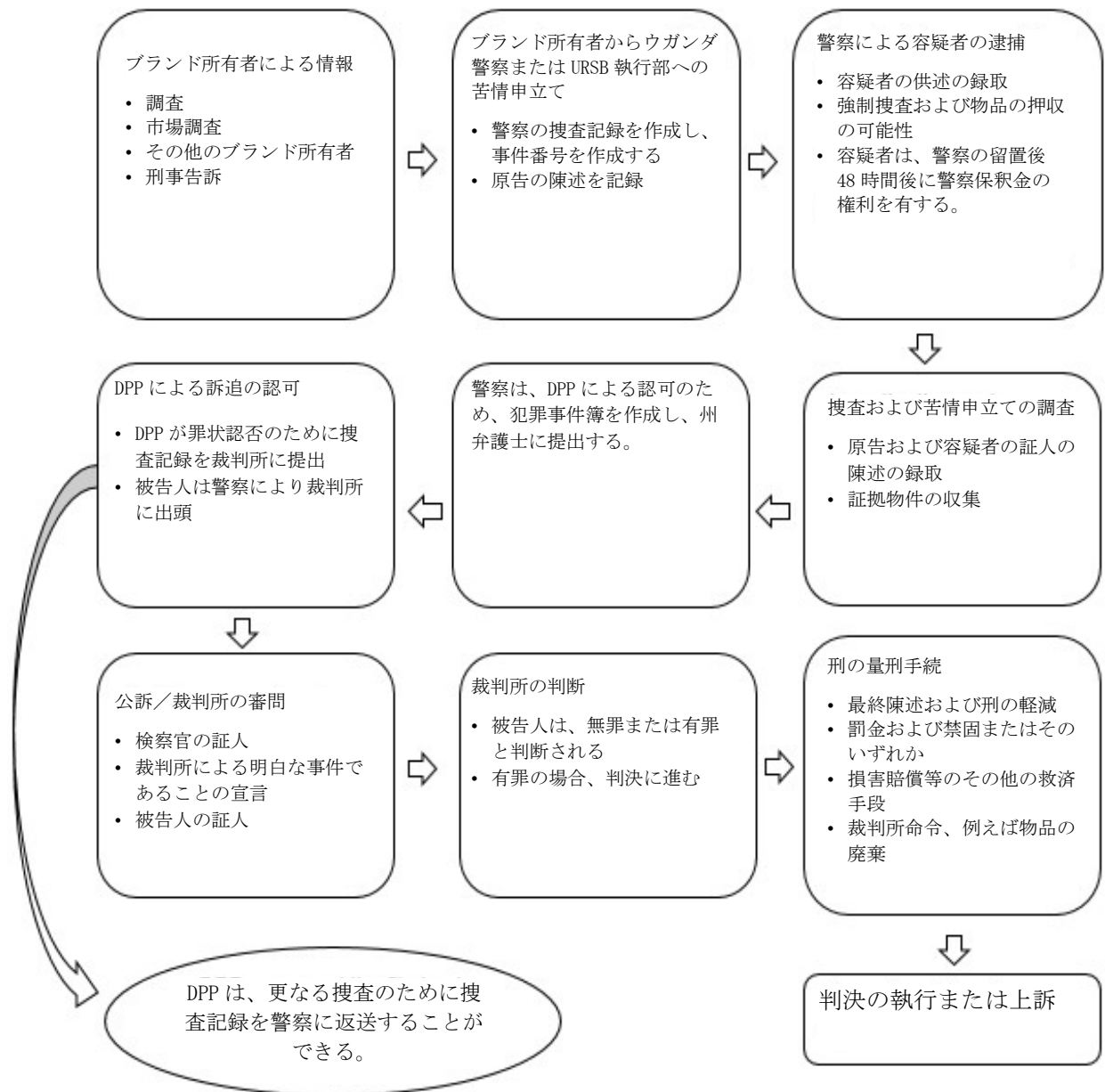


※注：日本語の正式名称は確認できなかったため、仮称である点ご注意ください。

ウガンダにおける民事訴訟のフローチャート



ウガンダにおける刑事訴訟のフローチャート



[特許庁委託事業]

アフリカ9ヵ国の模倣防止対策

カメルーン、エチオピア、ガーナ、ケニア、モーリシャス、ナイジェリア、南アフリカ、
タンザニア、ウガンダ

2022年3月

禁無断転載

[調査受託]

Spoor & Fisher Jersey

[翻訳]

サイマルインターナショナル

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所 知的財産権部

Copyright (C) 2022 JP0/JETRO. All right reserved.